



# 宮古市業務継続計画（ＢＣＰ）

宮 古 市



# 目 次

|     |                          |     |
|-----|--------------------------|-----|
| 第1章 | はじめに .....               | 1   |
| 1.1 | 業務継続計画（BCP）策定の背景 .....   | 1   |
| 1.2 | 本計画の目的 .....             | 2   |
| 1.3 | 計画の位置付けと地域防災計画との関係 ..... | 3   |
| 1.4 | 計画の適用範囲 .....            | 4   |
| 1.5 | 計画の構成 .....              | 5   |
| 第2章 | 前提とする災害と被害想定 .....       | 6   |
| 第3章 | 業務継続目標の設定 .....          | 8   |
| 3.1 | 全庁の業務継続目標 .....          | 8   |
| 3.2 | 各部の業務継続目標 .....          | 10  |
| 第4章 | 業務継続における執行体制 .....       | 16  |
| 4.1 | 災害対策本部の体制 .....          | 16  |
| 4.2 | 職員の動員・参集の想定 .....        | 20  |
| 第5章 | 非常時優先業務の整理 .....         | 26  |
| 5.1 | 非常時優先業務の定義と選定方法 .....    | 26  |
| 5.2 | 非常時優先業務の整理結果 .....       | 29  |
| 第6章 | 業務継続における課題と対策 .....      | 70  |
| 6.1 | 人的資源に関する課題と対策 .....      | 70  |
| 6.2 | 庁舎施設・設備に関する課題と対策 .....   | 81  |
| 6.3 | 情報システムに関する課題と対策 .....    | 88  |
| 第7章 | 業務継続のための対策の取りまとめ .....   | 96  |
| 第8章 | 業務継続マネジメント体制の確立 .....    | 98  |
| 8.1 | 職員の教育・訓練計画 .....         | 98  |
| 8.2 | 業務継続マネジメント体制 .....       | 99  |
| 8.3 | 業務継続計画の改善・更新 .....       | 100 |
| 第9章 | まとめ .....                | 102 |



# 第 1 章 はじめに

## 1.1 業務継続計画（BCP）策定の背景

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分頃、三陸沖を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震」は、我が国観測史上最大となるマグニチュード 9.0 を記録し、全国に大きな揺れとともに北海道から東北、関東地方の広い範囲にわたり津波が襲来した。宮古市では、午後 3 時 26 分頃に 8.5 メートル以上の大津波が襲いかかり、多くの尊い生命と大切な財産を奪い、私たちがかつて経験したことがない未曾有の大災害「東日本大震災」が発生した。

宮古市では、発災直後から、防災行政無線等による避難の呼びかけ、避難者の避難所への収容、食糧・物資の供給、被害情報の収集・集約など、長期に渡って様々な災害対応活動を、全庁を挙げて行ったが、津波浸水によって市役所が孤立した他、情報通信機能の不全や、燃料不足、社会インフラの寸断によって、災害対応の実施や、重要な通常業務の再開に著しい影響が生じた。

本市では、このような震災における教訓を踏まえて「宮古市地域防災計画」を修正したほか、庁舎施設や避難所への自家発電機の整備や通信手段の強化など、設備面の整備を進めてきた。

これらの取り組みに加え、災害により行政機能が低下する中であっても、市としての重要業務を継続あるいは早期に再開させるための課題を特定し、対策を立案することを目的として、「宮古市業務継続計画（BCP）」を策定する。

## 1.2 本計画の目的

### (1) 計画の目的

業務継続計画（BCP）は、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約があり、行政機能が低下した状況下においても、継続的に実施する必要がある災害対応業務及び重要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、非常時優先業務の業務継続に必要な資源の確保・配分や手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、大規模な地震・津波災害時にあっても、適切な業務執行を行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、市民への影響を最小限にとどめることを目的とした計画である。

### (2) 計画の効果

本計画に基づき予め必要な措置を講じることにより、図1.2.1に示すように、業務の再開時間の短縮や、発災直後の業務継続レベルの向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

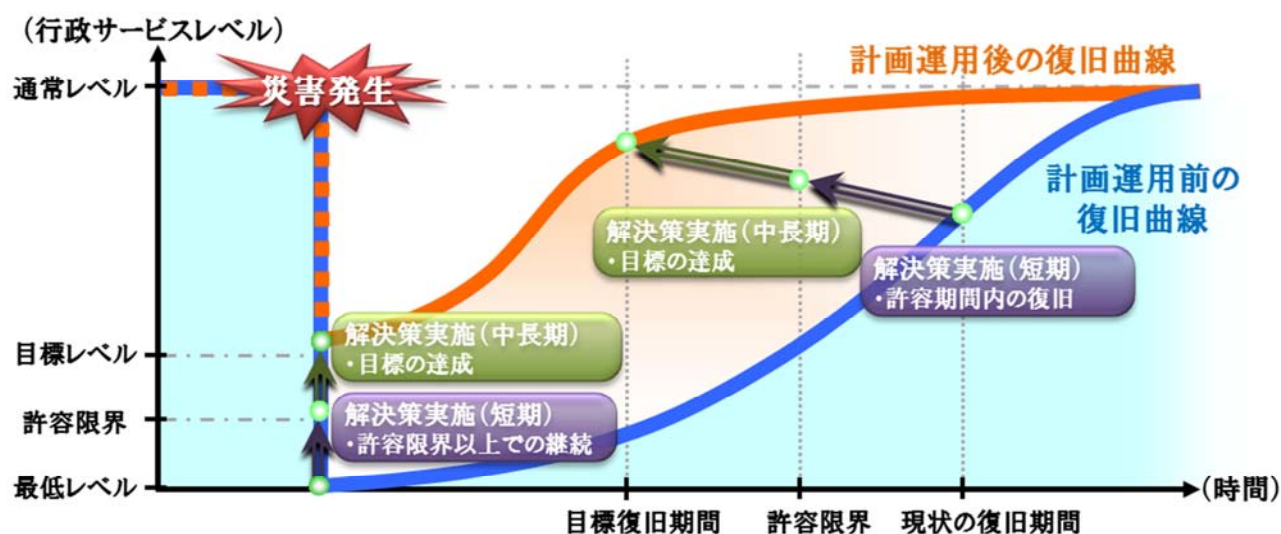


図1.2.1 本計画の実践に伴う効果のイメージ

### 1.3 計画の位置付けと地域防災計画との関係

「宮古市地域防災計画」は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、災害予防対策から災害応急対策及び災害復旧・復興対策について、本市及び関係機関が処理すべき事項を示した防災活動の総合的かつ基本的な計画である。

一方、本計画は、市庁舎や市職員などの行政自身の被災も前提とした本市独自の計画で、災害対応業務及び継続が必要な通常業務を特定するとともに、業務実施の目標時間を具体的に定め、限られた資源を前提として、目標時間を達するために、事前より取り組むべき対策計画であり、地域防災計画を定量的根拠に基づき補完するものとなる。

表1.3.1 地域防災計画と本計画の比較

| 項目       | 地域防災計画                                                   | 業務継続計画（BCP）                                             |
|----------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| 計画の趣旨    | 発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための、総合的かつ基本的な事項を定める計画 | 発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画    |
| 対象とする災害  | 災害全般(地震、風水害、大規模火災、その他の災害)                                | 災害全般から特に影響の大きな重大災害を特定                                   |
| 行政の被災    | 行政の被災は、特に想定しない                                           | 庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災、災害後の状況を評価し、利用できる資源を前提に計画を策定 |
| 対象業務期間   | 予防・応急対策・復旧・復興                                            | 発災から1か月間                                                |
| 対象業務     | 災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする                       | 非常時優先業務を対象とする（災害対応業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）              |
| 対応業務の優先度 | すべきこと(所掌業務)が記載され特に優先度は設定しない                              | リソースが限られ目標に対する時間制約があることから、業務に優先度（業務開始・再開・完了目標）を設定       |

## 1.4 計画の適用範囲

本計画が対象とする範囲は以下のとおりである。

### (1) 対象とする災害

このマニュアルが対象とする災害は、地震、津波及び地震に起因する地盤沈下による高潮とし、2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびその津波に匹敵する災害を対象とする。但し、岩手県の実施する最新の地震・津波浸水シミュレーションの結果が発表されるまでの措置とする。

### (2) 対象時期

事後対策の対象時期は、地震発生から概ね30日以内とする。

### (3) 対象業務・対策

本計画において対象とする非常時優先業務は、大別して災害対応業務（災害時の初動・応急対策業務）と優先通常業務（災害時においても早期に再開すべき通常業務）の2つである。

また、事前対策として、業務継続の実現に向けた課題への対策を対象とする。

対象とする業務・対策と地域防災計画との関係を、図1.4.1に示す。

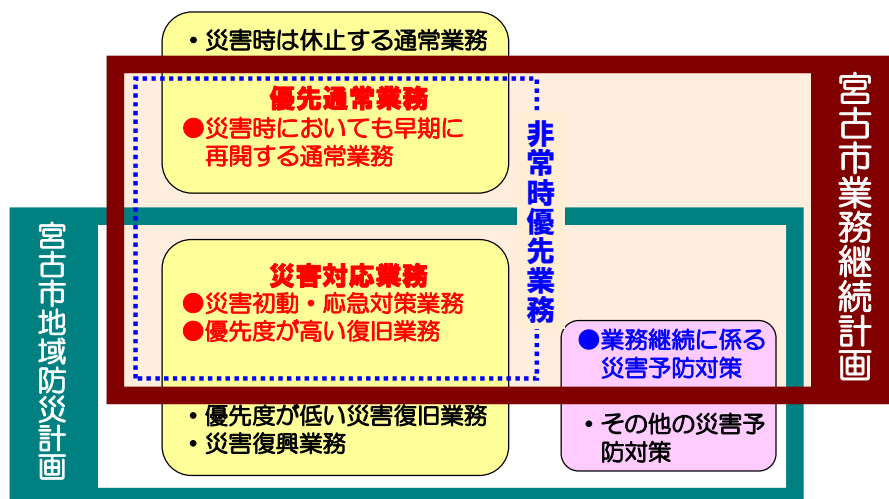


図1.4.1 対象とする業務・対策と地域防災計画との関係

### (4) 対象組織

本市の災害対策本部の内、消防班（消防対策課）を除いた部署を対象とする。消防班（消防対策課）については、災害時の指揮命令系統や人員運用等において独立性が高く、業務内容の専任性も

高いことを踏まえ、対象外とする。

## 1.5 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりである。

### 宮古市業務継続計画 【震災編】

#### 第1章 総論

本計画策定の背景と目的、地域防災計画との関係、適用範囲といった、本計画の基礎的事項を記載する。

#### 第2章 前提とする地震と被害想定

前提とする地震災害として、東北地方太平洋沖地震の再来を挙げ、同地震が再度発生した場合の被害の想定と、宮古市において想定される状況を取りまとめる。

#### 第3章 業務継続目標の設定

想定される被害に対して、宮古市の行政組織としての全庁的な業務継続における目標を取りまとめ、全庁的な目標に基づく各部局の業務継続目標を示す。

#### 第4章 業務継続における執行体制

災害発生時の宮古市の行政組織としての業務執行体制を整理する。また、夜間・休日等の勤務時間外発災時の職員参集状況を想定する。

#### 第5章 非常時優先業務の整理

非常時優先業務の定義を行うと共に、各部局の非常時優先業務を選定し、その結果を取りまとめる。また、業務実施に必要な人員と第4章の参集想定結果との比較を行い、各部局の非常時優先業務実施上の課題を取りまとめる。

#### 第6章 業務継続における現状の課題と対策

宮古市の現状の施設・設備、情報システム、非常時優先業務の執行体制等から見た、業務継続における各種の課題と、その課題を解決すべき対策について立案する。

#### 第7章 業務継続のための対策の取りまとめ

第6章で挙げた対策を整理した上で、実施時期を含めた計画を取りまとめる。

#### 第8章 業務継続マネジメント体制の確立

宮古市の業務継続目標を達成するため、今後継続的に実施する業務継続に関する教育・訓練について、その実施項目及び概要を取りまとめるとともに、本計画を運用するに当たってのマネジメント体制、計画の継続的な改善・更新の必要性を示す。

#### 第9章 まとめ

最後に、本計画全体を総括する。

## 第2章 前提とする災害と被害想定

本計画では、「東日本大震災と同等の地震・津波が冬の平日18時に発生する」という災害を前提とする。職員の参集を要する勤務時間外発災であること以外は、基本的には東日本大震災と同様の震災が、今日の宮古市を襲ったと仮定する。

発災時に想定される市内の状況は以下のとおりである。

### <地震動>

○市内全域で震度5弱～5強の揺れを観測。大きな横揺れが2～3分程度続く。その後、長期間余震が頻発し、最大で震度5弱程度を観測することがある。

### <津波>

○地震発生後ただちに大津波警報が発令。20～30分後に津波最大波が到達し、市内各所が浸水する。

○その後、繰り返し同程度の津波が到達する。浸水範囲は東日本大震災と同程度とする。

○発災直後に発令された大津波警報は津波到達後、津波警報・注意報と段階的に下げられ、48時間程度継続した後、解除される。

### <建物>

○地震動による建物被害は軽微であり、浸水範囲以外では建物の全・半壊は発生していない。建物内で家具類の転倒等により負傷者が若干発生する。

○津波浸水により、沿岸部を中心に多くの建物の流失、全・半壊が発生する。

### <火災>

○東日本大震災と同様に、市街中心部では火災は発生しないものの、津波襲来後に流失した家屋からの出火が複数箇所ですべて同時発生する。

### <道路>

○停電により信号機が作動せず、各地で混乱が発生し、市内中心部等で渋滞が発生する。

○津波到達後は、津波によるガレキ堆積、橋梁被害等による道路閉塞が多数発生。停電発生かつ夜間のため、被害状況の把握が困難となる。

○その後道路啓開が進むが、不通箇所多数。三陸自動車道は緊急車両専用として一部供用再開。緊急交通路において一般の通行が規制される。

### <鉄道>

○地震動や津波による盛土や橋梁部の被害が発生し、安全確認と合わせ、全線不通となる。

○鉄道の運転再開は、おおよそ2週間後となる。

### ＜電力＞

- 地震発生直後より、市内全域で停電が発生。
- 翌日より、浸水被害を受けなかった地域を中心に徐々に電力が復旧するが、本庁舎を含む浸水区域での復電には10日を要する。
- 庁舎・総合事務所などの非常用発電装置は無被害で利用可能とする。

### ＜通信＞

- 災害発生直後より、固定電話、携帯電話とも設備被災より利用不能となる。
- 固定電話、携帯電話とも概ね1ヶ月程度は、設備被災と輻輳により、通常の利用が困難な状況が継続する。
- 衛星回線を用いた電話は発災当初より利用可能。

### ＜上水道＞

- 管路や浄水場等の被害により、一部内陸部を除く全域で断水となる。配管被害により、道路で漏水する箇所も発生する。
- 発災後応急復旧が開始され、給水車等による応急給水対応も実施される。
- 応急復旧により、断水世帯数が徐々に減少し、1ヶ月程度で復旧率100%となる。

### ＜避難＞

- 日没後の発災となることから、発災直後の避難行動にはより困難が伴う。
- 避難者数は、最大で約 9,000 人と、東日本大震災と同程度。

## 第3章 業務継続目標の設定

### 3.1 全庁の業務継続目標

想定される大規模災害時においても、市民の身体・生命・財産の保護を最優先とし、また、被災者が少しでも早く、安心できる日常生活に戻るができるように、業務を遂行することが、行政として最も基本的かつ重要な責務である。

対象とする「東日本大震災と同等の地震・津波」では、行政自身にも大きな被害が及び、限られた資源（人員・設備等）で責務を果たすことが求められる。そのため、実施すべき業務の優先度を定めることが必要であり、そのための宮古市全体の業務継続目標を、表 3.1.1 のとおり設定した。目標時期については、業務の開始や再開、あるいは完了の時期を意味する。

表3.1.1 宮古市の全庁的な業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                                                     | 優先通常業務                          | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階               |                     | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|------------------------------------------------------------|---------------------------------|--------------|------------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                                            |                                 | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助      |                     | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                                            |                                 | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間 | 24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 災害対策本部の設置（人、場所、通信、情報等）                                     | 組織的な業務遂行に必要な業務（幹部職員補佐、公印管理等）    |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了                                   |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 指揮命令系統の確立                                                  |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 災害対策本部会議等の開催                                               |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 通信の確保、維持・運営（防災無線、電話、F A X、インターネット等）                        |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 災害広聴及び災害広報の実施                                              |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握              | 被害情報・ライフライン状況等の把握（被害情報の収集・伝達・報告）の開始                        |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 市施設等の被害状況の収集完了                                             |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 市庁舎、避難場所の安全確認完了                                            |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 現地調査班の派遣開始                                                 |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 発災直後の火災、津波等対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等）の開始                         |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 救助・救急体制確立に係る業務（県・他自治体への応援要請、部隊編成・運用）の開始                    |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                        | 応急救護所の設置等、医療救護に関する業務の開始                                    |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設               | 避難所の開設、運營業務                                                |                                 |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）        | 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等）の開始                           |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                        | 市区町村管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等）の開始                         |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                        | 災害対策活動体制の拡充に係る業務（ボランティア、救援物資受入れ等）の開始                       |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                        | 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等）                                     |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                        | 緊急交通の確保に関する業務                                              |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                        | 応急給水の開始                                                    |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
| ⑥ 避難生活支援の開設            | 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等）                                   |                                 |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
| ⑦ 重大な行事の手続き            |                                                            | 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙、各種試験等）の再開  |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
| ⑧ 被災者への支援の開始           | 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯、仮設トイレの設置等）                      |                                 |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
|                        | 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動等）の開始                              |                                 |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
| ⑨ 他の業務の前提となる行政機能の回復    | 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）                                      | 国民健康保険事務（受診者急増、保健証紛失への対応）の再開    |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
|                        | 業務システムの再開等に係る業務                                            | 情報管理に係る業務（個人情報保護、情報漏洩防止）の再開     |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
|                        | 災害対応に必要な経費の確保に係る業務                                         | 文書の収受及び発送                       |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
|                        | 市民災害相談窓口の開設                                                | 財政計画業務（予算業務）の再開                 |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
|                        | 住家被災判定の実施開始                                                |                                 |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
| ⑩ 窓口行政機能の回復            |                                                            | 窓口業務（届出受理、証明書（被災に関する証明も）発行等）の再開 |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
| ⑪ 復旧・復興に係る業務の本格化       | 災害関係の予算及び起債                                                | 生活保護事務の再開                       |              |                  |                    |                     | ●                  |                   |                   |
|                        | 道路、橋梁、公園、水路等市管理公共施設の災害復旧工事の実施開始                            | 学校、幼稚園、保育所における教育、保育の再開          |              |                  |                    |                     | ●                  |                   |                   |
|                        | 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保、応急仮設住宅の供給戸数決定、復旧資金の融資あっせん等） | 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助金等）の再開    |              |                  |                    |                     |                    | ●                 |                   |
|                        | 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等）                                 | 職員の人事及び給与の再開                    |              |                  |                    |                     |                    | ●                 |                   |
| ⑫ その他の行政機能の回復          | 応急仮設住宅の建設着手                                                | 中小企業支援、雇用対策に関する業務の再開            |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                        | 所管施設の応急復旧の完了、本復旧・復興への移行                                    | 市税に関する業務の再開                     |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |

## 3.2 各部の業務継続目標

以下に、全庁的な目標を受けた災害対策本部体制における各部局の目標をそれぞれ示す。

各部局は、災害対策本部の指揮のもと、関係部局、関係機関と連携して、本目標に示す業務の開始、再開、完了をめざすものとする。

### (1) 危機管理監（危機管理課）の業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                                 | 優先通常業務 | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|----------------------------------------|--------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                        |        | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                        |        | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 災害対策本部の設置（人、場所、通信、情報等）                 |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 部内職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了             |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 指揮命令系統の確立                              |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 災害対策本部員会議等の開催                          |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 通信施設に係る被害状況の把握                         |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握              | 被害情報・ライフライン状況等の把握（被害情報の収集・伝達・報告）、報告の開始 |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 避難のための立退き勧告及び指示の実施                     |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 警戒区域の設定                                |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 防災行政無線、広報車（消防車両等）による周知                 |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 県・他自治体・自衛隊への応援要請                       |        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |

### (2) 総務部(総務課・財政課・契約検査課・税務課・会計課・各事務局)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                         | 優先通常業務                  | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|--------------------------------|-------------------------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                |                         | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                |                         | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了       | 幹部職員補佐、公印管理の実施(各事務局)    |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 指揮命令系統の確立(第1庶務班)               |                         |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握              | 人的被害情報・住家被害情報の収集開始(第1・第2調査班)   |                         |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 避難のための立退き勧告及び指示の実施(第1庶務班)      |                         |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                    |                         |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）        | 緊急輸送車両の確保及び配車の開始(財政班)          |                         |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 緊急通行車両確認証明書及び標章の受領(財政班)        |                         |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 輸送車両用燃料の確保及び給油手配(財政班)          |                         |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑨ 他の業務の前提となる行政機能の回復    | 災害対応に必要な経費の確保に係る業務の開始(財政班・出納班) | 契約工事・業務の再開(契約検査課)       |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |
|                        | 住家被災判定の開始(第1・第2調査班)            | 郵便物の受領及び文書の発送(総務課・各事務局) |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |
|                        |                                | 財政計画業務（予算業務）の再開(財政課)    |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |
| ⑪ 復旧・復興に係る業務の本格化       | 災害関係の予算及び起債(財政班・出納班)           |                         |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |
|                        | 義援金や災害見舞金の支給の開始(出納班)           | 職員の人事及び給与の再開(総務課)       |              |                  |                                           |                    | ●                 |                   |
|                        |                                | 職員派遣の受入れ事務の再開(総務課)      |              |                  |                                           |                    | ●                 |                   |
| ⑫ その他の行政機能の回復          |                                | 市税に関する業務の再開（財政課・税務課）    |              |                  |                                           |                    |                   | ●                 |

### (3) 企画部(企画課・復興推進課)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                                  | 優先通常業務              | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|-----------------------------------------|---------------------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                         |                     | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                         |                     | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了                | 災害時における秘書用務の実施（秘書室） |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 災害広聴及び災害広報の実施、報道機関対応（第2庶務班）             |                     |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 避難のための立退き勧告及び指示の実施（第2庶務班）               |                     |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 事業者（テレビ・ラジオ放送、電力・燃料等）に対する協力要請の開始（第2庶務班） |                     |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                             |                     |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ⑧ 被災者への支援の開始           | 避難所への情報提供の開始                            |                     |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |

### (4) 市民生活部(総合窓口課・各出張所・環境課・生活課・男女共生推進センター)

#### の業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                                      | 優先通常業務                                      | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                             |                                             | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                             |                                             | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了                    |                                             |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 通信施設に係る被害状況の把握                              |                                             |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握              | 被害情報・ライフライン状況等の把握（被害情報の収集・伝達・報告）の開始（出張所班）   |                                             |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 医療衛生施設被害の把握（第2援護班）                          |                                             |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 日本赤十字社への派遣要請、その他社会事業団体との連絡調整（生活班）           |                                             |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                                 |                                             |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）        | 物資や食料の調達及び支給の開始（生活班）                        |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 義援物資の受付・集積・配分の実施（生活班）                       |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 炊き出し及び給食の手配（生活班）                            |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | ボランティアの登録受入れに関する業務の開始（生活班）                  |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 遺体の取扱い業務（検案、処理、埋葬事務手続き等）の開始（衛生班）            |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 災害救助法に基づく救助等に係る手続事務（第2援護班）                  |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑧ 被災者への支援の開始           | 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯、仮設トイレの設置等）       |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、清掃、廃棄物処理、保健衛生活動等）の開始（衛生班） |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 被災した愛玩動物の救護対策にかかる調整（衛生班）                    |                                             |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑨ 他の業務の前提となる行政機能の回復    | 被災住宅の応急修理等に係る相談の受付（第2援護班・生活班）               | 戸籍事務の総括の再開（総合窓口課）                           |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑩ 窓口行政機能の回復            |                                             | 窓口業務（届出受理、証明書（被災に関する証明も）発行等）の再開（総合窓口課・各出張所） |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑪ 復旧・復興に係る業務の本格化       | 被災者台帳システムに関する業務の開始（生活班）                     |                                             |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |
|                        |                                             | 被災者の生活相談会等の開催（生活課）                          |              |                  |                                           |                    |                   | ●                 |

(5) 保健福祉部(福祉課・各保育所・介護保険課・健康課・各診療所・保健センター)

の業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                                          | 優先通常業務                                     | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                                 |                                            | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                                 |                                            | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了                        |                                            |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握              | 社会福祉施設・高齢者福祉施設・医療施設等の被害状況の把握(第1 援護班・第3 援護班・医療班) |                                            |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 避難のための立退き勧告及び指示の実施(第1 援護班)                      | 高齢者、要保護児童・世帯等、災害時要援護者の把握（介護保険課、福祉課）        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 傷病者の搬送(医療班)                                     |                                            |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 応急救護所の設置等、医療救護に関する業務の開始(医療班)                    |                                            |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                                     |                                            |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）        | 高齢者等要援護者の救護の開始(第3 援護班)                          | 高齢者、要保護児童・世帯等、災害時要援護者の支援（介護保険課、福祉課）        |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | ボランティアの登録受入れに関する業務の開始(第1 援護班)                   |                                            |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑥ 避難生活支援の開設            | 災害救助法に基づく救助等に係る手続事務(第1 援護班)                     |                                            |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑧ 被災者への支援の開始           | 医療機関及び医療関係者の動員、医療救護班の要請(医療班)                    |                                            |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 避難者の健康管理及びメンタルケア等に関する業務の開始(医療班)                 |                                            |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 保健師支援チームの派遣(医療班)                                |                                            |              |                  |                                           |                    | ●                 |                   |
| ⑨ 他の業務の前提となる行政機能の回復    |                                                 | 診療体制の整備（健康課）                               |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑩ 復旧・復興に係る業務の本格化       | 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付等の実施(第1 援護班)                  | 生活保護・福祉関連事務の再開（福祉課）<br>介護保険関連事務等の再開（介護保険課） |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |

## (6) 産業振興部(商業観光課・産業支援センター・農林課・水産課・県立水産科学館)

### の業務継続目標

| 業務の<br>考え方            | 災害対応業務                           | 優先通常業務                   | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階               |                     | 復旧段階               |                   |                   |
|-----------------------|----------------------------------|--------------------------|--------------|------------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                       |                                  |                          | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助      |                     | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                       |                                  |                          | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間 | 24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ①初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了         |                          |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ②被害状況の把握              | 観光施設被害・商工関係被害の報告（産業支援班・商業観光班）    |                          |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係等の被害の報告（産業支援班）   |                          |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 農業関連被害の報告（農林班）                   |                          |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
|                       | 漁港・水産関連被害の報告（水産班）                |                          |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
| ③救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 観光客の救護活動の実施（商業観光班）               |                          |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ④避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                      |                          |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ⑤応急活動（救助・救急以外）        | 通行の禁止及び制限等交通の規制（水産班）             |                          |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 物資調達に係る商工団体等に対する協力要請（商業観光班）      |                          |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 支援受け入れに伴う宿泊施設の確保（商業観光班）          |                          |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 燃油の確保の開始（水産班）                    |                          |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
| ⑨他の業務の前提となる行政機能の回復    |                                  | 予算要求、要項作成、事業実施の再開（商業観光課） |              |                  |                    |                     | ●                  |                   |                   |
| ⑩復旧・復興に係る業務の本格化       |                                  | 被災施設の復旧（商業観光課・水産課）       |              |                  |                    |                     | ●                  |                   |                   |
|                       | 被災工業者の災害融資（産業支援班）                |                          |              |                  |                    |                     |                    | ●                 |                   |
|                       | 中小企業融資の確保及びあっせん（商業観光班）           |                          |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                       | 農林漁業制度金融の確保（農林班）                 |                          |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                       | 農林畜産物、農地、森林、農林関係施設等の応急対策の実施（農林班） |                          |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                       | 漁港及び海岸保全施設、水産関係施設の応急対策の実施（水産班）   |                          |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |

## (7) 都市整備部(建設課・都市計画課・建設住宅課)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方            | 災害対応業務                                 | 優先通常業務            | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階               |                     | 復旧段階               |                   |                   |
|-----------------------|----------------------------------------|-------------------|--------------|------------------|--------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                       |                                        |                   | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助      |                     | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                       |                                        |                   | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間 | 24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ①初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了               |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                       | 通信施設に係る被害状況の把握（第1建設班）                  |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ②被害状況の把握              | 土木施設・公営住宅等の被害状況の把握（各班）                 |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ③救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 水防活動の実施（第1建設班）                         |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                       | 避難のための立退き勧告及び指示（第1建設班）                 |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
|                       | 救出に係る重機等の確保（第1建設班）                     |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ④避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                            |                   |              | ●                |                    |                     |                    |                   |                   |
| ⑤応急活動（救助・救急以外）        | 地すべり防止区域等の被害調査及び応急対策の実施（第1建設班）         |                   |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 市道の交通規制（第1建設班）                         |                   |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 市が管理する道路、河川及び橋梁関係施設に係る障害物の除去（第1建設班）    |                   |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
|                       | 土木施設の復旧に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請（第1建設班） |                   |              |                  | ●                  |                     |                    |                   |                   |
| ⑩窓口行政機能の回復            |                                        | 窓口業務の再開（建築住宅課）    |              |                  |                    | ●                   |                    |                   |                   |
| ⑪復旧・復興に係る業務の本格化       | 被災住宅の危険度判定（第3建設班）                      |                   |              |                  |                    |                     | ●                  |                   |                   |
|                       | 被災建築物の応急危険度判定（第3建設班）                   |                   |              |                  |                    |                     |                    | ●                 |                   |
|                       | 応急修理補助申請に係る許可業務（第3建設班）                 |                   |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                       |                                        | 維持・管理業務の再開（建設課）   |              |                  |                    |                     |                    | ●                 |                   |
| ⑫その他の行政機能の回復          | 応急仮設住宅の建設着手（第3建設班）                     | 各種工事・事業の再開（建築住宅課） |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                       | 応急仮設住宅等への入居申請（第3建設班）                   |                   |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |
|                       | 公営住宅等の入居あっせん（第3建設班）                    |                   |              |                  |                    |                     |                    |                   | ●                 |

## (8) 上下水道部(施設課・経営課・生活排水課)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方       | 災害対応業務                                | 優先通常業務                 | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------|---------------------------------------|------------------------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                  |                                       |                        | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                  |                                       |                        | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立        | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了              |                        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握        | 上水道・下水道等土木施設の被害の把握（施設班・経営班）           |                        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設         | 避難所の開設、運営業務                           |                        |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）  | 水道の使用に係る広報（施設班）                       | 上下水道の休開栓業務の再開（経営課）     |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                  | 応急給水の開始（施設班・経営班）                      |                        |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                  | 応急給水用資機材の調達に係る業者等に対する協力要請（施設班）        |                        |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑪ 復旧・復興に係る業務の本格化 | 上水道・下水道等土木施設の応急対策の実施（施設班・経営班）         | 給配水管の維持管理、公道修理の再開（施設課） |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |
|                  | 応急対策に要する資機材の調達に係る業者等に対する協力要請（施設班・経営班） |                        |              |                  |                                           | ●                  |                   |                   |

## (9) 田老総合事務部(田老総合事務所)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方             | 災害対応業務                               | 優先通常業務                          | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                      | 復旧段階               |                   |                   |
|------------------------|--------------------------------------|---------------------------------|--------------|------------------|-------------------------------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|                        |                                      |                                 | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                             | 市民生活の復旧            |                   |                   |
|                        |                                      |                                 | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24 時間<br>24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立              | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了             | 庁舎管理、公用車管理棟組織的な業務遂行に必要な業務       |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ② 被害状況の把握              | 被害情報等の把握（被害情報の収集・伝達・報告）の開始           |                                 |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ③ 救助・救急の開始（人命保護のための活動） | 避難のための立退き勧告及び指示                      |                                 |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 避難者の収容                               |                                 |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
|                        | 障害物の除去・不明者の搜索の開始                     |                                 |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ④ 避難所の開設               | 避難所の開設、運営業務                          |                                 |              | ●                |                                           |                    |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）        | 物資・食料の供給の開始                          | 道路啓開作業関係業務の再開                   |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        | 災害対策活動体制の拡充に係る業務（ボランティア、救援物資受入れ等）の開始 |                                 |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
| ⑨ 他の業務の前提となる行政機能の回復    | 市街地の清掃に係る業務（ごみ・瓦礫処理等）                |                                 |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |
|                        |                                      | 財政計画業務（予算業務）の再開                 |              |                  |                                           |                    | ●                 |                   |
| ⑩ 窓口行政機能の回復            |                                      | 窓口業務（届出受理、証明書（被災に関する証明も）発行等）の再開 |              |                  | ●                                         |                    |                   |                   |

## ( 1 0 ) 新里総合事務部(新里総合事務所)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方          | 災害対応業務                                  | 優先通常業務                          | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                    | 復旧段階              |                   |                   |
|---------------------|-----------------------------------------|---------------------------------|--------------|------------------|-----------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                     |                                         |                                 | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                           | 市民生活の復旧           |                   |                   |
|                     |                                         |                                 | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24時間<br>24時間<br>～<br>72 時間 | 72時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立           | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了                | 庁舎管理、公用車管理棟組織的な業務遂行に必要な業務       |              | ●                |                                         |                   |                   |                   |
| ② 被害状況の把握           | 被害情報・ライフライン状況等の把握（被害情報の収集・伝達・報告）の開始     |                                 |              | ●                |                                         |                   |                   |                   |
| ④ 避難所の開設            | 避難所の開設、運営業務                             |                                 |              | ●                |                                         |                   |                   |                   |
| ⑤ 応急活動（救助・救急以外）     | 避難所への食料の配送の開始                           |                                 |              |                  | ●                                       |                   |                   |                   |
|                     | ボランティア受入れの開始                            |                                 |              |                  | ●                                       |                   |                   |                   |
|                     | 支援物資関連業務の開始(新里トレーニングセンター、新里生涯学習センター体育館) |                                 |              |                  | ●                                       |                   |                   |                   |
| ⑨ 他の業務の前提となる行政機能の回復 |                                         | 公印の管理の再開                        |              |                  | ●                                       |                   |                   |                   |
|                     |                                         | 文書の受領、配布、発送の再開                  |              |                  |                                         |                   |                   |                   |
|                     |                                         | 財政計画業務（予算業務）の再開                 |              |                  |                                         |                   |                   |                   |
| ⑩ 窓口行政機能の回復         | 総合窓口の移設（本庁舎から新里庁舎へ）                     | 窓口業務（届出受理、証明書（被災に関する証明も）発行等）の再開 |              |                  | ●                                       |                   |                   |                   |

## ( 1 1 ) 川井総合事務部(川井総合事務所)の業務継続目標

| 業務の<br>考え方       | 災害対応業務                              | 優先通常業務                          | 段階区分         | 初動段階             | 応急段階                                    | 復旧段階              |                   |                   |
|------------------|-------------------------------------|---------------------------------|--------------|------------------|-----------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
|                  |                                     |                                 | 目 標          | 体制の<br>確 立       | 被災者の<br>救命・救助                           | 市民生活の復旧           |                   |                   |
|                  |                                     |                                 | 業務開始<br>目標時間 | 発 災<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>24時間<br>24時間<br>～<br>72 時間 | 72時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 |
| ① 初動体制の確立        | 職員の安否確認（安否、参集可否、参集状況）の完了            | 組織的な業務遂行に必要な業務（幹部職員補佐、公印管理等）    |              | ●                |                                         |                   |                   |                   |
| ② 被害状況の把握        | 被害情報・ライフライン状況等の把握（被害情報の収集・伝達・報告）の開始 |                                 |              | ●                |                                         |                   |                   |                   |
| ⑩ 窓口行政機能の回復      |                                     | 窓口業務（届出受理、証明書（被災に関する証明も）発行等）の再開 |              |                  | ●                                       |                   |                   |                   |
| ⑪ 復旧・復興に係る業務の本格化 | 道路、橋梁、公園、水路等市管理公共施設の復旧対応            | 生活保護事務の再開                       |              |                  |                                         | ●                 |                   |                   |

## 第4章 業務継続における執行体制

### 4.1 災害対策本部の体制

#### (1) 災害対策本部の設置

宮古市では、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、「宮古市地域防災計画」記載の以下の設置基準に基づいて災害対策本部等を設置し、全市をあげて必要な組織動員体制をとる。

##### 宮古市災害対策本部の設置基準

- |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>ア 気象業務法施行令第4条に規定する津波警報が、気象庁予報警報規程別表第二の岩手県津波予報区に発表されたとき。</li><li>イ 気象業務法施行規則（昭和27年運輸省令第101号）第1条の2に規定する気象庁の行う観測において、宮古市の区域に震度5弱以上の地震が発生したとき。</li><li>ウ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。</li><li>エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震が発生したと判断したとき。</li><li>オ その他災害応急対策上、市長が必要と認めるとき。</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

また、次ページの表 4.1.1 に宮古市災害対策本部の組織図を示す。

表 4.1.1 災害対策本部の組織

| 本部長<br>(市長)           | 副本部長<br>(副市長)            | 本部員<br>(部長)                | 災害時初動<br>班、避難所運<br>営班 | 部<br>(副部長)             | 班<br>(班長)<br>(班員) |
|-----------------------|--------------------------|----------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------|
| 本部付<br>(教育長)          |                          |                            |                       |                        |                   |
| 部                     | 部 長                      | 副 部 長                      | 班                     | 班 長                    |                   |
| 危 機 管 理 監             | 危 機 管 理 監                | 危 機 管 理 課 長<br>消 防 対 策 課 長 | 防 災 班<br>消 防 班        | 部長等が指名する者<br>部長等が指名する者 |                   |
| 総 務 部                 | 総 務 部 長                  | 総 務 課 長                    | 第 1 庶 務 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 財 政 課 長                    | 財 政 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 契 約 検 査 課 長                | 契 約 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 税 務 課 長                    | 第 1 調 査 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          |                            | 第 2 調 査 班             |                        |                   |
|                       |                          | 会 計 管 理 者                  | 出 納 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
| 企 画 部                 | 企 画 部 長                  | 企 画 課 長                    | 第 2 庶 務 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 復 興 推 進 課 長                | 第 3 庶 務 班             | 部長等が指名する者              |                   |
| 市 民 生 活 部             | 市 民 生 活 部 長              | 総 合 窓 口 課 長                | 第 2 援 護 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          |                            | 出 張 所 班               | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 環 境 課 長                    | 衛 生 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
| 保 健 福 祉 部             | 保 健 福 祉 部 長              | 生 活 課 長                    | 生 活 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 福 祉 課 長                    | 第 1 援 護 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 介 護 保 険 課 長                | 第 3 援 護 班             | 部長等が指名する者              |                   |
| 産 業 振 興 部             | 産 業 振 興 部 長              | 健 康 課 長                    | 医 療 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 商 業 観 光 課 長                | 商 業 観 光 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 産 業 支 援 セ ン タ ー 所 長        | 産 業 支 援 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 農 林 課 長                    | 農 林 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
| 都 市 整 備 部             | 都 市 整 備 部 長              | 水 産 課 長                    | 水 産 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 建 設 課 長                    | 第 1 建 設 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 都 市 計 画 課 長                | 第 2 建 設 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 建 築 住 宅 課 長                | 第 3 建 設 班             | 部長等が指名する者              |                   |
| 上 下 水 道 部<br>(兼生活排水課) | 上 下 水 道 部 長<br>(兼生活排水課長) | 経 営 課 長                    | 経 営 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 水 道 課 長                    | 水 道 班                 | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 下 水 道 課 長                  | 下 水 道 班               | 部長等が指名する者              |                   |
| 教 育 部                 | 教 育 部 長                  | 総 務 課 長                    | 第 1 教 育 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 学 校 教 育 課 長                |                       |                        |                   |
|                       |                          | 生 涯 学 習 課 長                | 第 2 教 育 班             | 部長等が指名する者              |                   |
|                       |                          | 文 化 課 長                    |                       |                        |                   |
|                       |                          | 産 業 振 興 課                  |                       |                        |                   |
| 田老総合事務局               | 田老総合事務所長                 |                            | 田 老 総 合<br>事 務 所 班    | 部長等が指名する者<br>部長等が指名する者 |                   |
| 新里総合事務局               | 新里総合事務所長                 |                            | 新 里 総 合<br>事 務 所 班    | 部長等が指名する者<br>部長等が指名する者 |                   |
|                       |                          |                            |                       |                        |                   |
| 川井総合事務局               | 川井総合事務所長                 |                            | 川 井 総 合<br>事 務 所 班    | 部長等が指名する者              |                   |

## (2) 職員の配備体制

災害が発生した場合は、災害の規模に応じ、次の配備基準により、職員の動員計画に基づきあらかじめ指定された場所に参加する。

なお、本計画の対象災害においては「2号非常配備体制」が該当する。

| 配 備 体 制 |        | 動 員 範 囲    | 配 備 時 期<br>(地震・津波災害対策編第3章第1節)                                                             |                            |
|---------|--------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|
| 災害警戒本部  |        | 災害警戒本部の職員  | ア 岩手県津波予報区に津波注意報が発表されたとき                                                                  |                            |
|         |        |            | イ 宮古市の区域に4の地震が発生したとき                                                                      |                            |
| 災害対策本部  | 1号非常配備 | 1号非常配備該当職員 | ア                                                                                         | 岩手県津波予報区に津波警報（津波）が発表されたとき  |
|         | 2号非常配備 | 2号非常配備該当職員 |                                                                                           | 岩手県津波予報区に津波警報（大津波）が発表されたとき |
|         | 1号非常配備 | 1号非常配備該当職員 | イ                                                                                         | 宮古市の区域に震度5弱の地震が発生したとき      |
|         | 2号非常配備 | 2号非常配備該当職員 |                                                                                           | 宮古市の区域に震度5強以上の地震が発生したとき    |
|         | 1号非常配備 | 1号非常配備該当職員 | 相当規模の災害が発生したとき                                                                            |                            |
|         | 2号非常配備 | 2号非常配備該当職員 | ウ 大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき<br>エ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震又は当該地震と判定されうる規模の地震による被害が発生し、又は発生する恐れがある場合 |                            |

備考 1 1号非常配備該当職員……非常招集計画で指定する職員

2 2号非常配備該当職員……全職員

### (3) 職員の参集場所

地震発生及び津波注意報・警報発表の場合の参集場所（避難所運営班員を除く）は、配備体制に応じ、以下のように参集する。

なお、本計画の対象災害においては「2号非常配備体制」が該当するため、赤枠内の庁舎にそれぞれ参集する。

| 災害警戒・<br>対策本部 | 警戒配備体制 |        | 1号非常配備体制 |           | 2号非常配備体制    |      |
|---------------|--------|--------|----------|-----------|-------------|------|
|               | 勤務中    | 夜間休日   | 勤務中      | 夜間休日      | 勤務中         | 夜間休日 |
| 総務部           | 勤務する庁舎 | 勤務する庁舎 | 勤務する庁舎   | 宮古消防署※1   | 宮古消防署※1※2   |      |
| 企画部           | 〃      | 〃      | 〃        | 〃         | 〃           |      |
| 市民生活部         | 〃      | 〃      | 〃        | 新里総合事務所※1 | 新里総合事務所※1※2 |      |
| 保健福祉部         | 〃      | 〃      | 〃        | 〃         | 〃           |      |
| 産業振興部         | 〃      | 〃      | 〃        | 上下水道部庁舎※1 | 上下水道部庁舎※1※2 |      |
| 都市整備部         | 〃      | 〃      | 〃        | 〃         | 〃           |      |
| 上下水道部         | 〃      | 〃      | 〃        | 〃         | 〃           |      |
| 田老事務部         | 〃      | 〃      | 〃        | 田老総合事務所※1 | 田老総合事務所※2   |      |
| 新里事務部         | 〃      | 〃      | 〃        | 新里総合事務所※1 | 新里総合事務所※2   |      |
| 川井事務部         | 〃      | 〃      | 〃        | 川井総合事務所※1 | 川井総合事務所※2   |      |
| 教 育 部         | 〃      | 〃      | 〃        | 新里総合事務所※1 | 新里総合事務所※2   |      |

※1 部長及び部長が指名する者は、宮古消防署庁舎に参集（各総合事務所を除く）する。それ以外の職員は表のとおりとする。

※2 浸水区域外の庁舎等に勤務する職員については、所属公所に参集する。また、所属公所への参集が困難な場合(浸水区域の通過等)は、最寄りの公所、若しくは避難所とする。

## 4.2 職員の動員・参集の想定

本計画で前提とする「東日本大震災と同等の地震・津波」が休日・夜間等の勤務時間外に発生した場合、職員自身の被災、津波浸水による参集ルートの寸断等によって、参集には通常の出勤と比較して多大な時間を要することが想定される。

このような地震・津波に伴って生じる被災等の要因を考慮し、以下の参集条件を設定することで、参集の想定を行った。

### (1) 参集条件の設定

本計画における参集条件を表 4.2.1 に示す。

表4.2.1 参集条件一覧

|                       |                      |                    | 発 災<br>～<br>1 時間                                          | 1 時間<br>～<br>3 時間 | 3 時間<br>～<br>12 時間 | 12 時間<br>～<br>24 時間 | 24 時間<br>～<br>72 時間 | 72 時間<br>～<br>1 週間 | 1 週間<br>～<br>2 週間 | 2 週間<br>～<br>1 ヶ月 | 該当<br>人数 | 備考                                                                                   |
|-----------------------|----------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|--------------------|-------------------|-------------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| ①<br>常<br>勤<br>職<br>員 | ② 参集計算<br>対象職員       | ③ 参集先に<br>到達できる職員  | 参集想定計算に応じて算出<br>(参集距離20km以上～車で参集<br>20km以下～徒歩・自転車・バイクで参集) |                   |                    |                     |                     | ○                  | ○                 | ○                 | 514人     | 各自自宅から参集。                                                                            |
|                       |                      | ④ 参集先に<br>到達できない職員 | ×                                                         | ×                 | ×                  | ×                   | ○                   | ○                  | ○                 | ○                 | 64人      | 津波警報が解除される発災48時間後から<br>災害対応に加わるものと想定                                                 |
|                       | ⑤ 宮古市外に<br>居住する職員    |                    | ×                                                         | ×                 | ×                  | ○                   | ○                   | ○                  | ○                 | ○                 | 28人      | 渋滞発生や津波浸水による道路通行不能<br>等に伴い、発災12時間後から災害対応に<br>加わるものと想定                                |
|                       | ⑥ 津波浸水範囲内に<br>居住する職員 |                    | ×                                                         | ×                 | ×                  | ×                   | ×                   | ○                  | ○                 | ○                 | 96人      | 発災後、自宅からの避難や周囲への避難<br>誘導等を優先すること、また家屋が被災す<br>る可能性があることを踏まえ、発災72時間<br>後から災害対応を行うものと想定 |
|                       | ⑦ 消防班                |                    |                                                           |                   |                    |                     |                     |                    |                   |                   |          | 93人                                                                                  |
| ⑧ 非常勤職員               |                      |                    | ×                                                         | ×                 | ×                  | ×                   | ×                   | ○                  | ○                 | ○                 | 137人     | 72時間後から災害対応を実施すると想定<br>し、常勤職員との勤務時間の比率に応じて<br>対応人数を設定                                |
| 合 計                   |                      |                    |                                                           |                   |                    |                     |                     |                    |                   |                   | 932人     |                                                                                      |

(※なお、人数は 2015 年 4 月時点の各課累計)

#### 1) 参集対象の職員

- ・発災当日に災害対応を行う職員は「①常勤職員」のみとし、「⑧非常勤職員」(137人)は72時間後から災害対応に加わるものと想定するが、常勤職員との勤務時間の比率を考慮して、災害対応人数を設定する。
- ・また、「①常勤職員」のうち、消防対応を行う「⑦消防班」(93人)は参集想定の対象外とする。

#### 2) 参集条件の設定

- ・「⑤宮古市外に居住する職員」(28名)は、渋滞発生や津波浸水による道路通行不能等に伴い、**発災12時間後**から災害対応に加わるものと想定する。
- ・「⑥津波浸水範囲内に居住する職員」(＝職員の住所の町丁目代表地点が津波浸水範囲内)にある職員(96名)は自身の避難や周囲への避難誘導等を優先すること、また家屋が被災する可能性があることを踏まえ、**発災72時間後**から災害対応を行うものと想定する。

- ・以上を除いた職員を「②参集計算対象職員」とし、自宅から参集地点までの最短ルート検索をGIS上で行う（なお、津波浸水範囲は発災48時間後まで通行できないとする）。
- ・この最短ルート検索の結果求められた参集距離を、次項の「3）参集速度の設定」に基づく参集速度で除することで参集時間を算出する。
- ・但し、この最短ルート検索において、自宅は津波浸水範囲外だが、津波浸水によって「④参集先に到達できない職員」（64名）は津波警報が解除される発災48時間後から災害対応を行うものと想定する。
- ・なお、参集先があらかじめ所定の庁舎以外（避難所等）に設定されている職員は、庁舎に移動してから災害対応を実施するものとし、参集先から所定庁舎への距離を参集距離に加える（学校職員は除く）。ただし、浸水区域の通過により、所定庁舎に到達できない職員は発災48時間後から庁舎に移動して災害対応を実施するものと想定する。

### 3) 参集速度の設定

- ・参集準備の為、地震発生後5分後から参集行動開始し、災害対応準備の為、参集先に到着した5分後から災害対応を開始するものとする。
- ・公共交通機関はすべて停止するものとし、参集の際の平均速度は東日本大震災当日の地震発生から夜までの避難行動に関する図4.2.1の調査結果を用いる。
- ・ただし、宮古市地域防災計画では、「極力、徒歩、自転車、バイクを用いるものとし、自動車の使用は、遠方等で他の手段がない場合に限るものとする。」としていることから、自宅から参集先までの距離が20km以上の場合は自動車の移動速度(14.2km/h)を使うものとし、それ以下の場合は徒歩・自転車・バイクのいずれかを用いるとして、これらの加重平均値(12.17km/h)を移動速度とする。

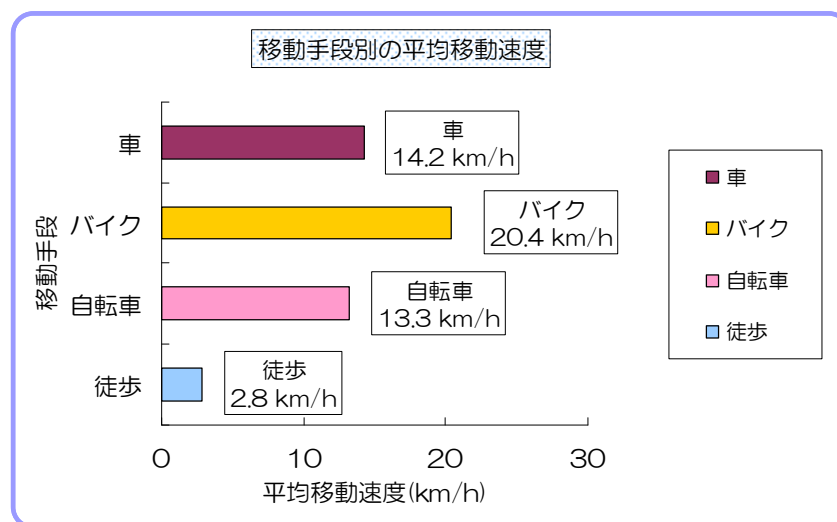


図4.2.1 東日本大震災当日の地震発生から夜までの避難行動における  
移動手段別の平均速度<sup>1</sup>

<sup>1</sup> 宮古市：東日本大震災における災害対応行動の検証報告書, 2012 年

## （２）避難所運営班（第１班・第２班）の人員配置

---

東日本大震災において、避難所運営業務に多数の人員を要し、当時の所管部班では十分な対応ができず、多くの他部班から応援人員を確保して対応したことにより、避難所運営における指揮命令や人員配置に混乱が生じたことに加え、各部班の災害時における所掌事務の遂行や優先業務の再開に遅れが生じたという反省を踏まえ、宮古市においては、部班横断的な避難所運営班を設置し、市全体として避難所運営に当たる体制をとっている。

避難所運営班は、避難所運営第１班と避難所運営第２班に分けられる。

避難所運営第１班は、勤務時間外発災時に迅速な避難所開設・立ち上げを行うため、避難所近傍に居住する職員を指名しているもので、災害時は担当避難所に直接参集することとなっている。なお、避難所運営第１班の活動は、概ね発災から２４時間後までとし、それ以降は避難所運営第２班に引き継ぐものとしている。

避難所運営第２班は、避難所立ち上げ後の継続的な運営を担うものとして、避難所毎に担当部を定めて、必要な人員を確保している。

本計画において、避難所運営業務は各部班の行う業務とは別途、必要人員数を設定した上で、避難所運営班の配置、分担を行っており、その考え方を以下に取りまとめる。

### 【発災直後～発災２４時間後】

予め定められた避難所運営第１班員(64人)が指定先３４箇所に参集し、避難所の開設・立ち上げを行うものとし、発災直後～発災２４時間後までは、64人の職員を要するものとする。

### 【発災２４時間後～発災２週間後】

避難所運営第２班は、第１班の参集先となっている避難所を対象とし、１避難所３人を割り当てて対応するものとする。ただし、本計画において対象とする地震・津波においては被害が少ないと想定される内陸の川井地区については、１ヶ所のみ避難所運営第２班を配置するものとする他、崎山地区については、想定される避難者数を踏まえ、崎山小学校のみが２４時間後以降も運営されると想定する。

また、各避難所を担当する部は予め概ね定められているが、担当部署が割り当てられていない避難所（９ヶ所計２７人）については、発災後に状況に応じて部の割り当てを行うものとし、本計画においては、必要職員数２７人を部の職員数に応じて各部に按分するものとする。

部内では各班の常勤職員数に応じて按分する。以上の設定に基づき、本期間においては、78人の職員を要するものとする。

### 【発災２週間以降～】

避難者の減少に伴い、地域性を考慮しつつも、比較的大規模な１6箇所の避難所に集約するものとし、１避難所につき３人を割り当てて対応するものとする。各避難所を担当する部は予め定められており、部内では各班の常勤職員数に応じて按分する。以上の設定に基づき、本期間においては、48人の職員を要するものとする。

以上を踏まえた、避難所運営第1班の配置及び避難所運営第2班の部別割り当て人数を表4.2.2に示す。

表4.2.2 避難所運営第1班、第2班の配置人数と部別分担

| 地域・地区        |             | 避難所（施設）      | 第1班<br>職員数 | 第2班(～発災2週間後) |                                              | 第2班(発災2週間後～) |         |
|--------------|-------------|--------------|------------|--------------|----------------------------------------------|--------------|---------|
|              |             |              |            | 職員数          | 担当部                                          | 職員数          | 担当部     |
| 宮古地域         | 宮古地区        | 鉾ヶ崎小学校       | 3          | 3            | 保健福祉部                                        | 3            | 保健福祉部   |
|              |             | 第二中学校        | 2          | 3            | 保健福祉部                                        | 3            | 保健福祉部   |
|              |             | 旧愛宕小学校       | 3          | 3            | 総務部・企画部                                      | 3            | 総務部・企画部 |
|              |             | 中央公民館        | 3          | 3            | 産業振興部                                        | 3            | 産業振興部   |
|              |             | 宮古小学校        | 2          | 3            | 産業振興部                                        | 3            | 産業振興部   |
|              |             | 山口小学校        | 2          | 3            | 産業振興部                                        | 3            | 産業振興部   |
|              |             | 山口公民館        | 0          | 0            |                                              |              |         |
|              |             | 金浜老人福祉センター   | 1          | 3            |                                              |              |         |
|              |             | 身体障害者福祉センター  | 0          | 0            |                                              |              |         |
|              |             | 藤原小学校        | 2          | 3            | 総務部・企画部                                      | 3            | 総務部・企画部 |
|              |             | 磯鶏小学校        | 1          | 3            | 教育部                                          | 3            | 教育部     |
|              |             | 河南中学校        | 3          | 3            | 教育部                                          | 3            | 教育部     |
|              |             | 宮古西中学校       | 3          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              |             | 第一中学校        | 2          | 3            | 総務部・企画部                                      | 3            | 総務部・企画部 |
|              |             | 小山田地区センター    | 0          | 0            |                                              |              |         |
|              |             | 千徳小学校        | 2          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              | 崎山地区        | 崎山小学校        | 2          | 3            | 保健福祉部                                        | 3            | 保健福祉部   |
|              |             | 崎山中学校        | 2          |              |                                              |              |         |
|              | 花輪地区        | 花輪小学校        | 1          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              |             | 花輪中学校        | 2          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              | 津軽石地区       | 津軽石小学校       | 4          | 3            | 総務部・企画部                                      | 3            | 総務部・企画部 |
|              |             | 津軽石中学校       | 1          | 3            | 都市整備部                                        | 3            | 都市整備部   |
|              |             | 赤前小学校        | 2          | 3            | 都市整備部                                        | 3            | 都市整備部   |
|              |             | 旧白浜分校        | 0          | 0            |                                              |              |         |
|              | 重茂地区        | 重茂総合交流促進センター | 1          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              |             | 重茂小学校        | 2          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              |             | 重茂中学校        | 2          | 3            | 担当部署未定                                       |              |         |
|              |             | 北地区公民館       | 0          | 0            |                                              |              |         |
|              |             | 笹見内地区会館      | 0          | 0            |                                              |              |         |
|              |             | 千鶏仮設住宅集会所    | 0          | 0            |                                              |              |         |
| 田老地域         | 樫内地区集会施設    | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 田老第一小学校     | 2            | 3          | 田老総合事務部      | 3                                            | 田老総合事務部      |         |
|              | 田老福祉センター    | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 和野地区集会施設    | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 道の駅たろう      | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 青野滝地区集会施設   | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 小堀内地区集会施設   | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | グリーンピア三陸みやこ | 2            | 3          | 市民生活部        | 3                                            | 市民生活部        |         |
|              | 水沢地区集会施設    | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 田老第三小学校     | 0            | 0          |              |                                              |              |         |
|              | 摂待出張診療所     | 1            | 3          | 担当部署未定       |                                              |              |         |
|              | 内陸地域        | 川井西小学校       | 1          | 3            | 担当部署未定<br>(※被害が少ないことが想定されるため、1か所のみ配置するものと想定) |              |         |
| 墓目小学校        |             | 1            |            |              |                                              |              |         |
| 茂市小学校        |             | 3            |            |              |                                              |              |         |
| 江繁小学校        |             | 1            |            |              |                                              |              |         |
| 門馬小学校        |             | 2            |            |              |                                              |              |         |
| 刈屋小学校        |             | 1            |            |              |                                              |              |         |
| 川井トレーニングセンター |             | 1            |            |              |                                              |              |         |
| 合計           |             |              | 63         | 78           |                                              | 48           |         |

### (3) 参集想定結果

以上の条件に基づく職員の被災等を考慮した班別の参集想定結果について、避難所運営班を各班の人数と併せて集計した結果を表4.2.3に、各班の人数とは別に集計した結果を表4.2.4に示す。

表 4.2.3 班別参集想定結果一覧（避難所運営班込み）

| 部名      | 班名       | 職員<br>合計 | ①常勤<br>職員 | ②参集計算対象     |             |                | ⑤宮古<br>市外居<br>住 | ⑥浸水範<br>囲内居住<br>者 | ⑧非常<br>勤職員 | 避難所<br>運営班<br>(第1班) | 参集予測結果          |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |
|---------|----------|----------|-----------|-------------|-------------|----------------|-----------------|-------------------|------------|---------------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|--|
|         |          |          |           | ③到達可<br>能職員 | ④到達不<br>能職員 |                |                 |                   |            |                     |                 |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |
|         |          |          |           |             |             | 発災<br>～<br>1時間 |                 |                   |            |                     | 1時間<br>～<br>3時間 | 3時間<br>～<br>12時間 | 12時間<br>～<br>24時間 | 24時間<br>～<br>72時間 | 72時間<br>～<br>1週間 | 1週間<br>～<br>2週間 | 2週間<br>～<br>1ヶ月 |  |
| 災害対策本部員 | 防災班      | 12       | 12        | 9           | 1           | 0              | 2               | 0                 | 0          | 6                   | 9               | 9                | 10                | 12                | 12               | 12              | 12              |  |
|         | 危機管理監    | 11       | 10        | 6           | 1           | 0              | 3               | 1                 | 0          | 5                   | 8               | 8                | 9                 | 11                | 11               | 11              | 11              |  |
| 危機管理監   | 消防班      | 93       |           |             |             |                |                 |                   |            |                     |                 |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |
|         | 消防班      |          |           |             |             |                |                 |                   |            |                     |                 |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |
| 総務部     | 第1庶務班    | 17       | 17        | 15          | 1           | 1              | 0               | 0                 | 1          | 12                  | 14              | 14               | 17                | 17                | 17               | 17              | 17              |  |
|         | 財政班      | 16       | 15        | 12          | 0           | 1              | 2               | 1                 | 2          | 10                  | 10              | 11               | 13                | 16                | 16               | 16              | 16              |  |
| 総務部     | 契約班      | 8        | 6         | 4           | 1           | 0              | 1               | 2                 | 0          | 2                   | 2               | 2                | 5                 | 8                 | 7                | 7               | 7               |  |
|         | 第1・第2調査班 | 46       | 39        | 25          | 6           | 2              | 6               | 7                 | 15         | 21                  | 23              | 23               | 33                | 45                | 44               | 44              | 44              |  |
| 総務部     | 出納班      | 7        | 6         | 5           | 0           | 1              | 0               | 1                 | 2          | 5                   | 5               | 6                | 6                 | 7                 | 7                | 7               | 7               |  |
|         | 協力班      | 16       | 16        | 12          | 2           | 0              | 2               | 0                 | 0          | 4                   | 8               | 9                | 14                | 16                | 16               | 16              | 16              |  |
| 企画部     | 第2庶務班    | 22       | 18        | 12          | 4           | 0              | 2               | 4                 | 2          | 7                   | 10              | 10               | 16                | 22                | 21               | 21              | 21              |  |
|         | 第3庶務班    | 7        | 6         | 6           | 0           | 0              | 0               | 1                 | 0          | 4                   | 6               | 6                | 6                 | 7                 | 7                | 7               | 7               |  |
| 市民生活部   | 第2援護班    | 27       | 23        | 21          | 1           | 1              | 0               | 4                 | 2          | 3                   | 17              | 17               | 23                | 27                | 26               | 26              | 26              |  |
|         | 出張所班     | 11       | 5         | 3           | 2           | 0              | 0               | 6                 | 0          | 0                   | 1               | 1                | 5                 | 10                | 9                | 9               | 9               |  |
| 市民生活部   | 衛生班      | 32       | 28        | 23          | 1           | 0              | 4               | 4                 | 1          | 13                  | 23              | 23               | 24                | 32                | 31               | 31              | 31              |  |
|         | 生活班      | 20       | 13        | 9           | 2           | 0              | 2               | 7                 | 1          | 1                   | 7               | 7                | 11                | 19                | 18               | 18              | 18              |  |
| 保健福祉部   | 第1援護班    | 95       | 95        | 73          | 14          | 3              | 5               | 0                 | 14         | 34                  | 55              | 55               | 57                | 90                | 95               | 95              | 95              |  |
|         | 第3援護班    | 31       | 20        | 20          | 0           | 0              | 0               | 11                | 3          | 4                   | 20              | 20               | 20                | 30                | 28               | 28              | 28              |  |
| 保健福祉部   | 医療班      | 62       | 55        | 41          | 2           | 5              | 7               | 7                 | 0          | 6                   | 28              | 28               | 31                | 48                | 61               | 60              | 60              |  |
|         | 商業観光班    | 11       | 9         | 8           | 0           | 0              | 1               | 2                 | 2          | 6                   | 8               | 8                | 8                 | 11                | 10               | 10              | 10              |  |
| 産業振興部   | 産業支援班    | 12       | 8         | 6           | 1           | 1              | 0               | 4                 | 1          | 4                   | 4               | 4                | 4                 | 8                 | 12               | 11              | 11              |  |
|         | 農林班      | 28       | 21        | 17          | 0           | 1              | 3               | 7                 | 5          | 9                   | 15              | 15               | 16                | 18                | 27               | 26              | 26              |  |
| 産業振興部   | 水産班      | 33       | 28        | 19          | 1           | 0              | 8               | 5                 | 1          | 14                  | 14              | 14               | 21                | 32                | 32               | 32              | 32              |  |
|         | 第1建設班    | 40       | 39        | 18          | 4           | 1              | 16              | 1                 | 0          | 18                  | 20              | 20               | 21                | 31                | 40               | 40              | 40              |  |
| 都市整備部   | 第2建設班    | 39       | 39        | 22          | 3           | 2              | 12              | 0                 | 2          | 17                  | 23              | 23               | 25                | 29                | 39               | 39              | 39              |  |
|         | 第3建設班    | 25       | 24        | 13          | 3           | 2              | 6               | 1                 | 3          | 10                  | 13              | 13               | 14                | 21                | 25               | 25              | 25              |  |
| 上下水道部   | 経営班      | 14       | 11        | 10          | 0           | 1              | 0               | 3                 | 0          | 8                   | 9               | 9                | 10                | 11                | 14               | 13              | 13              |  |
|         | 施設班      | 31       | 27        | 18          | 1           | 1              | 7               | 4                 | 0          | 17                  | 20              | 20               | 21                | 22                | 31               | 30              | 30              |  |
| 教育部     | 第1教育班    | 54       | 47        | 34          | 7           | 2              | 4               | 7                 | 4          | 14                  | 33              | 33               | 34                | 43                | 53               | 52              | 52              |  |
|         | 第2教育班    | 63       | 31        | 25          | 4           | 1              | 1               | 32                | 3          | 3                   | 11              | 11               | 11                | 30                | 59               | 55              | 55              |  |
| 田老総合事務部 | 田老総合事務所班 | 9        | 8         | 4           | 2           | 1              | 1               | 1                 | 0          | 3                   | 3               | 3                | 4                 | 7                 | 9                | 9               | 9               |  |
|         | 新里総合事務所班 | 11       | 8         | 6           | 0           | 1              | 1               | 3                 | 0          | 1                   | 6               | 6                | 7                 | 7                 | 11               | 10              | 10              |  |
| 川井総合事務部 | 川井総合事務所班 | 29       | 18        | 18          | 0           | 0              | 0               | 11                | 0          | 7                   | 16              | 18               | 18                | 18                | 28               | 26              | 26              |  |
| 合計      |          | 932      | 702       | 514         | 64          | 28             | 96              | 137               | 64         | 268                 | 441             | 444              | 462               | 624               | 826              | 803             | 803             |  |

表 4.2.4 班別参集想定結果一覽（避難所運営班別）

| 部名           | 班名       | 職員<br>合計 | ①常勤<br>職員 | ②参集計算対象     |             | ⑤宮古<br>市外居<br>住 | ⑥浸水範<br>囲内居住<br>者 | ⑧非常<br>勤職員 | 避難所<br>運営班<br>(第1班) | 参集予測結果         |                 |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |  |
|--------------|----------|----------|-----------|-------------|-------------|-----------------|-------------------|------------|---------------------|----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|------------------|-----------------|-----------------|--|--|
|              |          |          |           | ③到達可<br>能職員 | ④到達不<br>能職員 |                 |                   |            |                     | 発災<br>～<br>1時間 | 1時間<br>～<br>3時間 | 3時間<br>～<br>12時間 | 12時間<br>～<br>24時間 | 24時間<br>～<br>72時間 | 72時間<br>～<br>1週間 | 1週間<br>～<br>2週間 | 2週間<br>～<br>1ヶ月 |  |  |
|              |          |          |           |             |             |                 |                   |            |                     |                |                 |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |  |
| 危機管理監        | 災害対策本部員  | 12       | 12        | 9           | 1           | 0               | 2                 | 0          | 0                   | 6              | 9               | 9                | 10                | 12                | 12               | 12              | 12              |  |  |
|              | 防災班      | 11       | 10        | 6           | 1           | 0               | 3                 | 1          | 0                   | 5              | 8               | 8                | 9                 | 11                | 11               | 11              | 11              |  |  |
| 危機管理監        | 消防班      | 93       |           |             |             |                 |                   |            |                     | 消防対応の為、本計画の対象外 |                 |                  |                   |                   |                  |                 |                 |  |  |
| 総務部          | 第1庶務班    | 17       | 17        | 15          | 1           | 1               | 0                 | 0          | 1                   | 11             | 13              | 13               | 13                | 14                | 14               | 14              | 15              |  |  |
| 総務部          | 財政班      | 16       | 15        | 12          | 0           | 1               | 2                 | 1          | 2                   | 8              | 8               | 8                | 9                 | 11                | 14               | 14              | 15              |  |  |
| 総務部          | 契約班      | 8        | 6         | 4           | 1           | 0               | 1                 | 2          | 0                   | 2              | 2               | 2                | 2                 | 4                 | 7                | 6               | 6               |  |  |
| 総務部          | 第1・第2調査班 | 46       | 39        | 25          | 6           | 2               | 6                 | 7          | 15                  | 13             | 15              | 15               | 15                | 28                | 40               | 39              | 40              |  |  |
| 総務部          | 出納班      | 7        | 6         | 5           | 0           | 1               | 0                 | 1          | 2                   | 3              | 3               | 3                | 4                 | 5                 | 6                | 6               | 6               |  |  |
| 総務部          | 協力班      | 16       | 16        | 12          | 2           | 0               | 2                 | 0          | 0                   | 4              | 8               | 9                | 9                 | 12                | 14               | 14              | 15              |  |  |
| 企画部          | 第2庶務班    | 22       | 18        | 12          | 4           | 0               | 2                 | 4          | 2                   | 6              | 9               | 9                | 9                 | 14                | 20               | 19              | 20              |  |  |
| 企画部          | 第3庶務班    | 7        | 6         | 6           | 0           | 0               | 0                 | 1          | 0                   | 4              | 6               | 6                | 6                 | 5                 | 6                | 6               | 6               |  |  |
| 市民生活部        | 第2援護班    | 27       | 23        | 21          | 1           | 1               | 0                 | 4          | 2                   | 1              | 15              | 15               | 16                | 21                | 25               | 24              | 25              |  |  |
| 市民生活部        | 出張所班     | 11       | 5         | 3           | 2           | 0               | 0                 | 6          | 0                   | 0              | 1               | 1                | 1                 | 4                 | 9                | 8               | 9               |  |  |
| 市民生活部        | 衛生班      | 32       | 28        | 23          | 1           | 0               | 4                 | 4          | 1                   | 12             | 22              | 22               | 22                | 22                | 30               | 29              | 30              |  |  |
| 市民生活部        | 生活班      | 20       | 13        | 9           | 2           | 0               | 2                 | 7          | 1                   | 1              | 7               | 7                | 7                 | 10                | 18               | 17              | 17              |  |  |
| 保健福祉部        | 第1援護班    | 95       | 95        | 73          | 14          | 3               | 5                 | 0          | 14                  | 24             | 45              | 45               | 47                | 81                | 86               | 86              | 90              |  |  |
| 保健福祉部        | 第3援護班    | 31       | 20        | 20          | 0           | 0               | 0                 | 11         | 3                   | 1              | 17              | 17               | 17                | 18                | 28               | 26              | 27              |  |  |
| 保健福祉部        | 医療班      | 62       | 55        | 41          | 2           | 5               | 7                 | 7          | 0                   | 6              | 28              | 28               | 31                | 43                | 56               | 55              | 57              |  |  |
| 産業振興部        | 商業観光班    | 11       | 9         | 8           | 0           | 0               | 1                 | 2          | 2                   | 4              | 6               | 6                | 6                 | 6                 | 9                | 8               | 9               |  |  |
| 産業振興部        | 産業支援班    | 12       | 8         | 6           | 1           | 1               | 0                 | 4          | 1                   | 3              | 3               | 3                | 3                 | 7                 | 11               | 10              | 10              |  |  |
| 産業振興部        | 農林班      | 28       | 21        | 17          | 0           | 1               | 3                 | 7          | 5                   | 4              | 10              | 10               | 11                | 14                | 23               | 22              | 23              |  |  |
| 産業振興部        | 水産班      | 33       | 28        | 19          | 1           | 0               | 8                 | 5          | 1                   | 13             | 13              | 13               | 13                | 16                | 27               | 27              | 28              |  |  |
| 都市整備部        | 第1建設班    | 40       | 39        | 18          | 4           | 1               | 16                | 1          | 0                   | 18             | 20              | 20               | 21                | 27                | 36               | 36              | 38              |  |  |
| 都市整備部        | 第2建設班    | 39       | 39        | 22          | 3           | 2               | 12                | 0          | 2                   | 17             | 22              | 22               | 24                | 25                | 35               | 35              | 36              |  |  |
| 都市整備部        | 第3建設班    | 25       | 24        | 13          | 3           | 2               | 6                 | 1          | 3                   | 9              | 12              | 12               | 13                | 19                | 23               | 23              | 24              |  |  |
| 上下水道部        | 経営班      | 14       | 11        | 10          | 0           | 1               | 0                 | 3          | 0                   | 8              | 9               | 9                | 10                | 11                | 14               | 13              | 13              |  |  |
| 上下水道部        | 施設班      | 31       | 27        | 18          | 1           | 1               | 7                 | 4          | 0                   | 17             | 20              | 20               | 21                | 21                | 30               | 29              | 30              |  |  |
| 教育部          | 第1教育班    | 54       | 47        | 34          | 7           | 2               | 4                 | 7          | 4                   | 10             | 29              | 29               | 30                | 38                | 48               | 47              | 48              |  |  |
| 教育部          | 第2教育班    | 63       | 31        | 25          | 4           | 1               | 1                 | 32         | 3                   | 0              | 8               | 8                | 8                 | 26                | 55               | 51              | 53              |  |  |
| 田老総合事務部      | 田老総合事務所班 | 9        | 8         | 4           | 2           | 1               | 1                 | 1          | 0                   | 3              | 3               | 3                | 4                 | 4                 | 6                | 6               | 6               |  |  |
| 新里総合事務部      | 新里総合事務所班 | 11       | 8         | 6           | 0           | 1               | 1                 | 3          | 0                   | 1              | 6               | 6                | 7                 | 7                 | 11               | 10              | 10              |  |  |
| 川井総合事務部      | 川井総合事務所班 | 29       | 18        | 18          | 0           | 0               | 0                 | 11         | 0                   | 7              | 16              | 18               | 18                | 14                | 24               | 22              | 26              |  |  |
| 合計(避難所運営班除く) |          | 932      | 702       | 514         | 64          | 28              | 96                | 137        | 64                  | 221            | 393             | 396              | 414               | 546               | 748              | 725             | 755             |  |  |
| 避難所運営班       |          |          | 64        | 48          | 10          | 0               | 6                 | 0          | 64                  | 47             | 48              | 48               | 48                | 78                | 78               | 78              | 48              |  |  |

## 第5章 非常時優先業務の整理

### 5.1 非常時優先業務の定義と選定方法

#### (1) 非常時優先業務の定義

本計画では、非常時優先業務を次の通りと定義する。

##### 【非常時優先業務の定義】

非常時優先業務とは、発災から1か月以内に、優先的に実施・再開すべき業務であって、発災後に新たに発生する業務である「災害対応業務」と、通常業務のうち早期に再開すべき業務である「優先通常業務」の総称をいう。

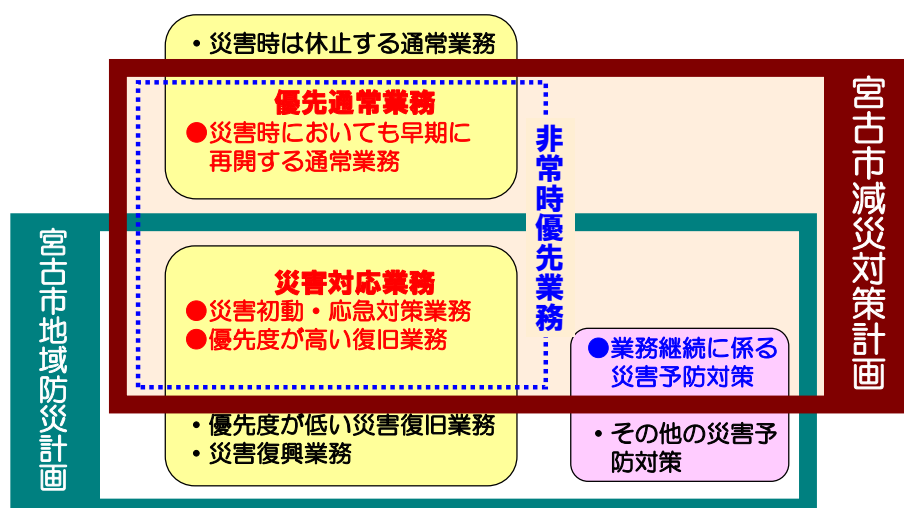


図5.1.1 本計画が対象とする非常時優先業務の範囲

#### (2) 非常時優先業務の選定方法

##### 1) 災害対応業務

「宮古市地域防災計画」の「地震・津波災害対策編 第3章 災害応急対策計画」に定める各部班の分掌事務及び各節の災害応急対策の記載内容に基づき、同計画に定められた災害時に発生するすべての業務を洗い出し、1か月以内に実施する業務を非常時優先業務として位置付けた。その際、東日本大震災における災害対応の実態を反映したものとなるよう、「東日本大震災における災害対応行動の検証報告書（平成24年3月）」に基づく業務項目の抽出、地域防災計画との対応整理を合わせて実施したうえで、業務項目を取りまとめた。

## 2) 優先通常業務

本市が実施している通常業務の全業務を「事務分担表」に基づきリスト化するとともに、各業務について、市民生活に与える影響を鑑み、業務を1か月以内に実施すべきと判断した業務を非常時優先業務として位置付けた。また、業務の優先度の観点から、発災から1か月以内には再開しない業務については、休止業務と位置付けた。

### (3) 非常時優先業務データベースの構築

---

前項により抽出した非常時優先業務について、業務の実施時期や必要人数等業務の内容を明確化し、非常時優先業務を継続するための現状の課題を抽出するため、非常時優先業務のデータベース化を行った。非常時優先業務のデータベースにおける各業務の整理項目は次の通りである。

- 業務実施者（部，班，課，グループ名）

業務を担当する部班名。

- 分掌事務

宮古市地域防災計画等に定められた各部班の分掌事務。

- 非常時優先業務の判定（通常業務のみ）

優先通常業務か否かの判定を○×で記載。本欄に“×”を記載した場合を、休止業務とする。

- 災害時に実施する業務の概要

該当する業務について、災害時に実施する業務内容の概要。

- 平常時における平均実施人数（通常業務のみ）

平常時において、その業務を実施するのに必要な平均的な人数。

- 目標実施期間と時期別投入人員数

災害発災からの経過時間別の、当該業務を実施するのに必要な人員数。

- 当該業務の取りまとめを行う庁舎名(時間外発災時かつ非常配備体制時)

大津波警報が勤務時間外に発令された場合について、津波警報発令中と解除後のそれぞれの業務実施庁舎を記載。

- 業務実施に必要な設備

当該業務を遂行する上で、稼動していることが前提となる設備。

●業務実施に必要なシステム

当該業務を遂行する上で、稼動していることが前提となる情報システム。

●主要情報共有先（内部・外部）

当該業務で情報共有が必要な相手。内部と外部に分けて記載。

●業務の遅れが招く市民生活への影響

目標実施期間から実際の業務実施が遅れることによる市民生活への影響度を以下のA～Eの5段階で評価し、記載。

表5.1.1 業務の遅れが招く市民生活への影響度に関する評価基準

| 影響度 |     | 評価基準                            |
|-----|-----|---------------------------------|
| A   | 甚大  | 住民の生命や生活、社会経済活動等に対して甚大な影響が生じる。  |
| B   | 大きい | 市民生活への相当の影響が生じる。                |
| C   | 中程度 | 社会的な影響が発生するが、過半の人は許容範囲だと理解する。   |
| D   | 小さい | 若干の影響は生ずるが、大部分の人は許容可能な範囲だと理解する。 |
| E   | 軽微  | ほとんどの人は影響を意識しない。                |

●業務実施上の課題

業務実施上の課題がある場合に、その内容を記載。

●備考

補足事項等。

●その他（災害対応業務）

災害対応業務については、「東日本大震災における災害対応行動の検証」に基づき、当該業務に対応する、震災時の業務内容・投入人数・課題等に関する調査の結果を掲載しており、震災時の実状と対比して災害対応業務の内容を確認可能としている。

## 5.2 非常時優先業務の整理結果

### (1) 非常時優先業務の選定結果

前節により選定した結果、本市の非常時優先業務は、災害対応業務で 383 業務、優先通常業務で 532 業務となった。一方、通常業務のうち休止業務は 2,625 業務となった。表 5.2.1 に選定された非常時優先業務数の総数を示し、図 5.2.1 に非常時優先業務数の発災からの経過時間別の推移を示す

ただし、消防班（消防対策課）については、災害時の指揮命令系統、人員運用等において独立性が高く、災害時の業務実施体制を別に定めていることから、選定の対象外としている。

災害対応業務は、3 日～1 週間に業務数が最大 (296 業務) となり、それ以降も大きくは減少せず、対象期間である 1 か月間では、多くの災害対応業務が継続的に実施する必要がある業務となっていることが分かる。

優先通常業務については、概ね単純増加の傾向であり、1 週間以降で大きく増加する。災害対応業務に該当する業務を除く全 3,157 業務のうち、優先通常業務に位置づけられた業務は 532 業務となっており、その比率は 16.9%となっている。

表5.2.1 選定された非常時優先業務数の総計※

| 業務の分類  | 非常時優先業務数 | 休止業務数 | 実施率※ <sup>2</sup> |
|--------|----------|-------|-------------------|
| 災害対応業務 | 383      | —     | —                 |
| 通常業務   | 532      | 2,625 | 16.9%             |

※消防班の業務を除く

※<sup>2</sup> 実施率：全通常業務数に対する優先通常業務の割合

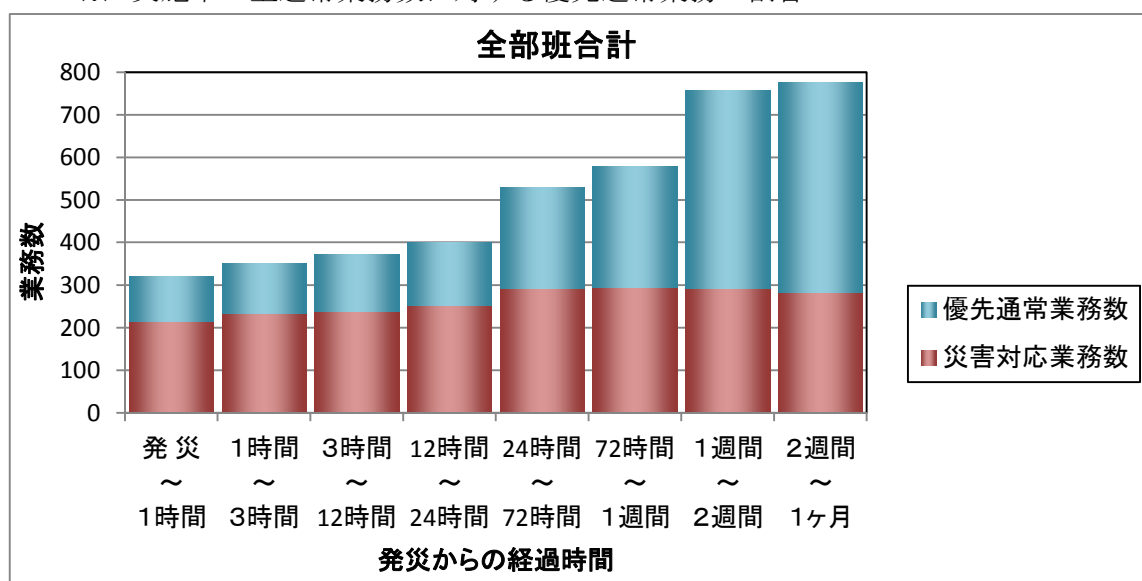


図5.2.1 発災からの経過時間ごとの非常時優先業務数

## （２）必要人員数の推定と参集予測との比較

4.2 節において示した参集想定結果と、非常時優先業務データベースにおける各業務の必要人員、業務実施時期と重ね合わせ、各部・班が非常時優先業務を実施するために必要とする人数と参集人員との対応を時系列で整理した。図 5.2.2 に業務分類別の、図 5.2.3 に各部別の図を示す。

災害対応業務の必要人数は、1 日～3 日で最大（771 人）となり、災害対応業務のみで、参集職員数を超過しており、それ以降も災害対応業務の必要人数は大きくは減少しない。

優先通常業務の必要人数はほぼ単純増加となっており、最大となる 2 週間～1 ヶ月では、優先通常業務に約 398 人必要となっている。

全業務の合計では、1 週間～2 週間が最大の必要人数となっている。これは、災害対応業務の必要人数がほとんど減少しないにもかかわらず、優先通常業務の必要人数は発災以降増加し続けるためである。

参集職員数との比較では、全期間で必要職員数が超過している状況で、1 日～3 日で最大 471 人不足となっている。発災から 24 時間程度の早期での応援人員の確保・受け入れ体制の構築が、業務継続目標を達成するために必要となっていると考えられる。

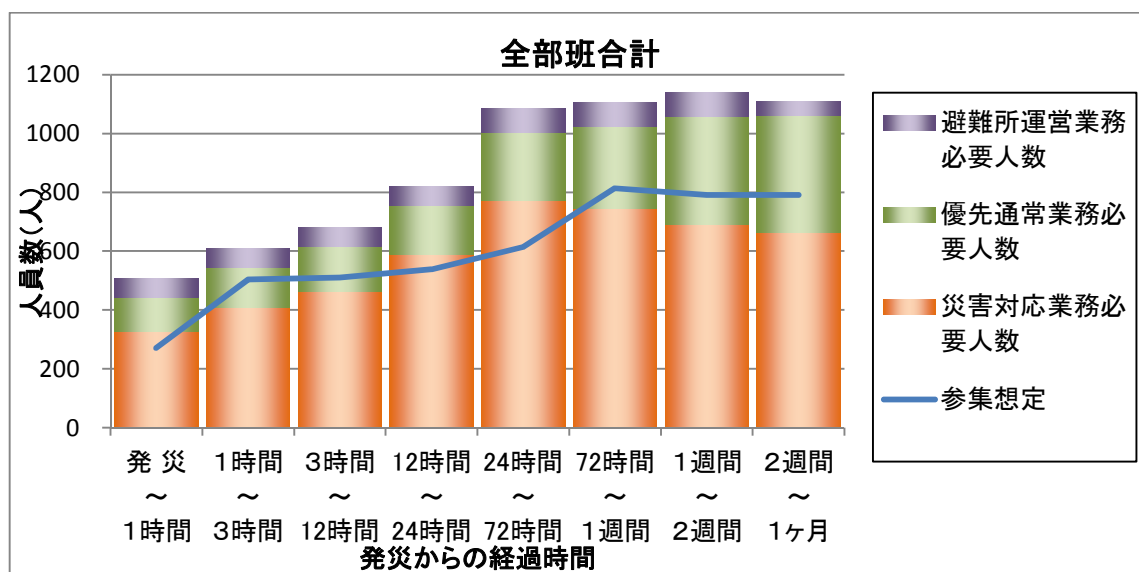


図5.2.2 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数  
(業務分類別)

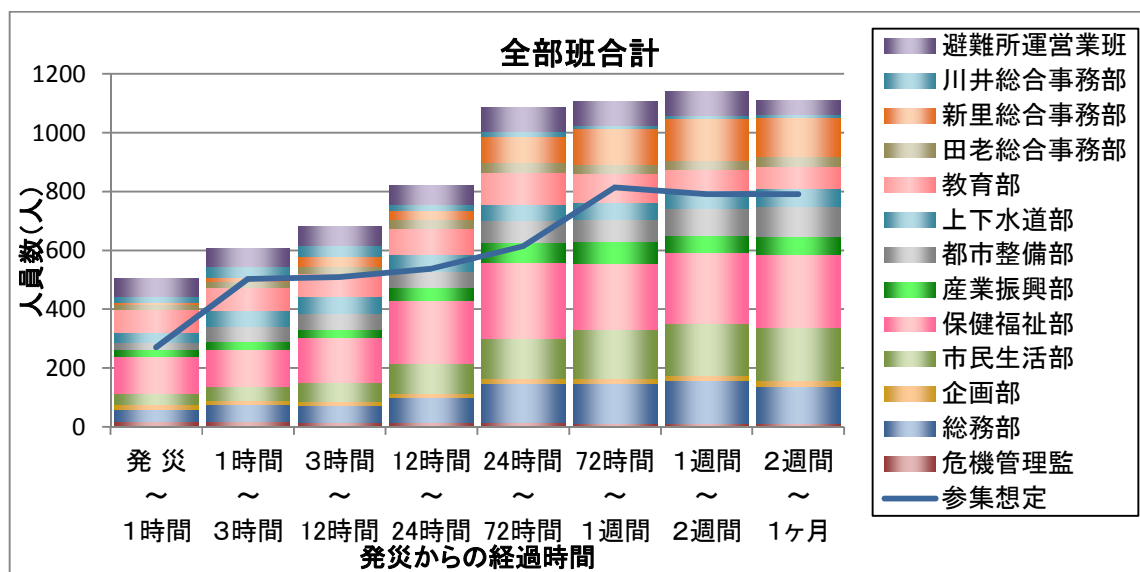


図5.2.3 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（部別）

### （3）必要人員数と参集予測に基づく各部班の業務実施体制の現状整理

以降に、各部班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数の比較図を示すとともに、主な非常時優先業務について概説し、各班の業務実施体制の現状を整理する。なお、参集想定結果は、避難所運営班を含むもの（実線）と、避難所運営班を除いたもの（破線）の2種類を示しているが、基本的には避難所運営班を除いた参集想定結果が、各部班において各部班が担当する業務を実施できる実質的な職員数を意味している。これは、4.2節（2）に示したように、避難所運営班は各部班員で構成されており、避難所運営班として避難所運営を担当する間は、各部班の担当業務は実施できないためである。

## 1) 危機管理監

### ○防災班（危機管理課）

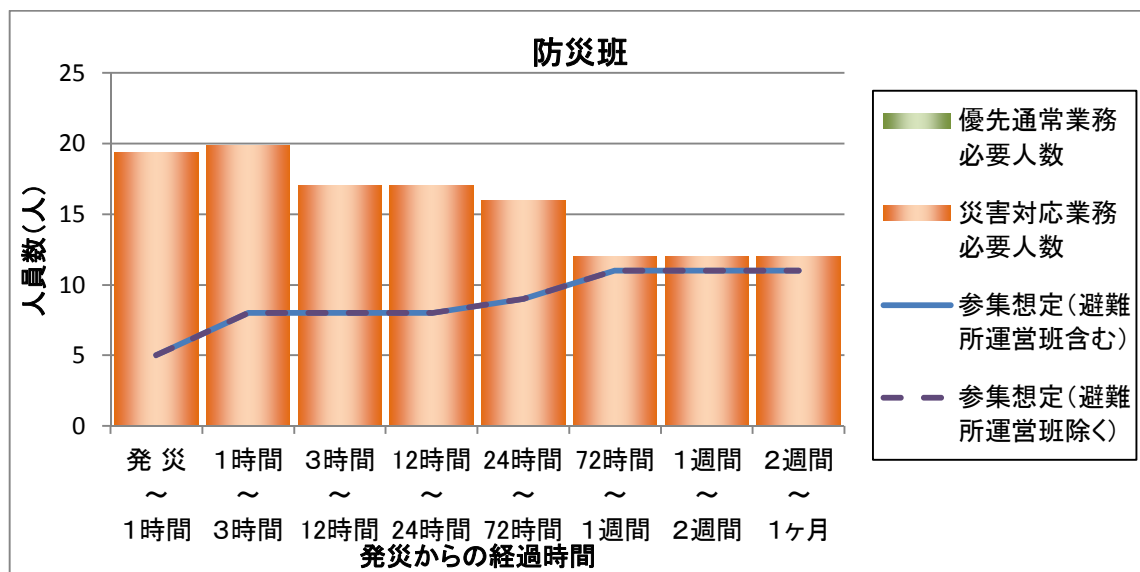


図5.2.4 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（防災班）

#### 【災害対応業務】

- ・市の防災に関する主管部所として、発災直後から、災害対策本部の設置・運営、全庁的な情報収集、各種応援要請等を実施する。
- ・避難勧告等の伝達や各種情報の周知等、防災行政無線を活用する業務が多い。
- ・必要人員数としては、発災直後よりほぼ最大となり、継続的な災害対策本部体制が確立し、避難勧告等の伝達や各種情報の周知等、防災行政無線を活用する業務が多い。

#### 【優先通常業務】

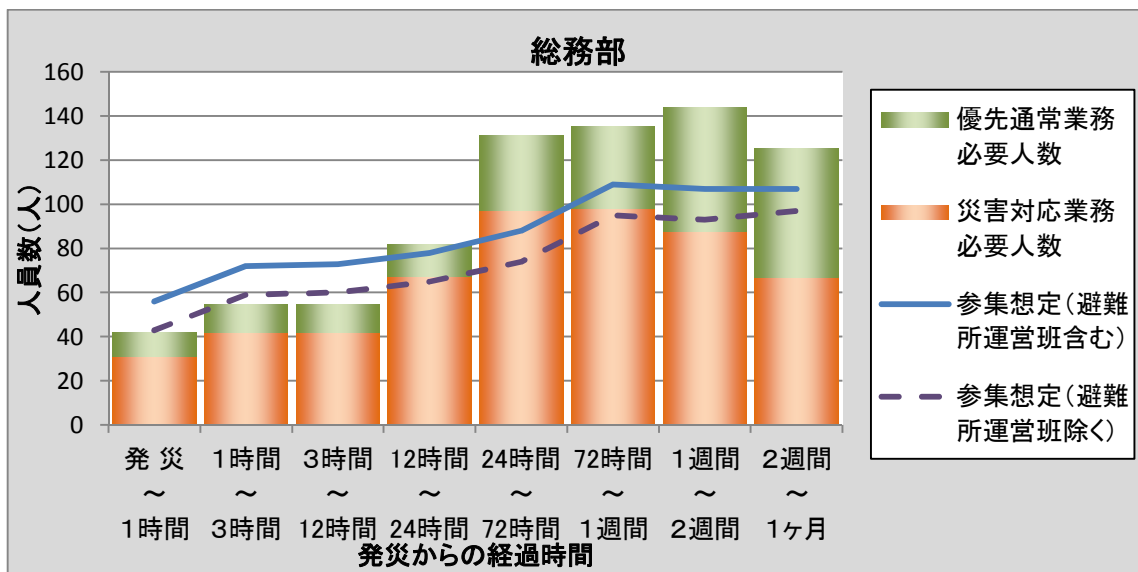
- ・通常業務はすべて休止し、班の全能力を上げて災害対応に当たるものとしている。

#### 【人員の過不足の状況】

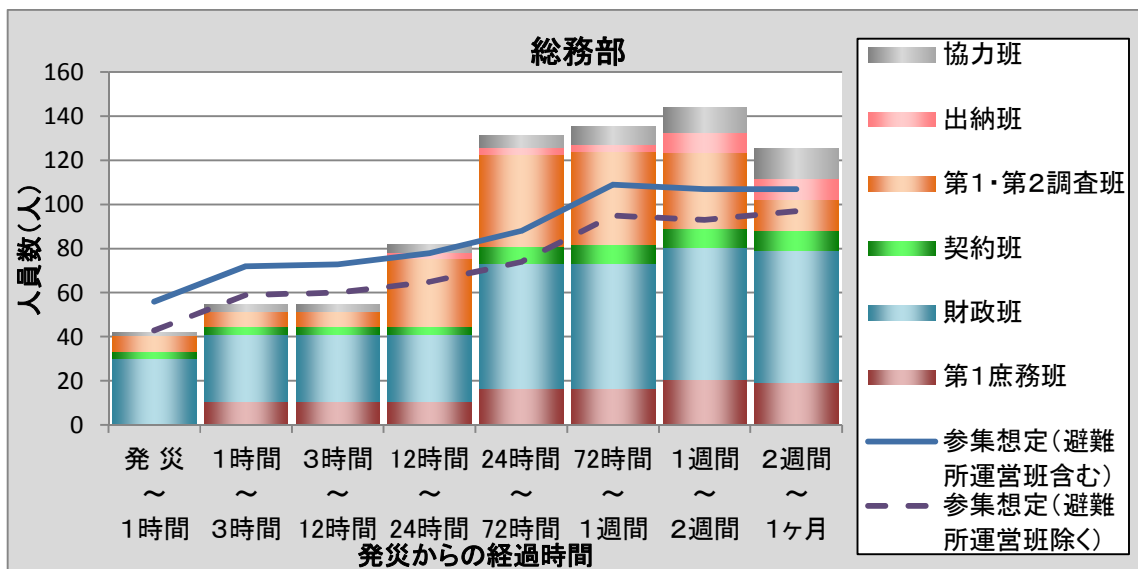
- ・発災初期から3日までに、大きな人員不足が発生している。最大で約14人の不足と、絶対値としては大規模な人員数ではないが、必要とする時期が発災直後からであること、初動期の情報収集と災害対策本部体制確立にかかる遅延の許容されない重要業務であること、防災行政無線等の通信設備や県災害情報集計システムを迅速・的確に活用する必要があることを鑑みると、防災班の支援体制構築は不可欠と考えられる。そのため、予め防災班を支援する班や人員を定め、防災班職員と同等の活動ができる職員を育成することが課題になる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)①

## 2) 総務部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5. 2. 5 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（総務部）

### 【部全体の傾向】

- ・ 発災初期から12時間程度までは人員不足は生じていないが、12時間以降では、継続的に人員不足の状況が発生している。
- ・ 必要人員数としては概ねすべての期間で財政班が最も多くなっている。

○第1庶務班（総務課）

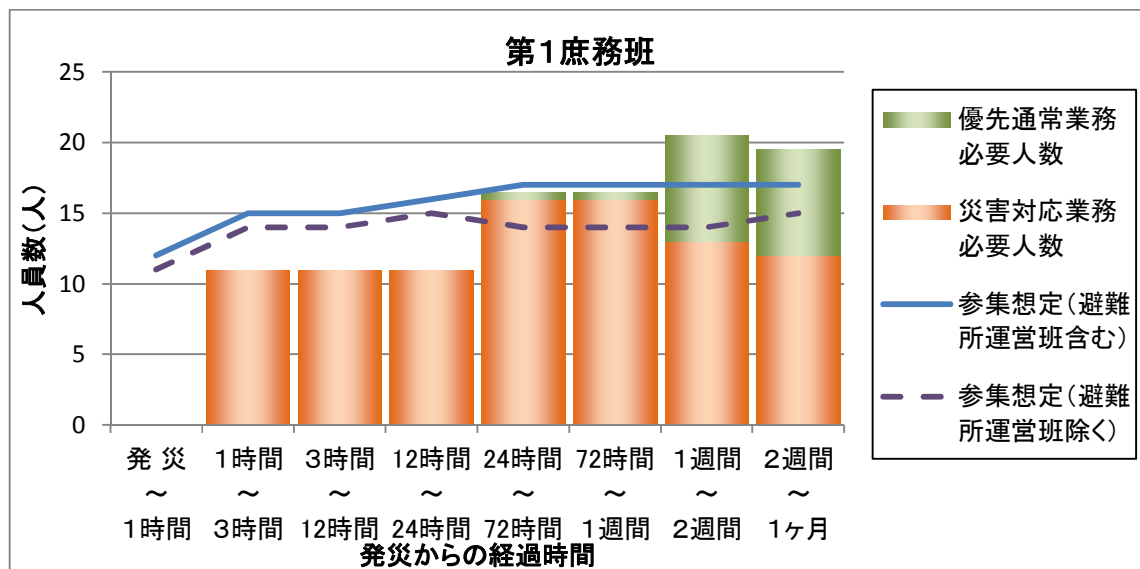


図5.2.6 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第1庶務班）

【災害対応業務】

- ・災害時における職員の動員調整、各班の災害対応業務の進捗状況の確認調整といった、災害時の調整業務を主に行う。

【優先通常業務】

- ・職員の給与に関する事務や、職員派遣の受入れ事務等1週間以降に再開する業務が中心となっている。

【人員の過不足の状況】

- ・避難所運営班として動員される職員を考慮すると、発災から1日以降で若干名の人員不足が生じているが、他部班の状況を考慮すると応援人員の確保の優先順位は低く、他部班による応援人員が得られない中でも、第1庶務班職員で効率的に業務を遂行していく必要がある。

○財政班（財政課）

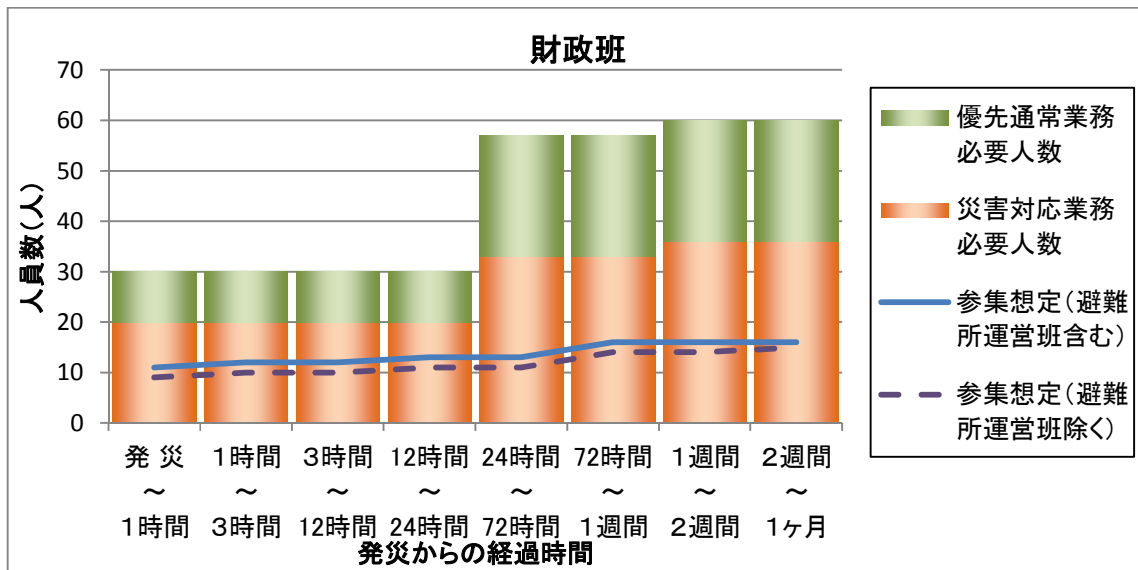


図5.2.7 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参加者数（財政班）

【災害対応業務】

- ・発災直後より、緊急輸送車両の確保及び配車に関する業務及び車両燃料の確保に関する業務を継続的に実施する。
- ・発災1日後以降からは上記に加え、応急対策予算の調整を中心に、各種災害時の財政面に関する業務を継続的に実施する。

【優先通常業務】

- ・管財担当は、発災直後より、庁舎及び市有財産に関して被害調査・復旧と合わせた管理業務及び、公用車両の管理及び配車に関する業務を再開させる必要がある。
- ・財政担当は、災害関連予算に関連して各種財政に関する業務を再開する必要がある。

【人員の過不足の状況】

- ・概ね10名前後の職員に対して、発災直後は約3倍、発災1日後以降は約5倍程度の人員が必要とされている。また、上記の財政に関する業務、市有車両の配車及び車両燃料の確保に関する業務は、市の災害対応・業務継続全般を円滑に行うための必須業務であると考えられる。そのため、関連事業者等との連携に加え、他市の関連部署の職員からの迅速な受援体制の構築が課題になる。

課題と対策⇒第6章6.1（2）④

○契約班（契約検査課）

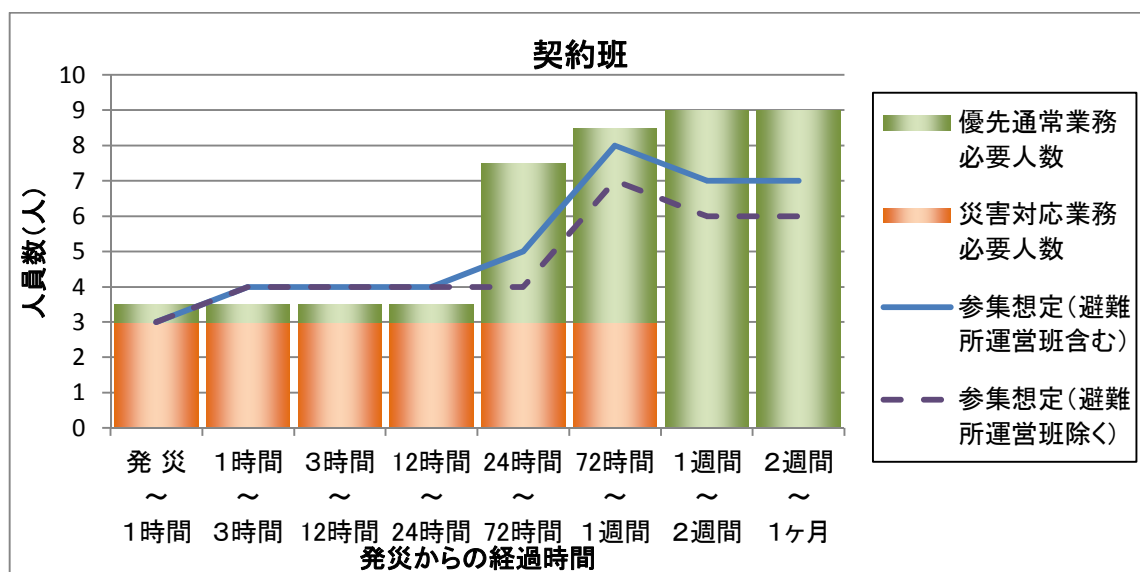


図5.2.8 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（契約班）

【災害対応業務】

- ・発災直後から1週間まで、庁舎等の復旧に関する業務を実施する。

【優先通常業務】

- ・契約工事・契約業務の取扱いに関する業務を発災1日後から再開し、1週間以降に人員を増強して対応する。これら業務に、ほぼ班員全員を要する。

【人員の過不足の状況】

- ・避難所運営班として動員される職員を考慮すると、発災から1日以降は、若干名の人員不足が継続して生じることが想定される。ただし、他部班の状況を考慮すると応援人員の確保の優先順位は低く、他部班による応援人員が得られない中でも、契約班職員で効率的に業務を遂行していく必要がある。

○第1・第2調査班（税務課）

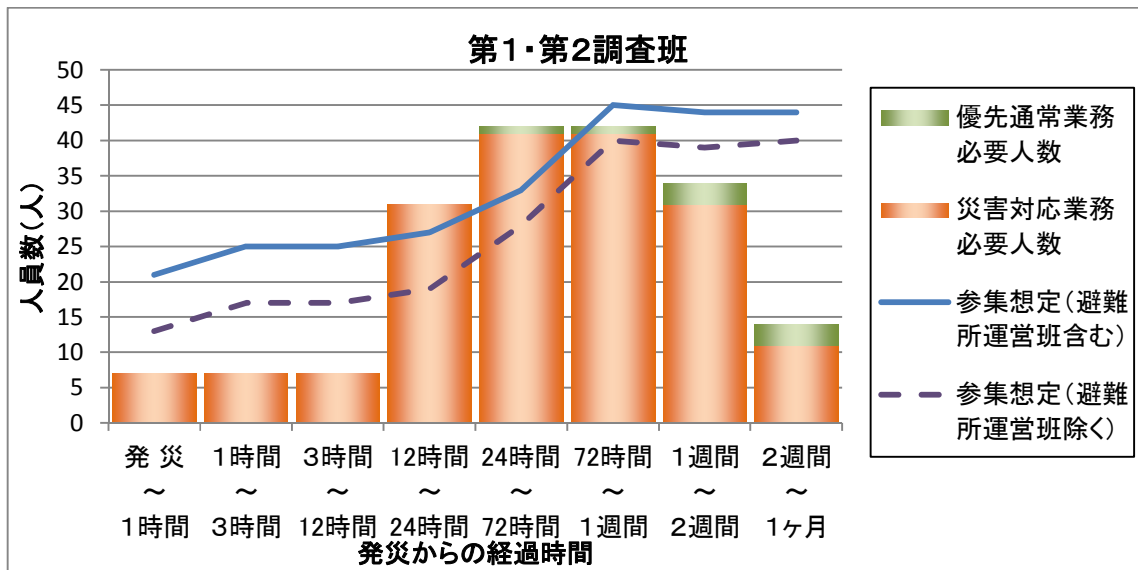


図5.2.9 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第1・第2調査班）

【災害対応業務】

- ・人的被害情報及び住家被害情報の収集が主要な業務であり、調査が本格化する、発災1日後から1週間に関してはこれらの業務で40人必要となっている。

【優先通常業務】

- ・税の減免や証明書発行に関する業務を発災1日以降段階的に再開する必要があるが、必要人員としては多くはない。

【人員の過不足の状況】

- ・人的被害情報及び住家被害情報の収集に関する業務が本格化する際に、どのように人員を確保するかが課題となる。本業務は、今後の災害対応や復旧活動の基礎となる重要業務であるため、遅延することなく実施する必要があるが、他部班の協力を得た優先的な人員配置により、人的被害情報及び住家被害情報の収集業務を遅滞なく実施できる体制を構築することが課題となる。
- ・人的被害情報及び住家被害情報の収集に関する業務が完了して以降については、他班の支援・応援を行う人員として期待できる。

○出納班（会計課）

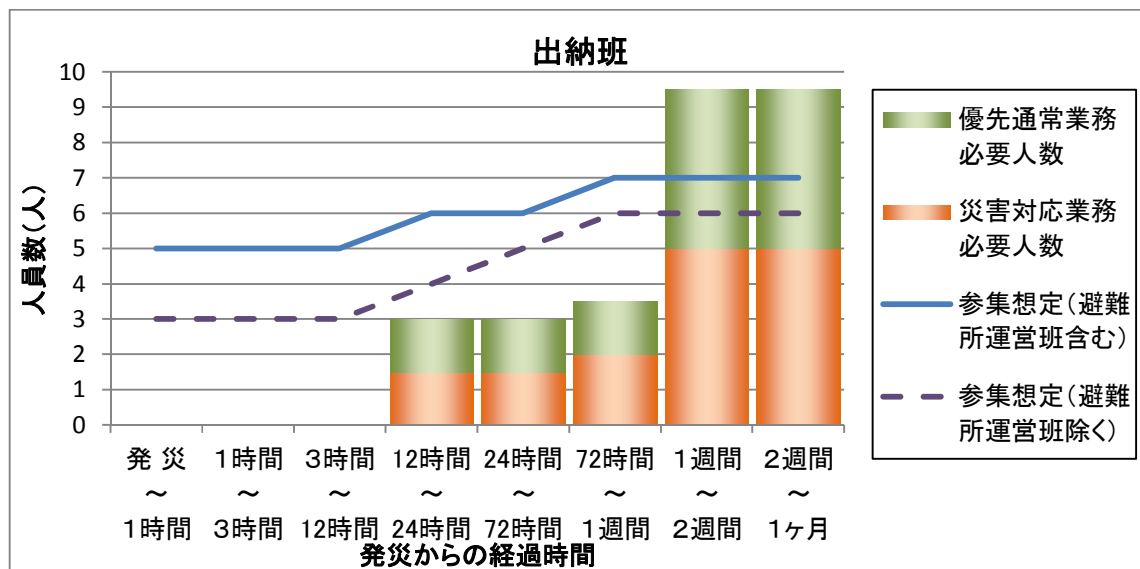


図5. 2. 10 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（出納班）

【災害対応業務】

- ・発災対応における会計に関する業務、義援金等の出納及び保管に関する業務を実施する。開始以降継続的に実施する必要がある業務であり、1週間以降に、人員の増強による業務の本格化を要する。

【優先通常業務】

- ・各債権者への支払いに関する業務、入金処理に関する業務を再開する必要がある。

【人員の過不足の状況】

- ・発災食後から12時間に関しては、参集した職員から他班の業務を支援することが可能である。発災から1週間以降で若干名の人員不足が生じているが、他部班の状況を考慮すると応援人員の確保の優先順位は低く、出納班職員で効率的に業務を遂行していく必要がある。

○協力班（議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局）

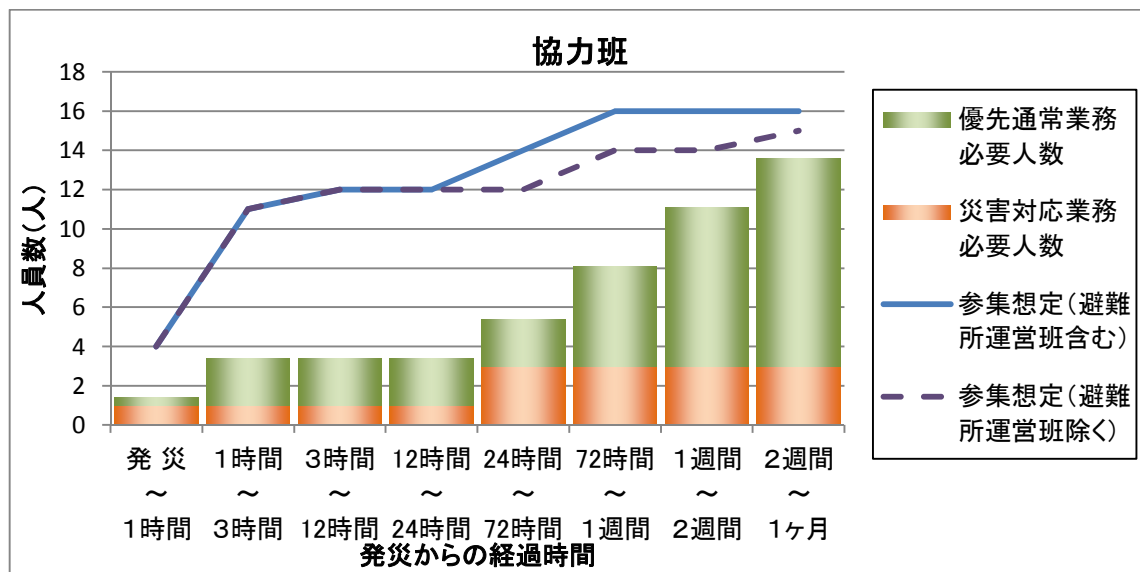


図5.2.11 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（協力班）

#### 【災害対応業務】

- ・基本的には他部班への協力を主体とする班であり、そのための各班の連絡調整と、総合案内・受付業務への協力を、人員を要する災害対応業務として挙げている。

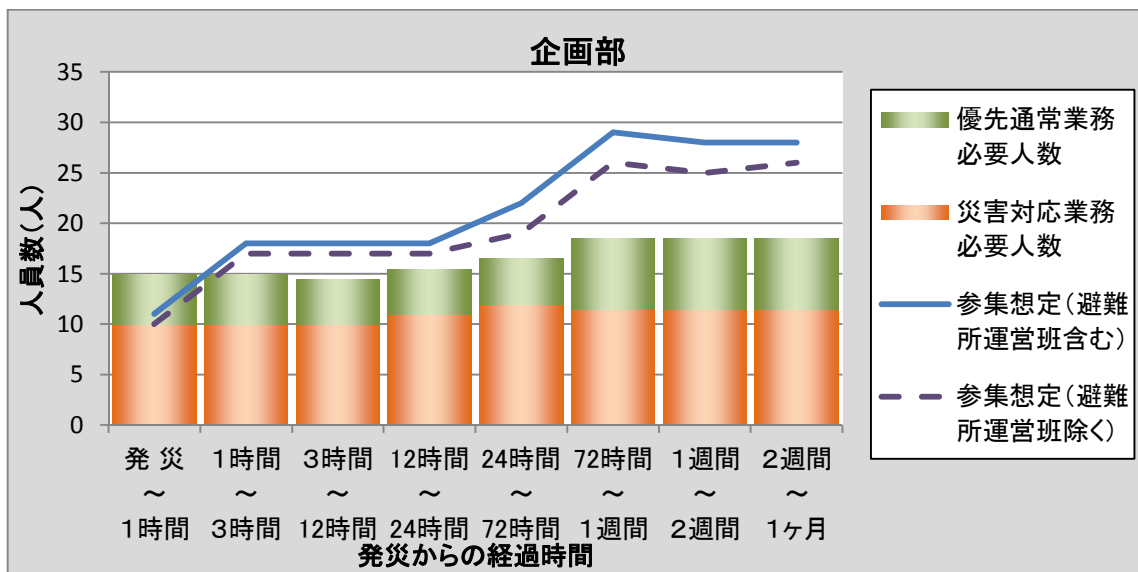
#### 【優先通常業務】

- ・議会事務局においては、本会議及び委員会等の開催に係る事務が、農業委員会においては農地の権利移転、転用申請、台帳整備等の業務が比較的人員を要する業務となっており、必要人員は発災からの時間経過とともに増加している。

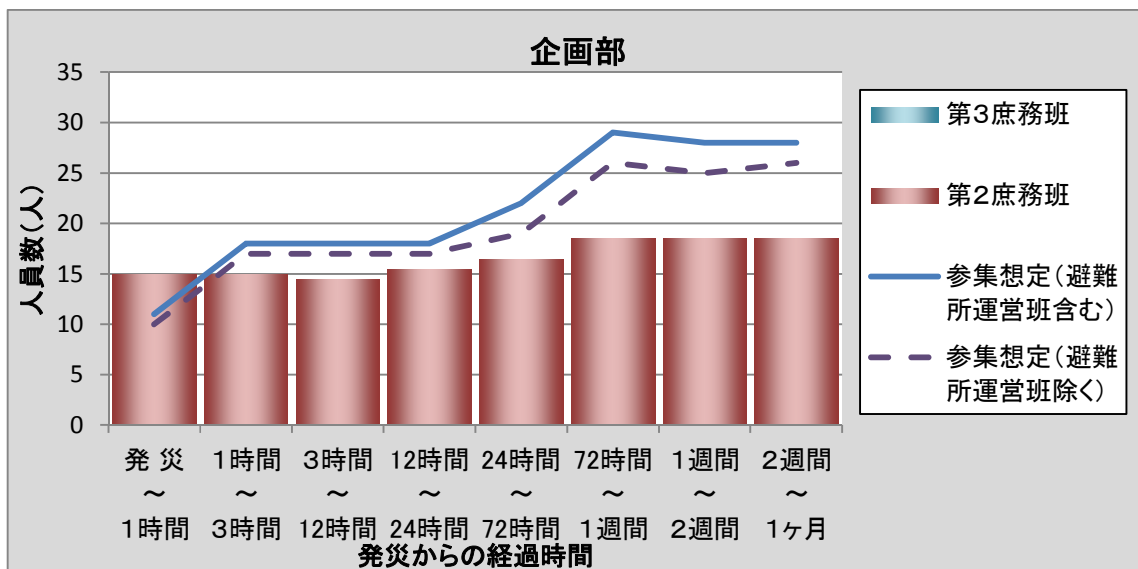
#### 【人員の過不足の状況】

- ・班員自体が少数ではあるが、発災初期については、他班の支援・応援を行う人員として期待できる。
- ・優先通常業務の再開を考慮すると、協力班が名称のとおり他部班の協力を実施できるのは、発災から2週間程度までと想定される。

### 3) 企画部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.12 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（企画部）

#### 【部全体の傾向】

- ・企画部全体としては、全期間を通じて大規模な人員不足は生じていない。
- ・企画部業務はすべて第2庶務班業務となっている。
- ・第3庶務班は、防災班等他部班の応援を行うことを考慮すると、企画部として人員に余裕があるものではない。

○第2庶務班（企画課）

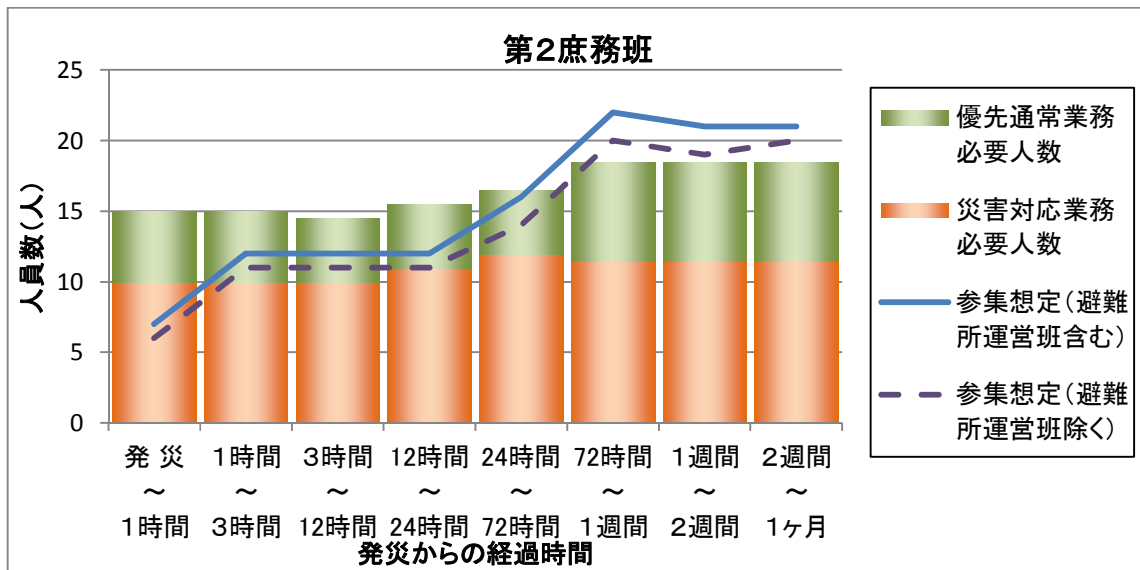


図5.2.13 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第2庶務班）

【災害対応業務】

- ・災害に対する広報・記録に関する各種業務、報道機関への対応業務を担当しており、これら業務は発災直後から継続的に実施する必要があるため、必要人員の経過時間による変化は少ない。
- ・情報化推進室の職員については、電子データ、各種情報システムの取り扱いに関して、防災班を中心に市全体への支援業務を行う。

【優先通常業務】

- ・特に大きな人員を要する業務はないが、秘書室における市長及び副市長の秘書用務等、発災直後より再開しなければならない業務が複数あり、災害対応業務と同様に、必要人員の経過時間による変化は比較的少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・全体としては大きな人員不足は生じていないが、災害対応業務、優先通常業務とも発災直後より業務を開始し、継続的に実施しなければならないことが特徴となっている。そのため、勤務時間外発災を前提とした場合、限られた参集人員で効率的に業務を遂行していく必要があり、そのための初動対応の優先順位づけ、手順の確立を予め実施しておく必要がある。

○第3 庶務班（復興推進課）

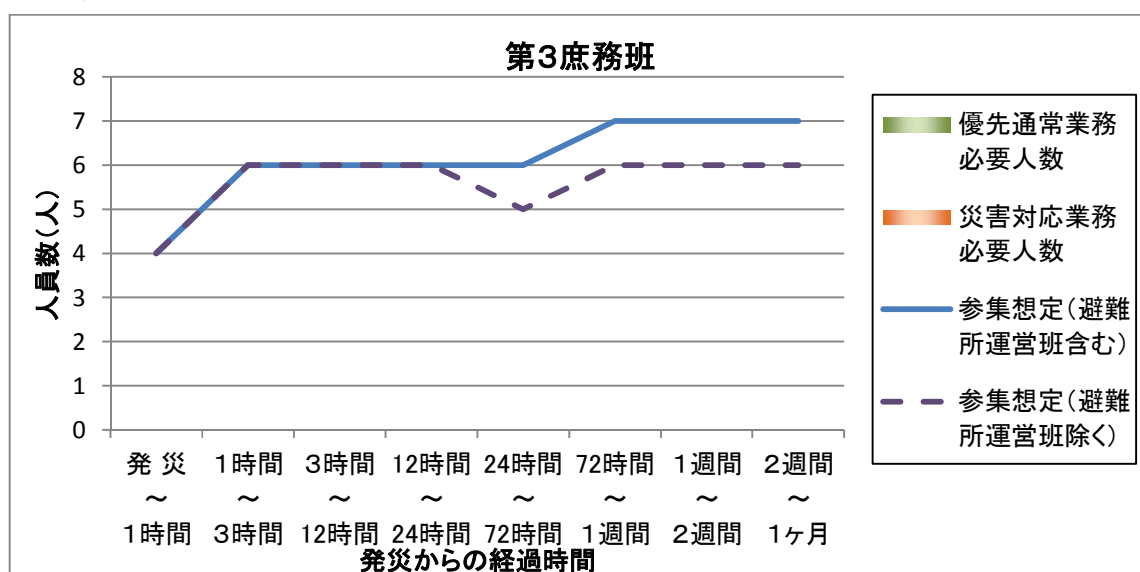


図5.2.14 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第3 庶務班）

【災害対応業務】

- ・第3 庶務班として主導的に行う災害対応業務はない。

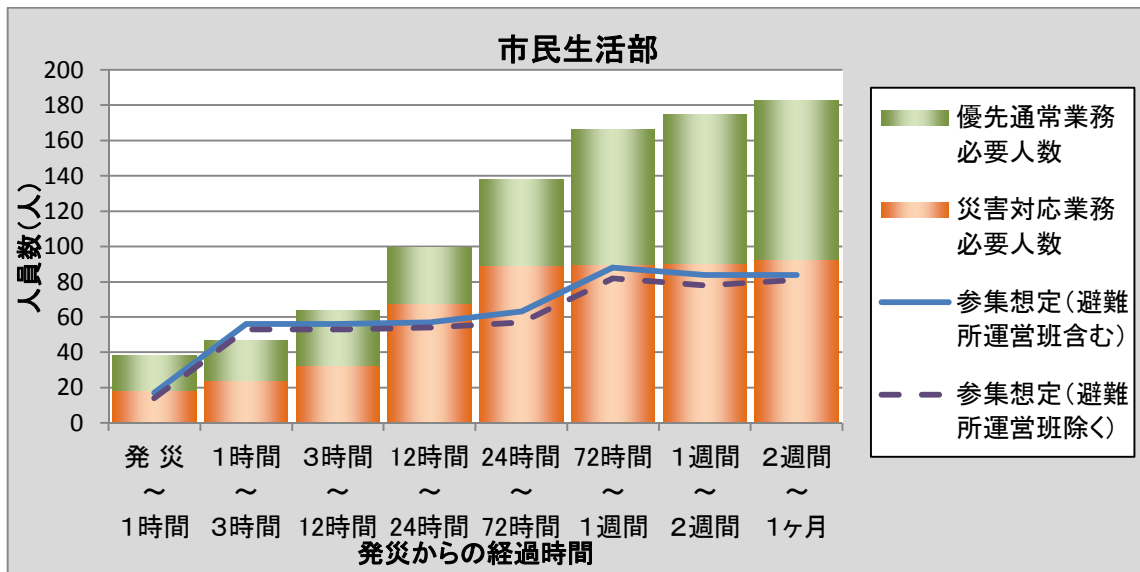
【優先通常業務】

- ・基本的にはすべての業務を休止する。

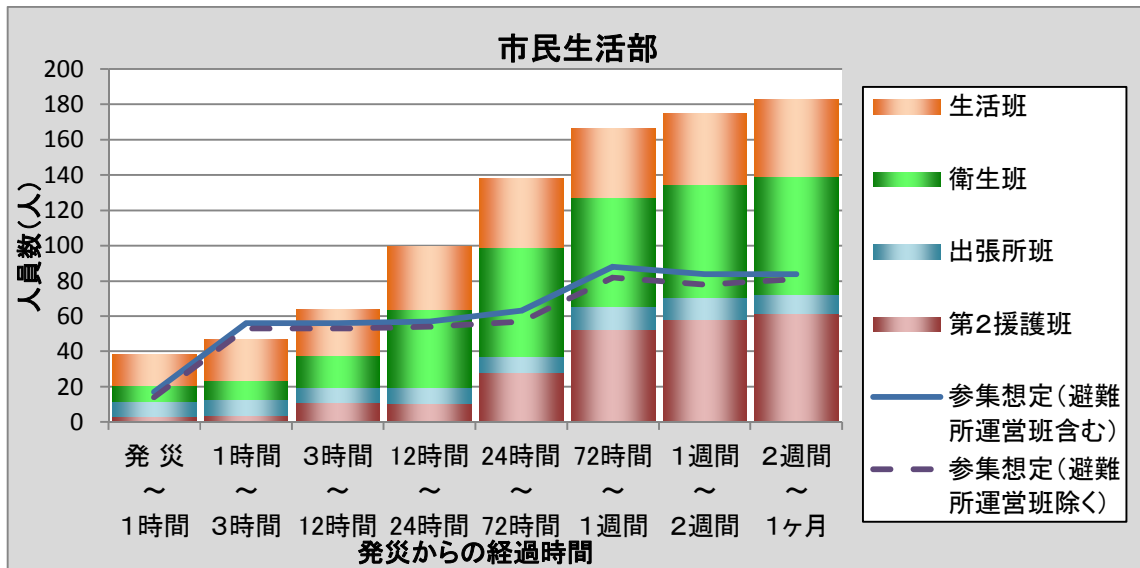
【人員の過不足の状況】

- ・上手の通り第3 庶務班としての災害対応業務はない。しかし、発災直後からの防災班の支援については全班員を挙げた対応が必要になると考えられる。

#### 4) 市民生活部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.15 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（市民生活部）

#### 【部全体の傾向】

- ・ 発災初期から12時間程度までは人員不足は生じていないが、12時間以降では、継続的に人員不足の状況が発生している。
- ・ 衛生班、第2援護班、生活班の順で必要人員数が多く、各班とも、必要人員が時間経過とともに増加する傾向にあることが特徴となっている。

○第2 援護班（総合窓口課）

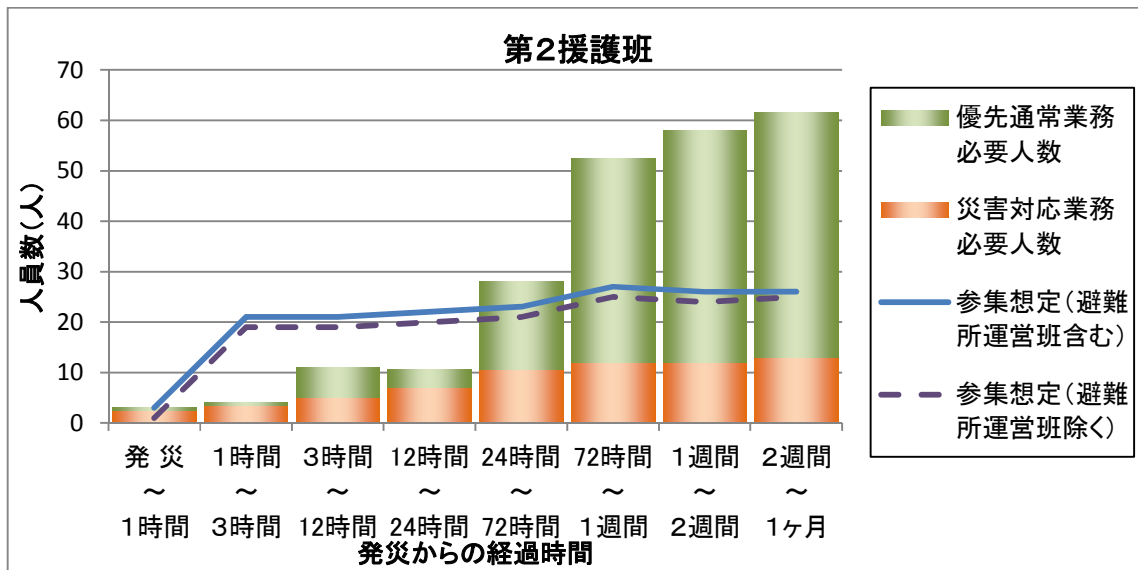


図5.2.16 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第2 援護班）

【災害対応業務】

- ・第2 援護班は、避難所の設置運営に関する業務を総括し、避難所運営班（第2班）の配置・調整、避難所情報の取りまとめ、要望の関係部署への伝達、避難所統廃合計画の立案等を実施する。

【優先通常業務】

- ・発災から3日以降を中心に、多数の業務を再開する必要がある。なかでも、総合窓口業務、戸籍簿の編製・記載業務等は、平常時の実施体制以上に体制を強化して実施する必要がある、優先通常業務の再開だけで班員数を超過する状態にある。
- ・住民情報システム及び戸籍システムを活用する業務が多数あり、これら情報システムが継続的に運用可能であることが業務実施の上で重要となる。

【人員の過不足の状況】

- ・避難所運営に関する総括を実施しているなかで、総合窓口業務等を平常時以上の体制で再開する必要がある、特に発災3日以降については、班員のみでは深刻な人員不足が生じると考えられる。第2 援護班の業務は上記のように被災後の市民生活に直結する業務であり、他部班からの応援等による人員の確保が重要課題となっている。

課題と対策⇒第6章6.1(1)②

○出張所班（各出張所）

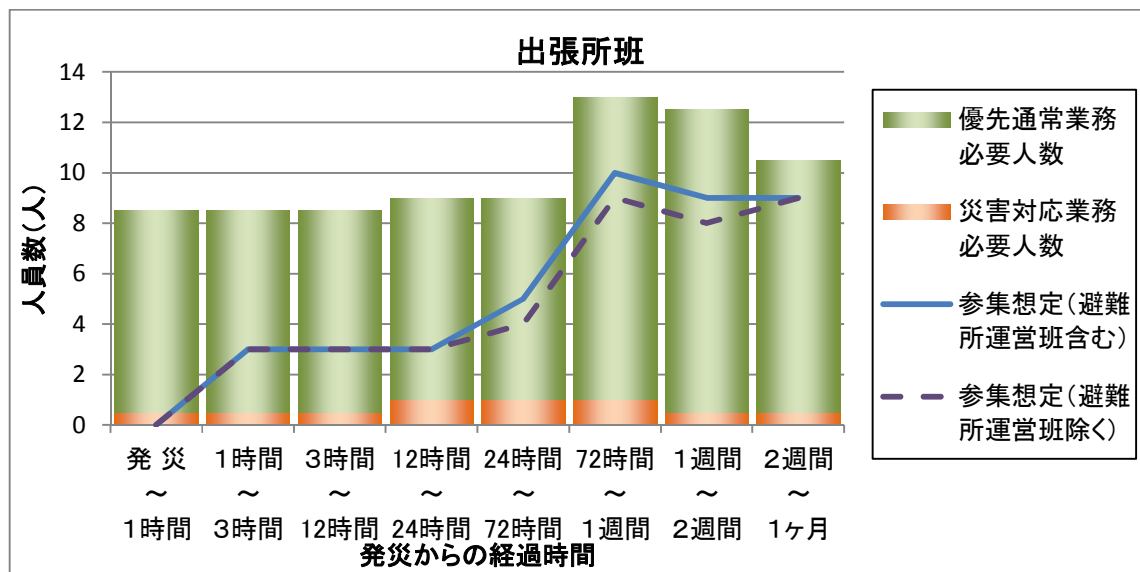


図5.2.17 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（出張所班）

【災害対応業務】

- ・出張所における情報の収集および報告に関する業務を優先通常業務と並行して継続的に実施するが人員数は要しない業務となっている。

【優先通常業務】

- ・各出張所における管理、総合窓口事務等で各出張所2～3人。合計で8～12人必要となっており、出張所班の非常時優先業務のほとんどを占める。

【人員の過不足の状況】

- ・各出張所に人員を配置し、必要最低限の出張所機能を確保することが必要であるが、特に発災初期は参集人員が不足し人員を配置できない可能性がある。

○衛生班（環境課）

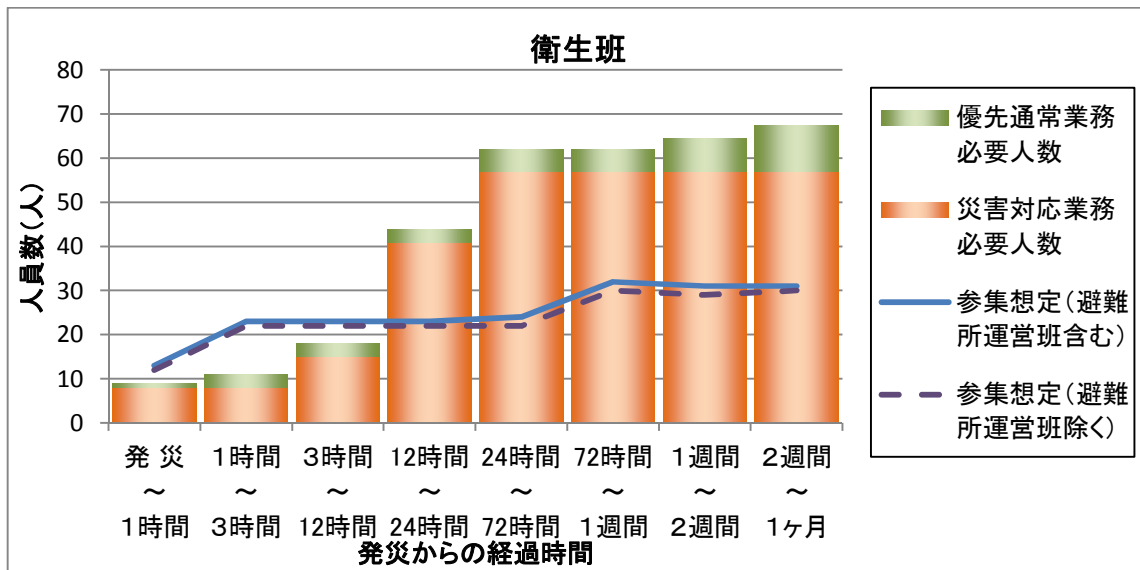


図5.2.18 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（衛生班）

【災害対応業務】

- ・清掃・防疫、し尿及び廃棄物処理、遺体の収容・埋葬に関する業務等を実施する。これらの業務実施には、発災1日後から合計で通常の人員の概ね2倍程度の人員規模で実施する必要がある。

【優先通常業務】

- ・通常業務でもある廃棄物の収集運搬に関する業務を本計画では災害対応業務としているため、優先通常業務に要する人員は相対的に少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・清掃・防疫、し尿及び廃棄物処理といった、災害後の生活環境の保全のための業務と、遺体の収容・埋葬に関する業務を同時並行に実施する必要があるため、大きな人員不足が発生することが想定される。委託業者等との連携に加え、他市の関連部署の職員からの迅速な受援体制の構築が課題になる。

課題と対策⇒第6章6.1（2）⑤

○生活班(生活課・男女共生推進センター)

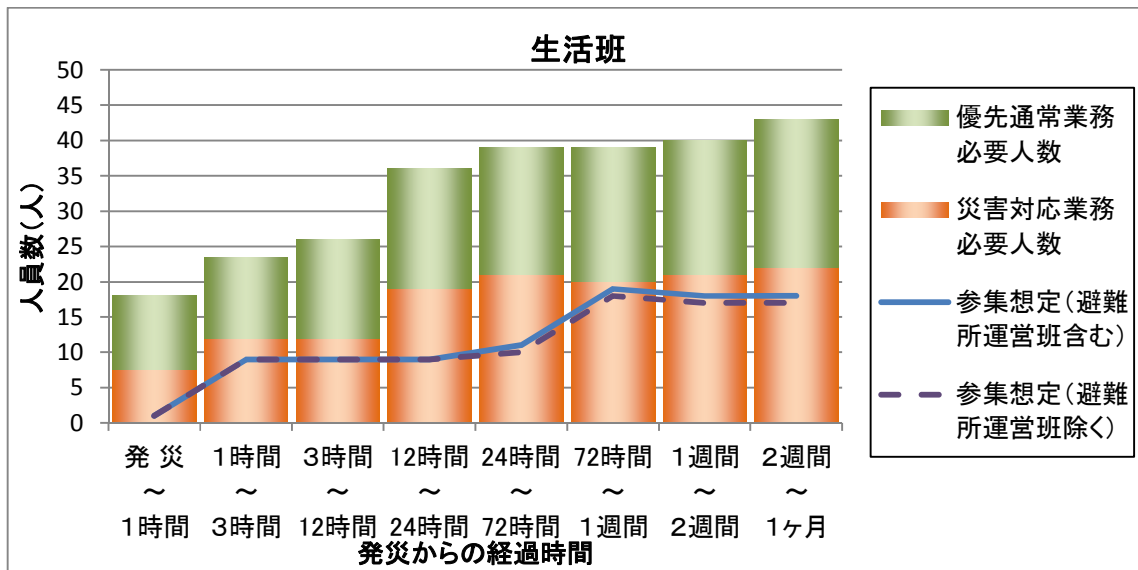


図5.2.19 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（生活班）

【災害対応業務】

- ・物資及び食料の供給に関する業務は生活班の中でも人員を要する業務となっている。ただし、この業務について上図では、総括・調整に係る人員のみを計上しており、仕分け配送等実作業に係る人員は後述する新里総合事務所班において算出している。
- ・他にも、被災者の相談に関する業務、ボランティアの登録受入れに関する業務等が人員を要する業務となっており、発災直後から3日までは災害対応業務のみで参集職員を超過している状況となっている。

【優先通常業務】

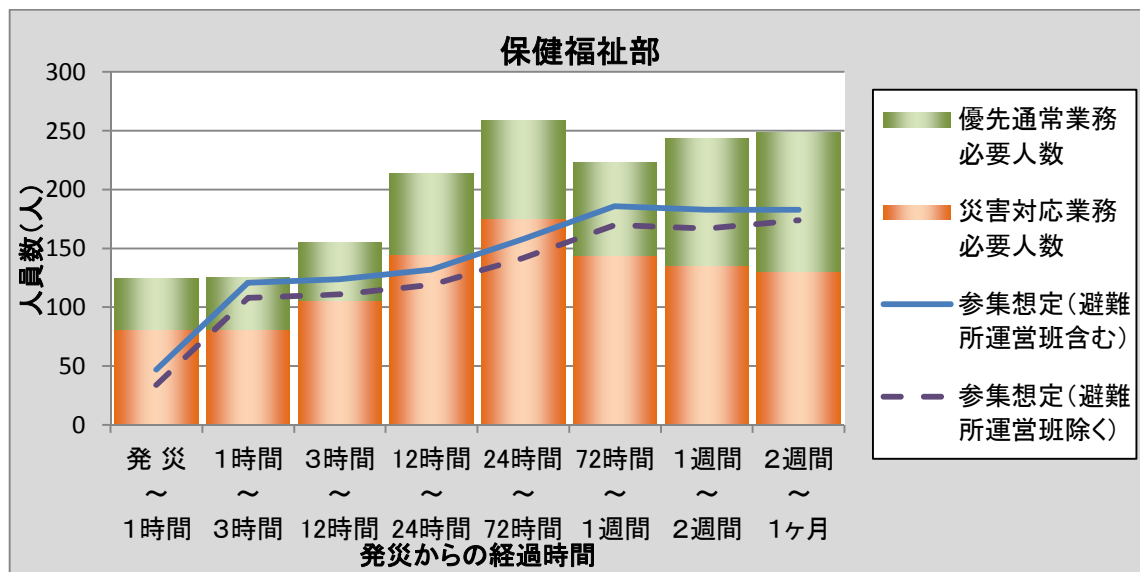
- ・市民協働・男女共同参画担当による日本赤十字社との連絡調整、被災者支援室による被災者の生活相談、義援金の受領・支給等、平常時以上の体制を要する業務が多数あり、優先通常業務の必要人員のみで参集職員を超過している状況となっている。

【人員の過不足の状況】

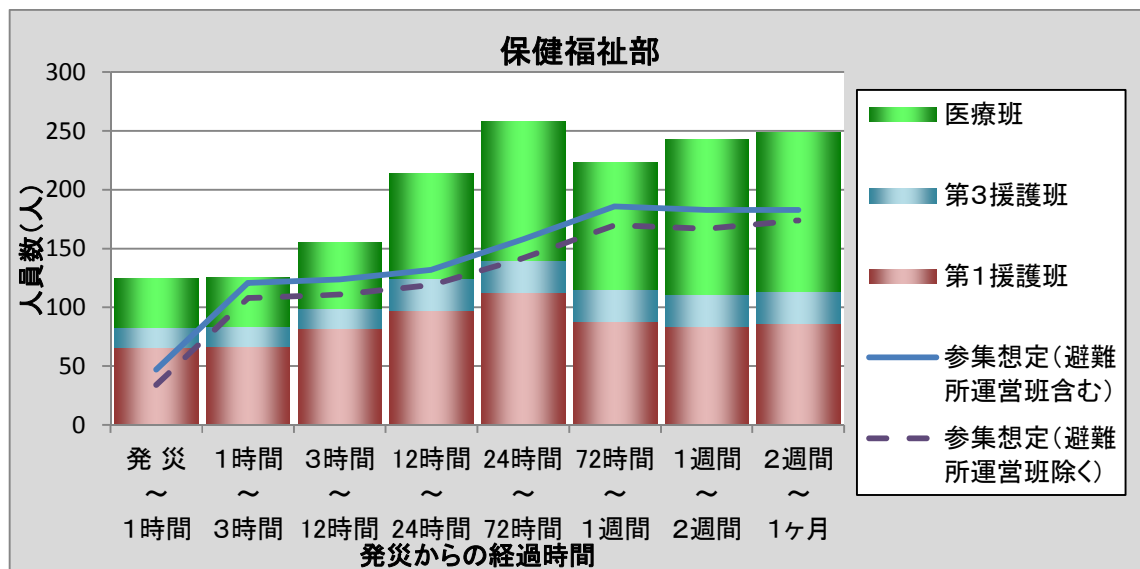
- ・物資及び食料の供給に関する実務を新里総合事務所班において計上しているにも関わらず、全期間を通じて、参集想定人数に対して業務量が2～4倍程度と、深刻な人員不足が発生する可能性がある。他部班からの応援等による人員の確保が重要課題となっている。

課題と対策⇒第6章6.1 (1) ②

## 5) 保健福祉部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.20 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（保健福祉部）

### 【部全体の傾向】

- ・保健福祉部は、災害時医療に関する業務、要配慮者に対する支援業務を所管するため、人命の確保において重要な発災1日～3日に多数の人員を要しており、この期間で特に人員不足の状況が発生している。
- ・医療班、第1援護班、第3援護班の順で必要人員数が多く、発災1日～3日が最も必要人員が多い傾向は班間で共通している。

○第1 援護班(福祉課・各保育所)

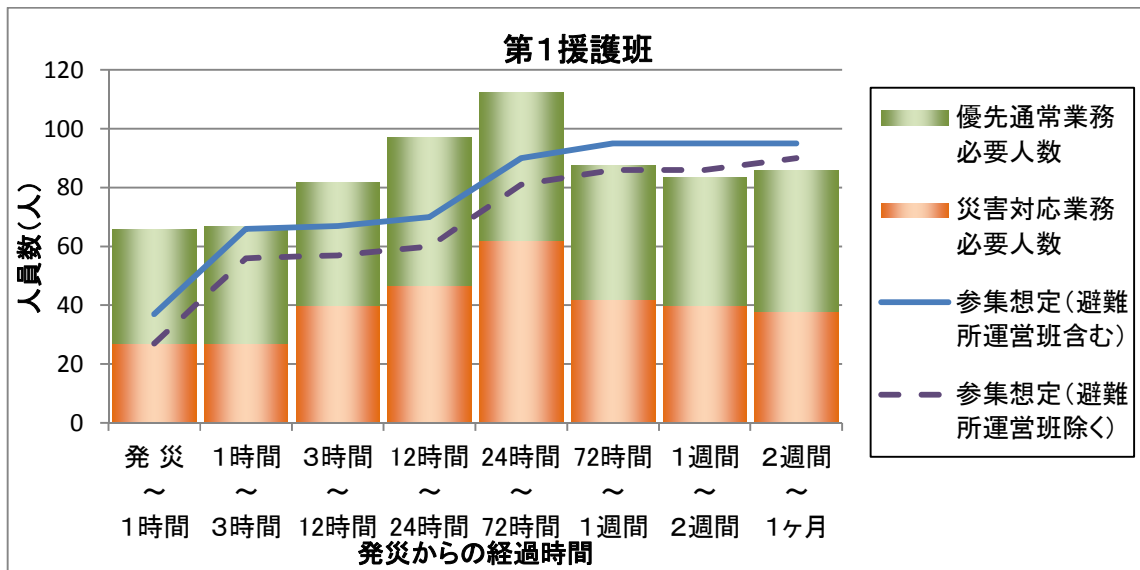


図5. 2. 21 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第1 援護班）

【災害対応業務】

- ・ 児童、母子世帯、障がい者等の被災状況把握及び救護等応急対策及び、臨時託児所の設置運営に関する業務が第1 援護班の中でも人員を要する業務となっている。

【優先通常業務】

- ・ 地域福祉、障がい者福祉、子育て支援に関する業務の多くが、被災状況の把握を含めて発災直後から再開を要する業務となっており、比較的発災直後から優先通常業務の再開に必要人員を要する。
- ・ なかでも、保育所の継続的な運営は、必要人員が最も多い。

【人員の過不足の状況】

- ・ 発災3時間後から3日後にかけて、20～30人程度の人員不足が発生する状況となっている。児童、母子世帯、障がい者等、支援が必要な市民に支援の手を届けるためには、迅速な情報収集体制、福祉協議会等関係機関との連携体制構築が課題となる。

○第3 援護班(介護保険課)

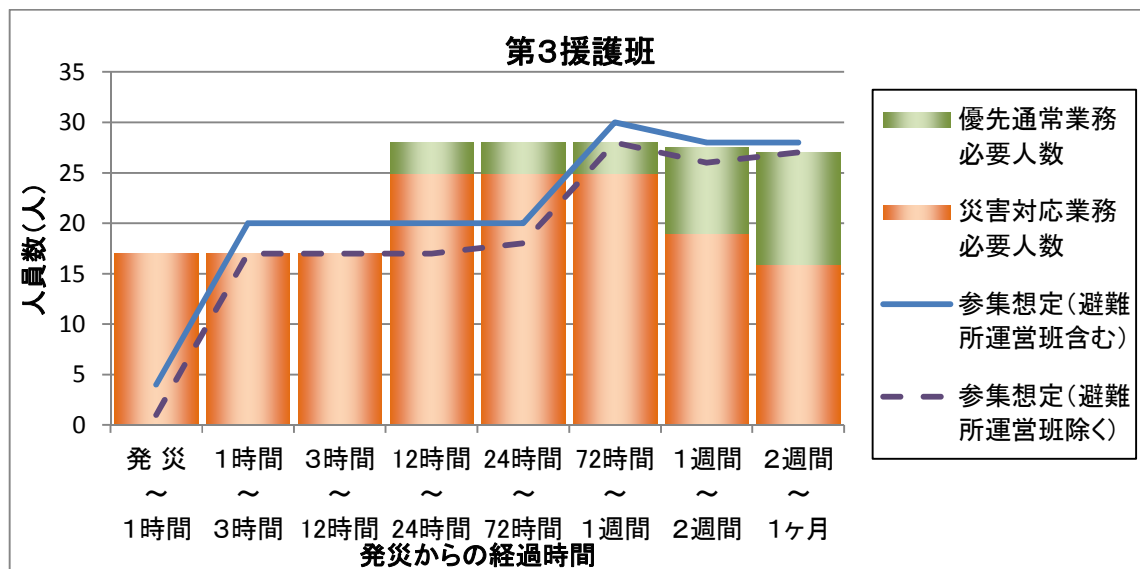


図5. 2. 22 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第3 援護班）

【災害対応業務】

- ・高齢者等要援護者の情報収集、救護、要介護者用福祉避難所の運営等を実施する。発災 12 時間後から 3 日後にかけては災害対応業務のみで参集想定人員数を超過している。

【優先通常業務】

- ・高齢者の生活の安定に関する業務、介護保険資格管理、介護認定事務等を発災 12 時間以降段階的に再開させる。

【人員の過不足の状況】

- ・発災 12 時間後から 3 日後にかけて、10 人程度の人員不足が発生する状況となっている。高齢者等要援護者に支援の手を届けるための迅速な情報収集体制、福祉協議会等関係機関との連携体制構築が課題となる。

○医療班(健康課・各診療所・保健センター)

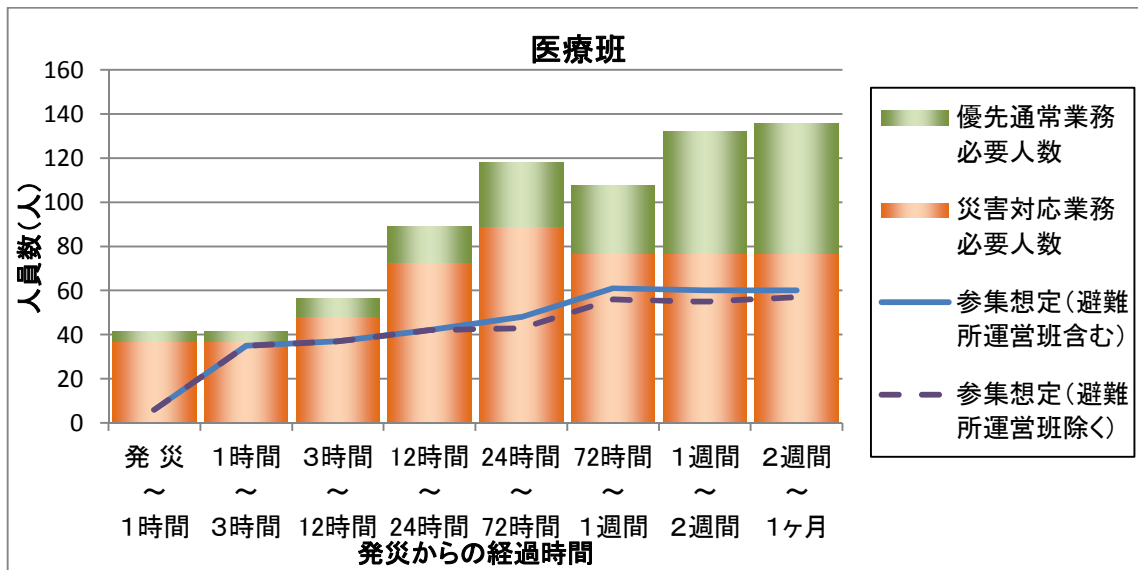


図5.2.23 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（医療班）

【災害対応業務】

- ・避難者の医療・救護に関する業務が必要人員の大部分を占める業務となっており、発災直後より開始し、継続的に実施する業務となっている。発災12時間～1日に関しては、57人と本業務のみで参集想定を超過する人員が必要となっている。
- ・発災1日後以降は、医療品の確保、医療機関の動員・派遣要請、被災者のこころのケア等を実施する。

【優先通常業務】

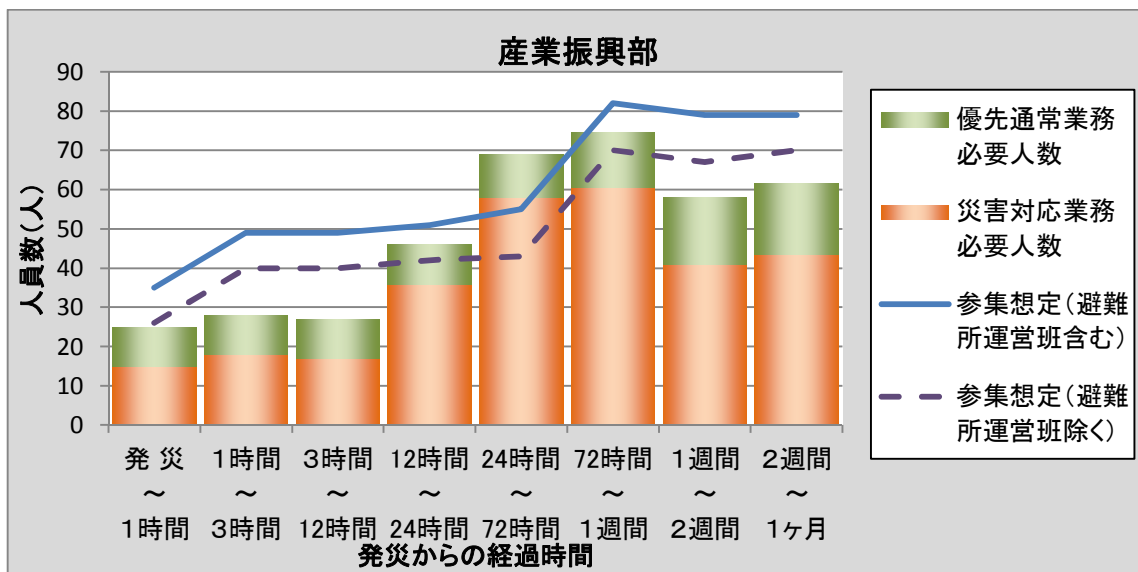
- ・保健センターにおける各種窓口業務、各診療所における診療再開に関する業務を中心に実施する。

【人員の過不足の状況】

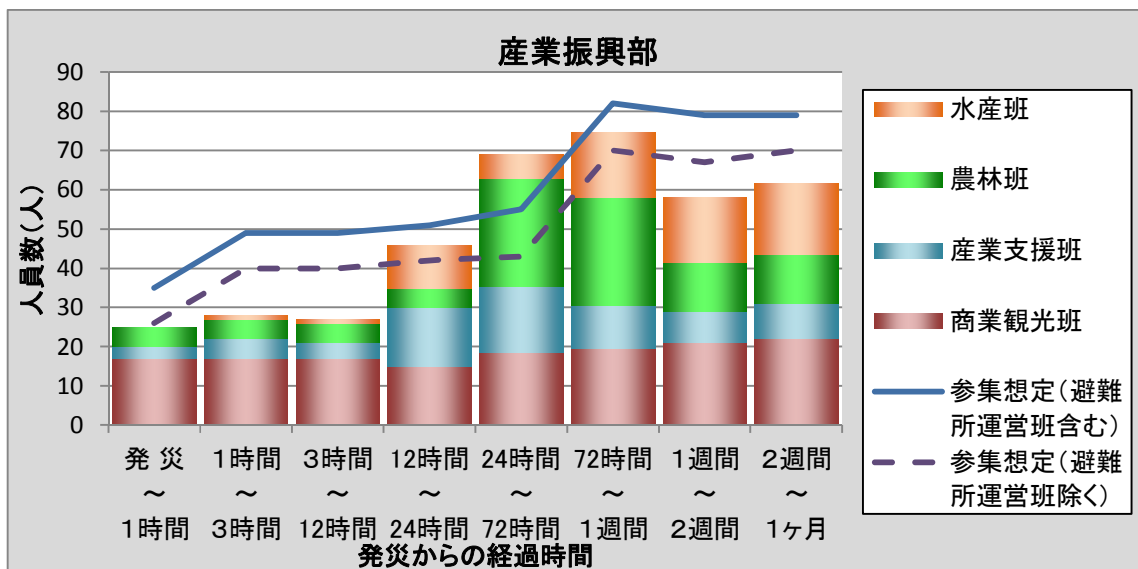
- ・発災12時間後から継続的に人員が不足することが想定されており、発災から3日後程度までの初期については、迅速な情報収集及び救援の体制の構築に係る医師会等県内・市内関係機関との協力体制構築が、3日以降は、広域的な受援体制の早期構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1（2）②

## 6) 産業振興部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.24 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（産業振興部）

### 【部全体の傾向】

- ・観光、商工業、農林水産業等各産業に関する被害調査とそれに続く対策の実施を行うため、被害調査の本格化する発災1日～1週間に多数の人員を要している。
- ・観光客の避難救護を行う業務商業観光班は発災直後に、商工業や危険物施設の被害調査を行う産業支援班は発災12時間から3日程度に、広大な市域全体の農業施設の被害調査を行う農林班発災1日から1週間程度にと、それぞれ人員を最も必要とする時期に差があることが特徴となっている。これらを円滑に行うためには、産業振興部全体としての対応が求められる。

○商業観光班(商業観光課)

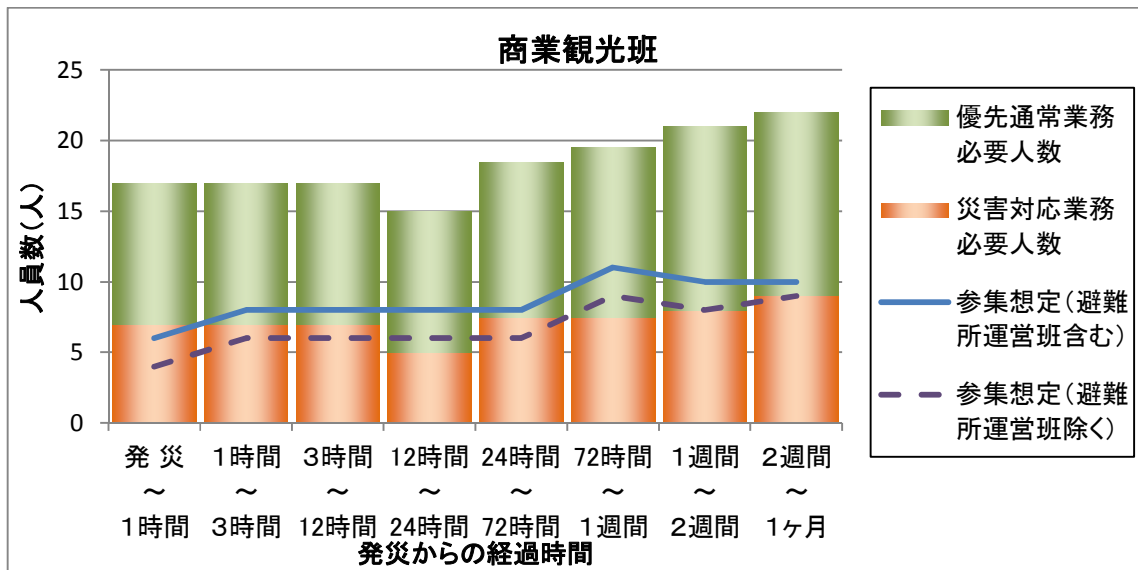


図5.2.25 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（商業観光班）

【災害対応業務】

- ・商業・観光施設の被害情報収集報告、観光客の避難救護に関する業務、応援人員・ボランティアの受入に係る宿泊施設の確保が主要業務となっており、災害対応業務の必要人数が概ね参集想定人員数と同程度となっている。

【優先通常業務】

- ・各観光施設に関する点検・管理業務、商工会議所に関する業務等を再開する。災害対応業務との重複の可能性があるが、優先通常業務の再開のみで、参集想定人員数を超過する必要人数となっている。

【人員の過不足の状況】

- ・発災から全期間を通じて人員不足の状況となっており、部内連携による必要人員の確保が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)③

○産業支援班(産業支援センター)

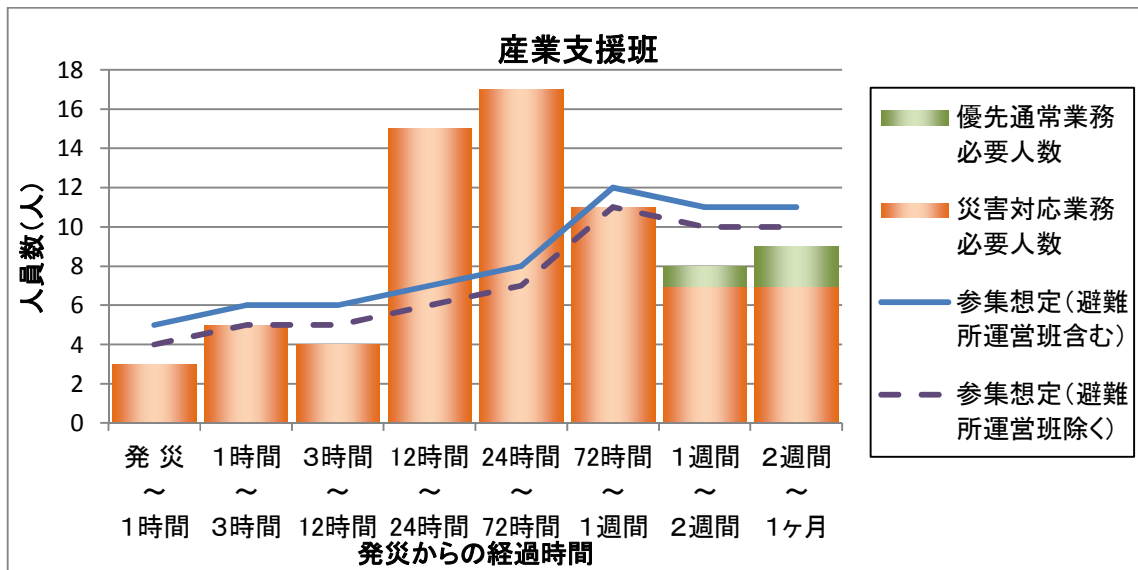


図5.2.26 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（産業支援班）

【災害対応業務】

- ・発災から 12 時間後より開始する、商業・工業関係、高圧ガス・火薬類施設及び鉱山関係の被害調査及び応急対策に関する業務が最も人員を要す業務となっており、これら業務のみで、発災から 12 時間後から 3 日に関しては、参集想定人員数を超過する必要人数となっている。
- ・災害支援燃料の受入業務は発災直後から継続的な実施を要する業務となっている。

【優先通常業務】

- ・主管課としての事務、課の予算措置業務を発災 1 週間後より再開するが、必要人員数は比較的少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・発災 12 時間から 3 日にかけて人員不足の状況となっており、その他の期間は参集想定人数と同程度かやや少ないものとなっている。業務集中期間において部内連携による必要人員の確保することが課題となる。

課題と対策⇒第 6 章6.1 (1) ③

○農林班(農林課)

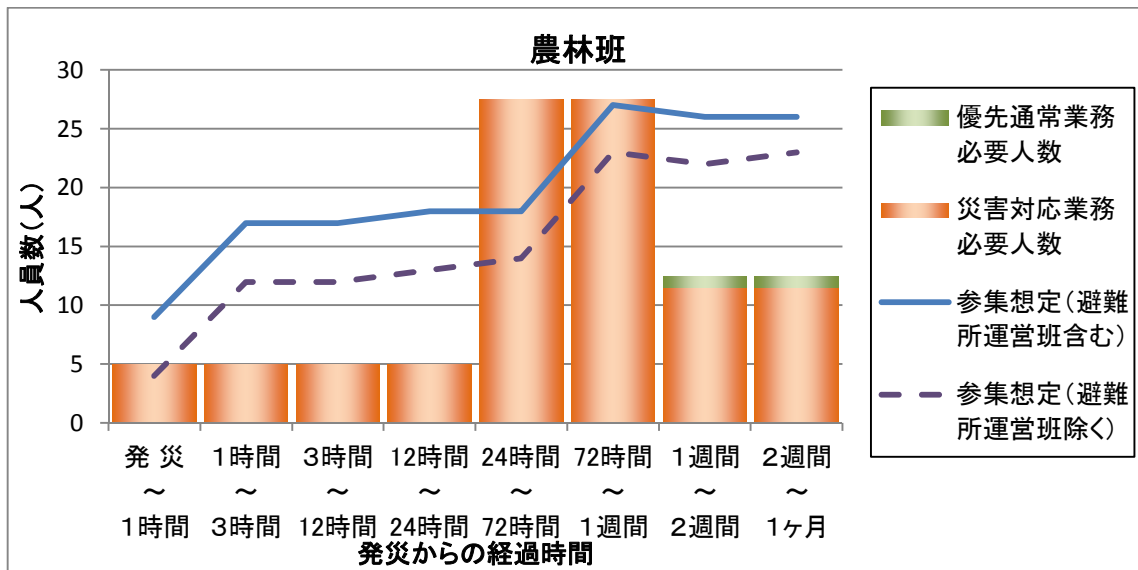


図5.2.27 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（農林班）

【災害対応業務】

- ・発災直後より、農林畜産物、農地、森林、農林関係施設等の被害調査及び応急対策を実施する。実施期間は継続的であるが、発災1日から1週間にかけては被害調査報告が本格化する時期となっており、これら業務のみで、参集想定人員数を超過する必要人数となっている。
- ・災害支援燃料の受入業務は発災直後から継続的な実施を要する業務となっている。

【優先通常業務】

- ・林政に関する各種補助金業務、委託契約事務、管理・庶務事務等を発災1週間後より再開するが、必要人員数は比較的少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・発災1日から1週間にかけて人員不足の状況となっており、その他の期間は参集想定人数より必要人員数がやや少ないものとなっている。業務集中期間においては部内連携による必要人員の確保が、その他の期間においては他部班の状況に応じた的確な応援体制の構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)③

○水産班(水産課・県立水産科学館)

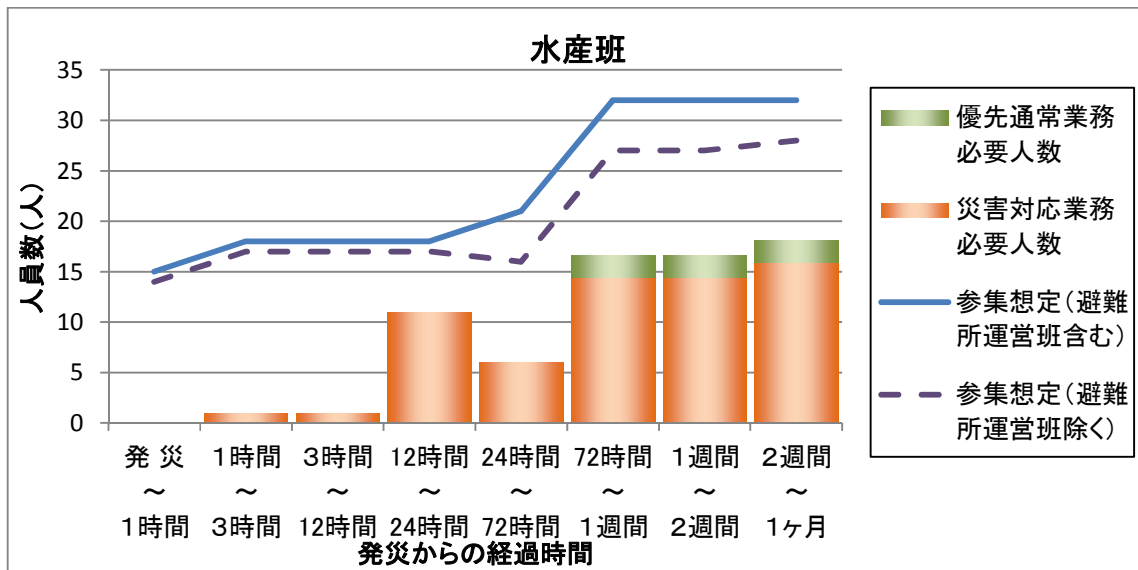


図5.2.28 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（水産班）

#### 【災害対応業務】

- ・水産関係・漁港施設について、被害調査から障害物の撤去等の応急復旧を段階的かつ継続的に実施する。漁協等関係者からの被害情報収集を前提として必要人員を設定しているが、職員による被害調査体制を構築する場合は、必要人員数がさらに増加することが想定される。
- ・発災12時間から1日にかけて必要人員が多くなっているのは、港湾に対する通行の禁止及び制限等交通の規制のため誘導人員を配置することを想定しているためである。

#### 【優先通常業務】

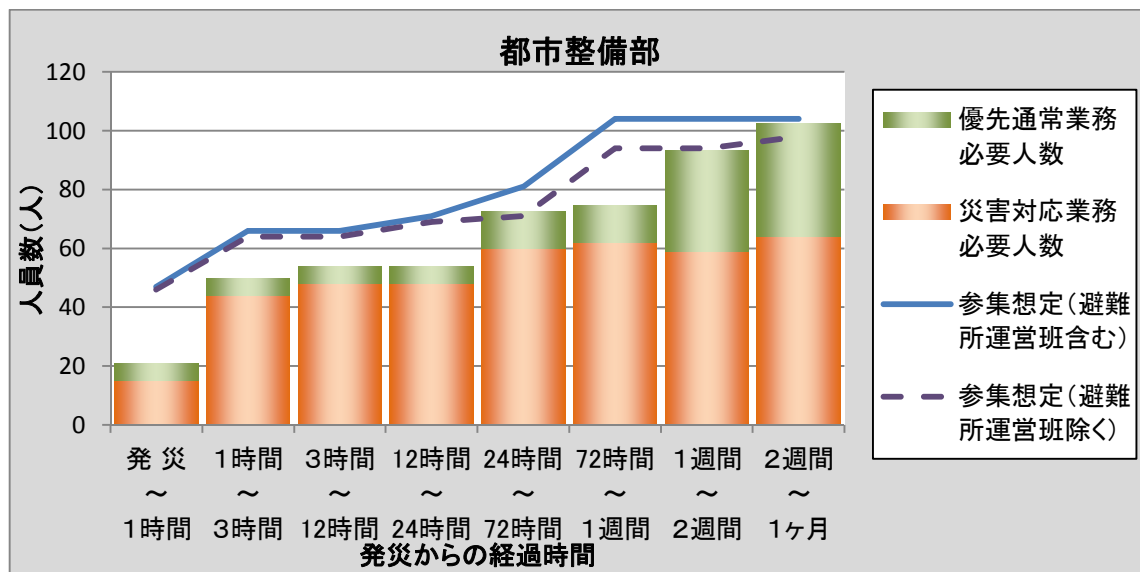
- ・発災から3日後より、水産科学館における点検・施設業務等を再開するが、必要人員数は比較的少ない。

#### 【人員の過不足の状況】

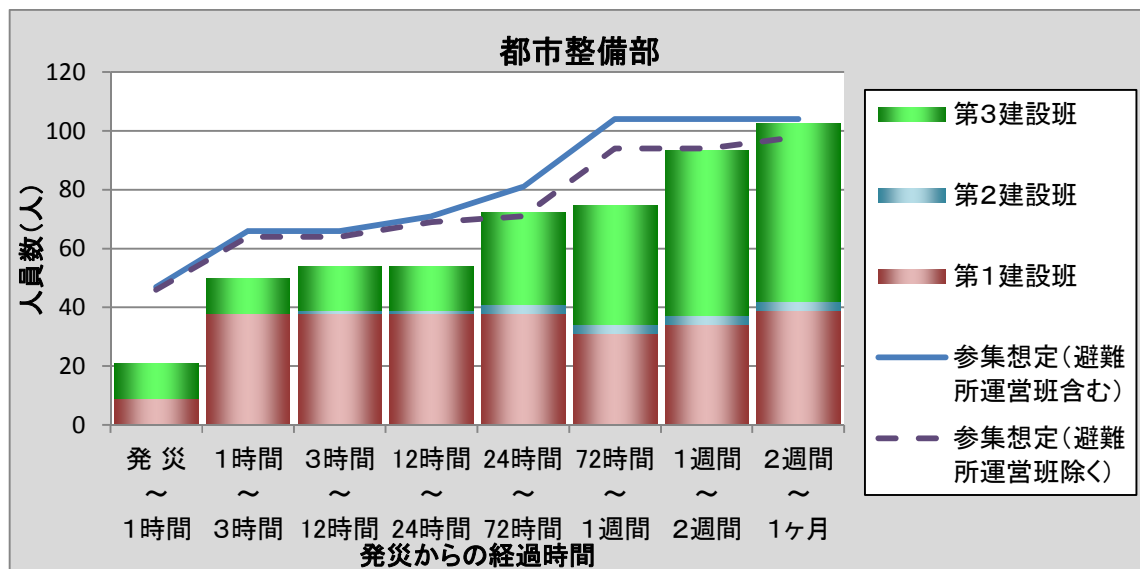
- ・全期間を通じて参集想定人数より必要人員数がやや少ないものとなっており、他部班の状況に応じた的確な応援体制の構築が課題となる。
- ・ただし、上記の通り職員による被害調査体制を構築する必要がある場合は、水産班自体の必要人員がさらに増加することが想定され、他部班の応援は実施できないものと考えられる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)③

## 7) 都市整備部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.29 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（都市整備部）

### 【部全体の傾向】

- ・部全体としては、必要人員が時間経過とともに増加する傾向にあり、概ね参集人員の増加と一致していることから、部全体としての大きな人員不足は生じていない。
- ・道路・橋梁等の被害調査、交通機能の確保を行う第1建設班は、発災初期に多くの人員を要するのに対し、第3建設班は、住居が被災した市民に対する各種支援を行うため、中長期で必要人員が増加する傾向にある。第2建設班の人員を時期に応じて必要な班に配するといった建設部全体としての対応が求められる。

○第1建設班(建設課)

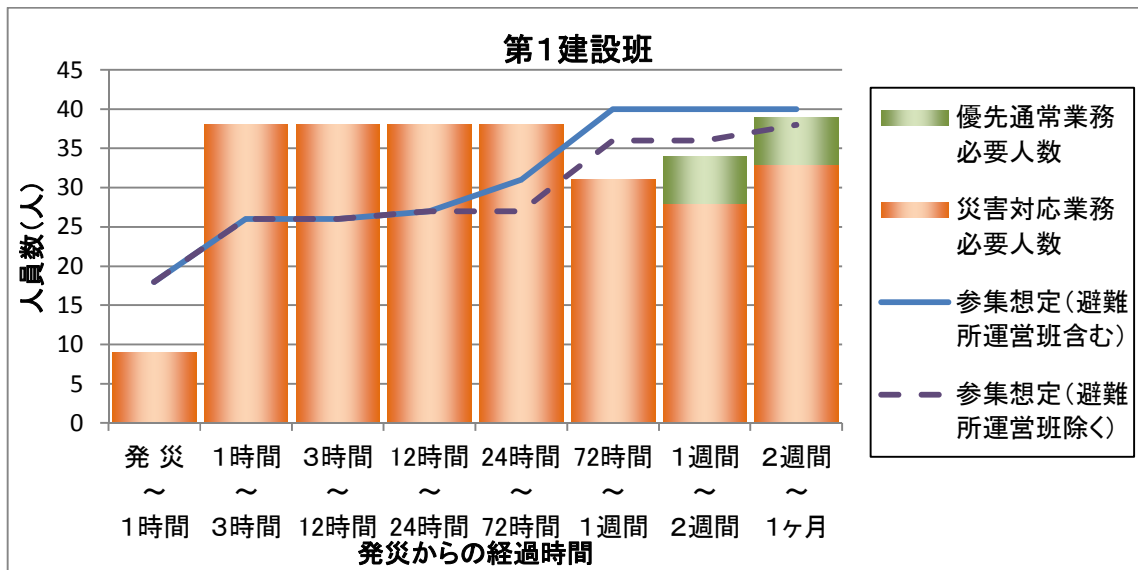


図5.2.30 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第1建設班）

【災害対応業務】

- ・道路、橋梁等の被害調査及び応急対策業務、市道の通行規制業務、道路、河川及び橋梁関係施設に係る障害物の除去業務が人員を多数要する主要業務となっている。発災直後より継続的な実施が必要となる業務が多いが、特に発災1時間から3日については、これら業務のみで、参集想定人員数を超過する必要人数となっている。

【優先通常業務】

- ・工事の設計・積算・監督業務、市道及び指定河川の維持管理等を発災1週間後より再開するが、必要人員数は比較的少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・発災1時間後から3日にかけては、10名程度の人員不足が見込まれており、第2建設班の人員を活用した弾力的な業務実施体制の構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)⑤

○第2建設班(都市計画課)

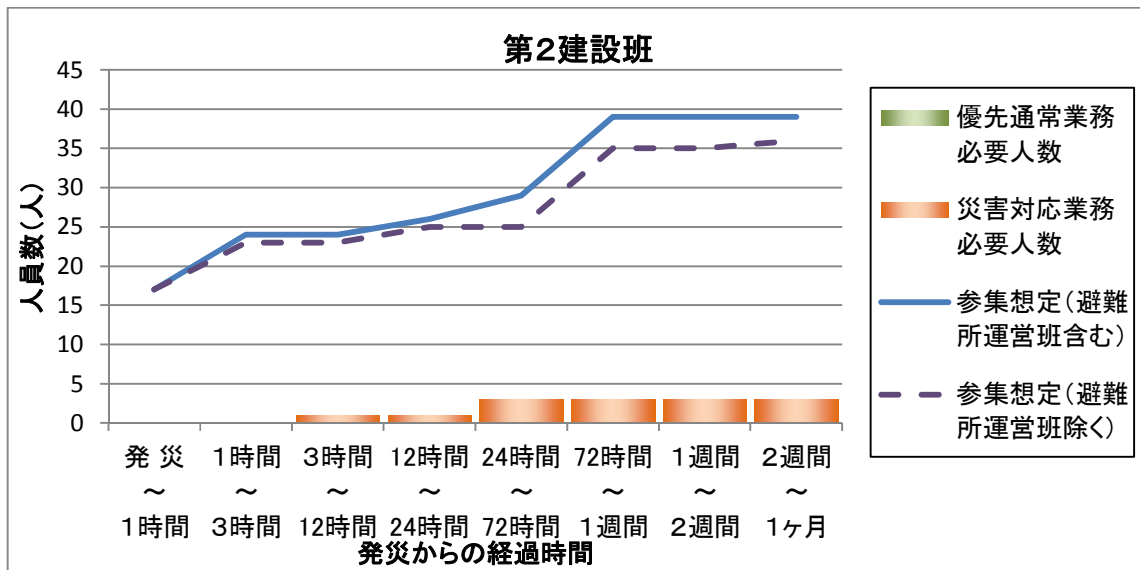


図5.2.31 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第2建設班）

【災害対応業務】

- ・都市施設の復旧、障害物除去用資機材の調達に要する資機材の調達に係る協力要請業務、運送事業者に対する海上輸送及び航空輸送の要請を実施するが、必要人員数は参集想定人員と比較して少ない。

【優先通常業務】

- ・基本的にはすべての業務を休止する。

【人員の過不足の状況】

- ・第2建設班としての必要人員は限られるため、発災から3日程度までは、第1建設班の支援を、それ以降は第3建設班の支援を行う必要があり、建設部全体としての業務実施体制の構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)⑤

○第3建設班(建築住宅課)

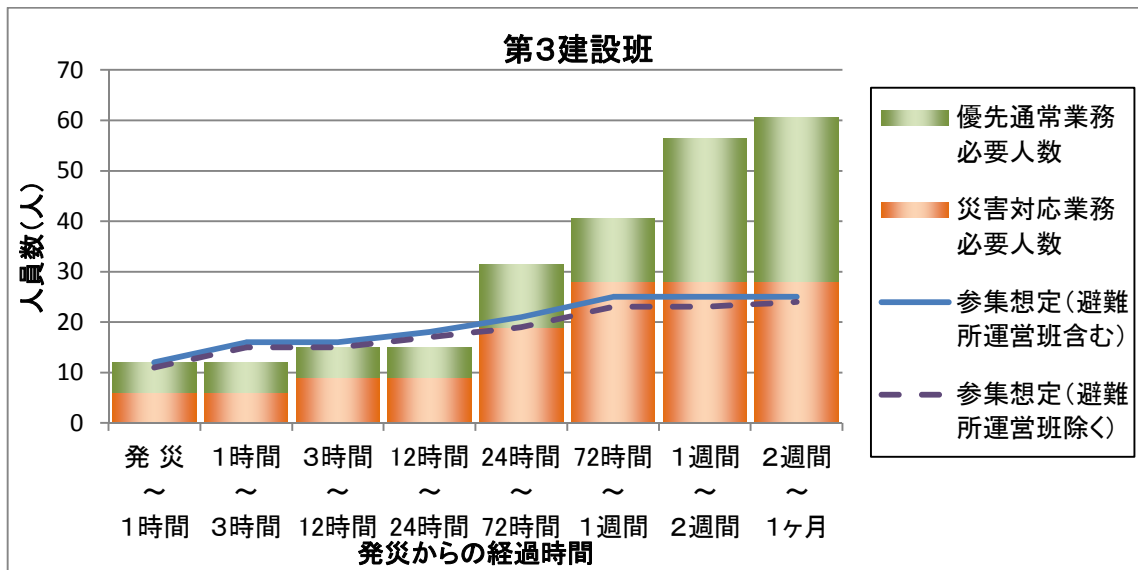


図5.2.32 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第3建設班）

【災害対応業務】

- ・公営住宅等の被害調査業務、被災住宅の危険度判定業務等の建築物の被害調査関連業務を発災直後より実施する。
- ・発災1日経過以降は、応急修理補助申請に係る許可業務、応急仮設住宅の供与に関する各種業務を実施する。

【優先通常業務】

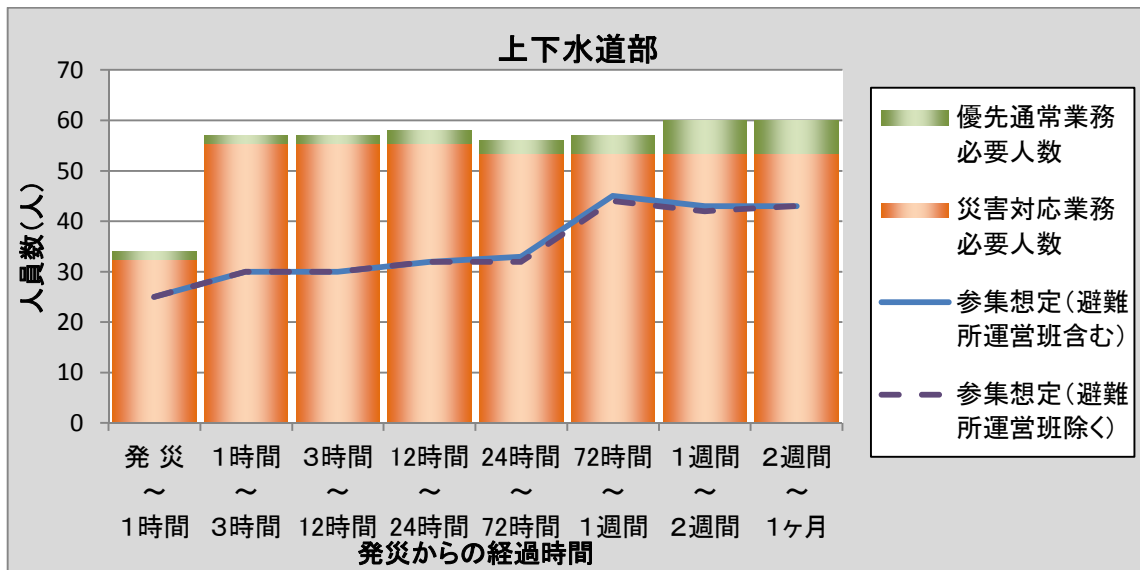
- ・災害公営住宅等の管理総括、既存応急仮設住宅等に関する届出受理、相談受付等の窓口業務、各種建築工事に関する調整業務等を段階的に再開し、発災から1週間以降はこれら優先通常業務のみで、参集想定人員数を超過する必要人数となっている。

【人員の過不足の状況】

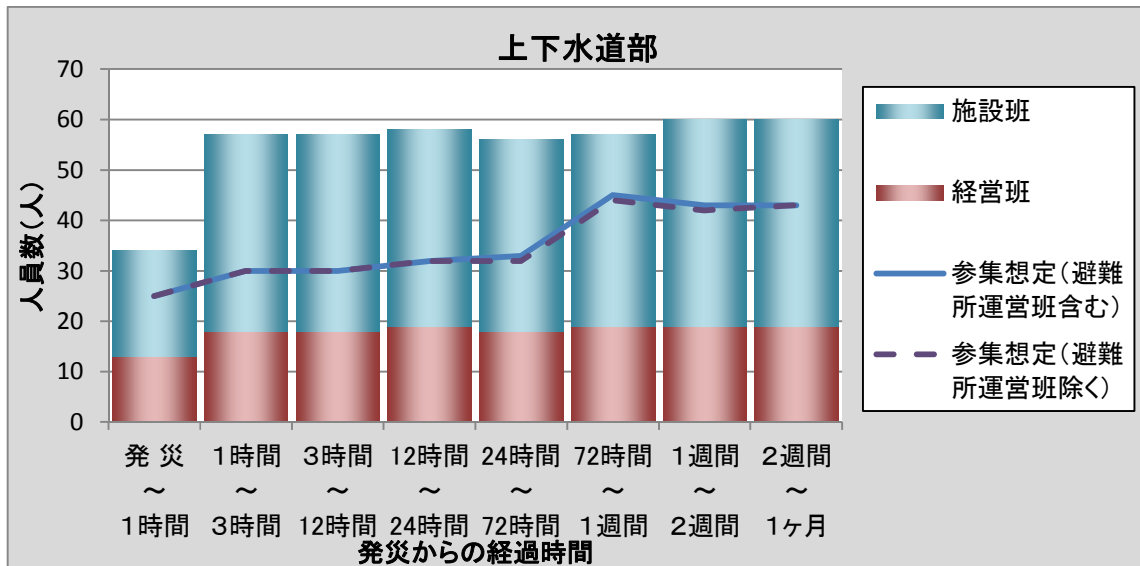
- ・発災1日後以降は人員不足の状況が継続することから、第2建設班の人員を活用した弾力的な業務実施体制の構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1(1)⑤

8) 上下水道部（兼生活排水課）



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.33 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（上下水道部）

【部全体の傾向】

- ・部全体としては、発災直後から1時間を除き、必要人員数の発災からの経過時間による変化が少ないため、参集人員が少ない発災初期の人員の不足が大きくなる。
- ・上水道施設の被害調査及び応急対策の実動部隊となる施設班は経営班と比較して必要人員が多く、この傾向は発災からの経過時間によらず共通している。

○経営班（経営課）

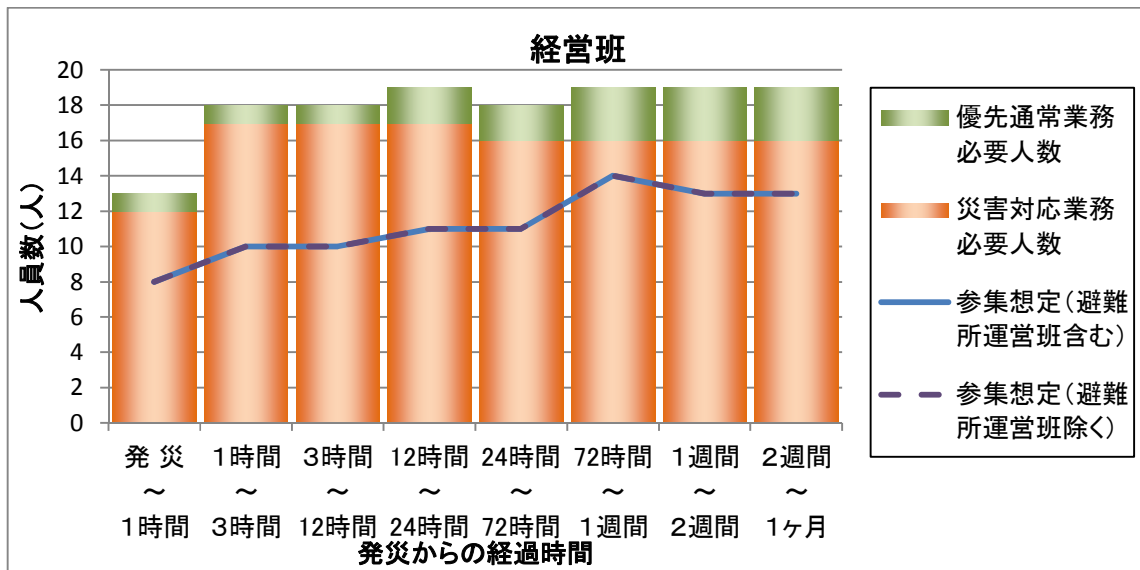


図5.2.34 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（経営班）

【災害対応業務】

- ・水源の確保及び給水の実施は発災直後より継続的な実施が必要な業務で、かつ経営班において最も人員の要する業務となっている。
- ・その他には上下水道施設被害の総括、水道の使用に関する広報活動等を実施する。
- ・災害対応業務のみで参集想定人員を超過する状況となっている。

【優先通常業務】

- ・工事契約業務、上下水道の休開栓業務等を再開するが、相対的には優先通常業務の必要人数は少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・必要人員数の発災からの経過時間による変化が少ないため、参集人員が少ない発災初期の人員の不足が大きくなる。業務の専門性を鑑みると、委託業者等との連携に加え、他市の関連部署の職員からの迅速な受援体制構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1（2）⑤

○施設班（施設課）

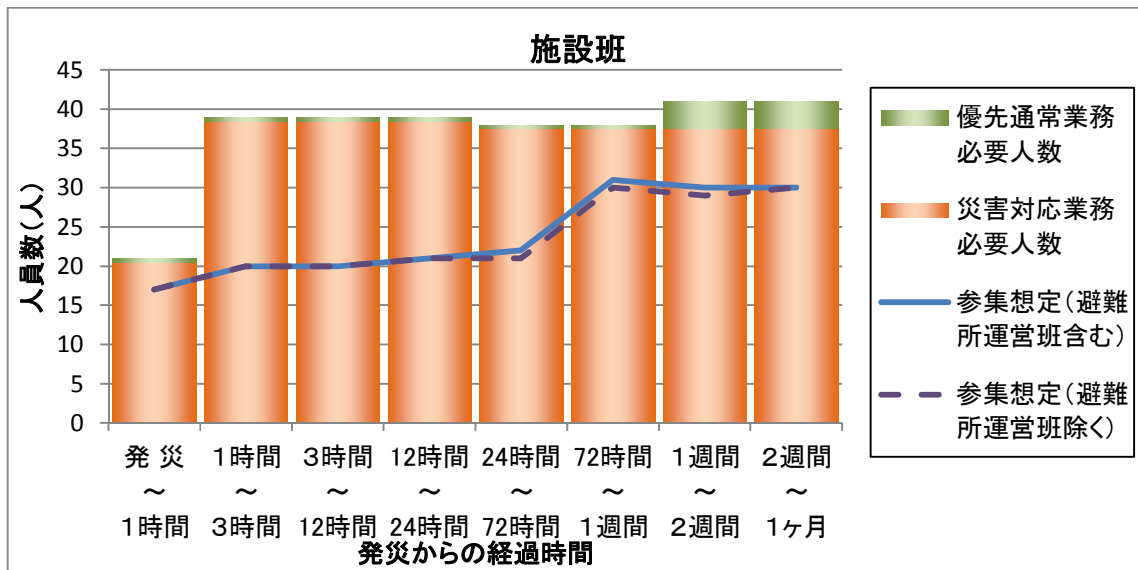


図5. 2. 35 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（施設班）

【災害対応業務】

- ・上下水道施設の被害調査及び応急対策の実施は発災直後より継続的な実施が必要な業務で、かつ施設班において最も人員の要する業務となっている。
- ・その他には給水に係る資機材の調達、水道の使用に関する広報活動等を実施する。
- ・災害対応業務のみで参集想定人員を超過する状況となっている。

【優先通常業務】

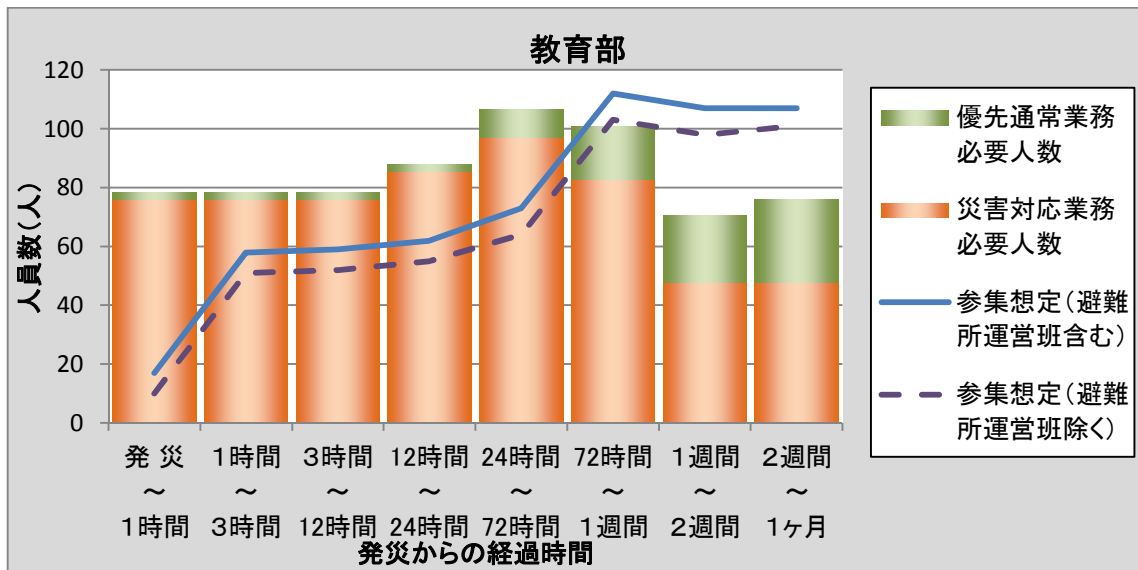
- ・排水設備等工事費の貸付及び検査、給配水管の維持管理、給水装置工事の受付、審査及び竣工検査業務等を再開するが、相対的には優先通常業務の必要人数は少ない。

【人員の過不足の状況】

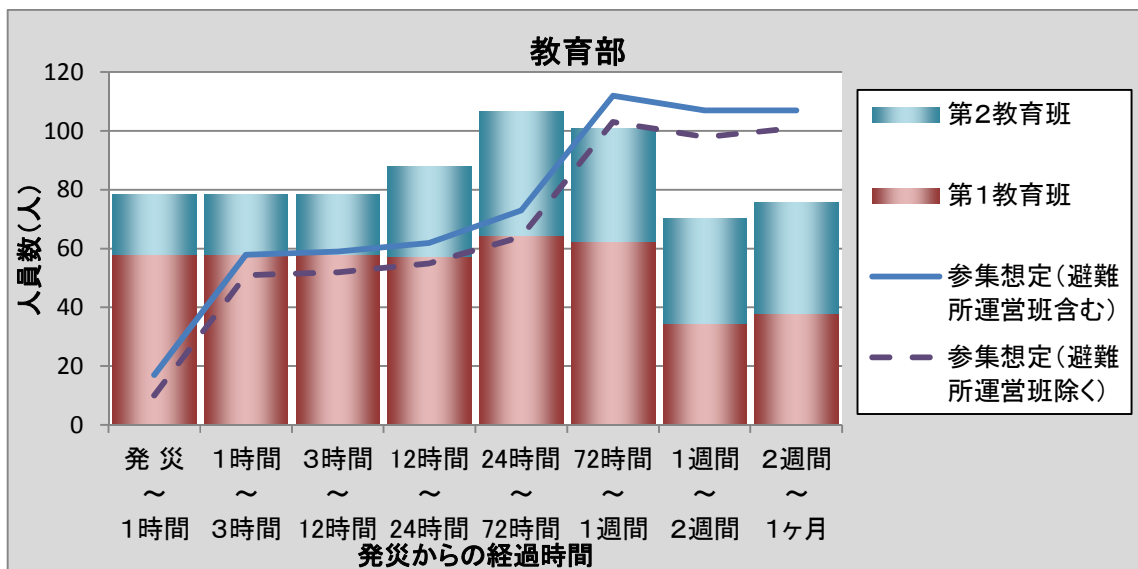
- ・必要人員数の発災からの経過時間による変化が少ないため、参集人員が少ない発災初期の人員の不足が大きくなる。業務の専門性を鑑みると、委託業者等との連携に加え、他市の関連部署の職員からの迅速な受援体制構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1（2）⑤

## 9) 教育部



(a) 業務分類別集計



(b) 班別集計

図5.2.36 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（教育部）

### 【部全体の傾向】

- ・小中学校、社会教育施設、体育施設等の所管施設の被害調査及び避難所開設への協力、児童・生徒及び教員の安否確認等のため、発災直後から3日程度まで人員不足の傾向が継続する。一方、発災1週間以降は、若干稔人に余裕のある状況となっている。
- ・小中学校を所管する第1教育班は、第2教育班と比較して必要人員が多い。第1教育班は発災から1週間以降に必要人員が減少するのに対し、第2教育班は大きく変化しない。

○第1教育班(総務課、学校教育課、各小中学校、給食センター)

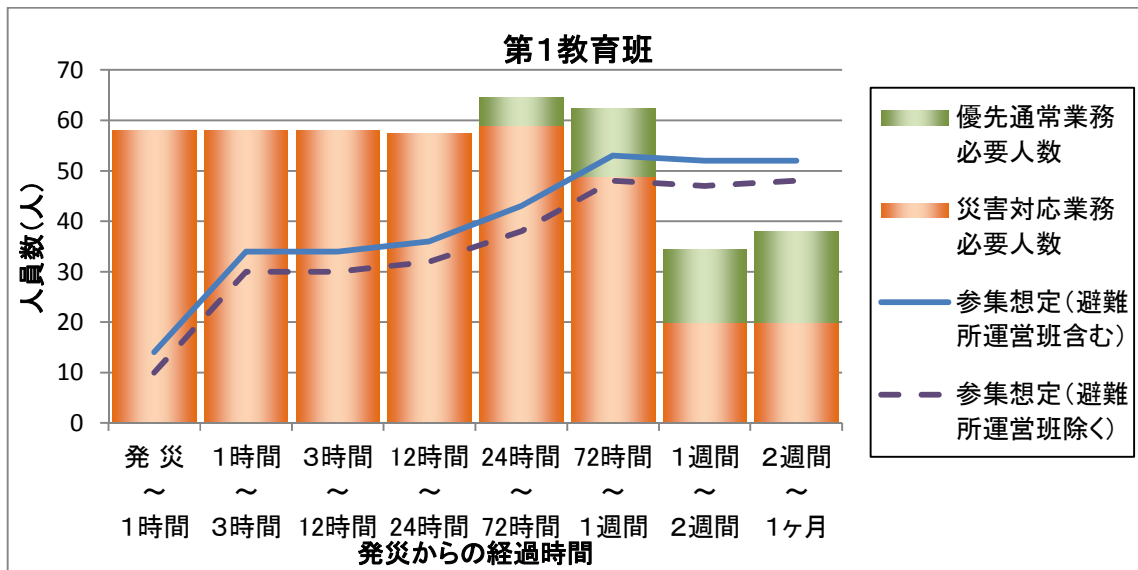


図5.2.37 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第1教育班）

#### 【災害対応業務】

- ・各小中学校に配属されている校務員による避難所の開設及び運営の協力に関する各種は、第一教育班の業務の中でも人員を要する業務となっており、発災直後から1週間程度継続実施する。
- ・発災直後から実施する業務としては、学校に関する被害調査・報告業務、児童・生徒及び教員等の安否確認・被害報告業務が主要業務として挙げられる。

#### 【優先通常業務】

- ・こども発達支援センターにおいては、相談者の状況確認等の相談支援活動を発災1日後より再開する。その他には通学手段の確保、転入学・学区外通学に関する業務、スクールカウンセラー配置事業等、学校再開に伴う必要業務を段階的に再開する。

#### 【人員の過不足の状況】

- ・学校施設被害調査、児童生徒の安否確認、避難所を設置する小中学校における開設支援等は発災直後より実施する必要があるとあり、発災直後から1週間程度は人員が不足する状況となることが想定される。市内広域に分布している所管施設の状況を鑑み初動対応の優先順位づけ、手順の確立や、IT活用等による業務の省力化を検討する必要がある。
- ・1週間以降は若干人員に余裕のある状況となっている。発災からある程度経過した以降に業務が集中する部班に対して、適切な応援を実施できる体制の構築が課題となる。

○第2教育班

(生涯学習課、文化課、生涯学習センター、公民館、市立図書館、北上山地民俗資料館)

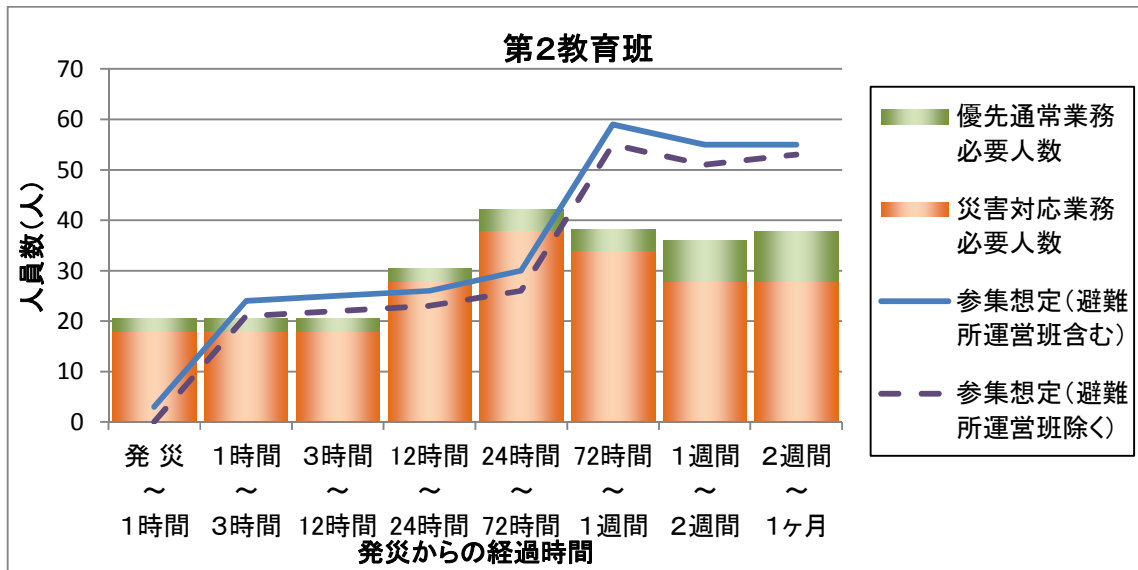


図5. 2. 38 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数（第2教育班）

【災害対応業務】

- ・社会教育施設、体育施設の被害調査・報告及び応急対策業務、文化財、文化施設等の被害調査及び応急対策業務、所管する社会教育施設、体育施設に避難所を開設する際の開設及び運営に関する業務を実施する。
- ・分掌事務外業務として、災害救助法に基づく炊出しその他による食品の給与に係る手続事務、義援物資の集積場所の設置・運営を実施する。

【優先通常業務】

- ・北上山地民俗資料館における国指定文化財の現況確認・管理等の業務、各課の総括・庶務予算に関する業務等を実施するが、相対的には優先通常業務の必要人数は少ない。

【人員の過不足の状況】

- ・発災直後から3日間は参集想定人員と必要人員は同程度であり、3日以降は若干人員に余裕のある状況となっている。発災からある程度経過した以降に業務が集中する部班に対して、適切な応援を実施できる体制の構築が課題となる。

## 10) 各総合事務所

### ○田老総合事務所班（田老総合事務所）

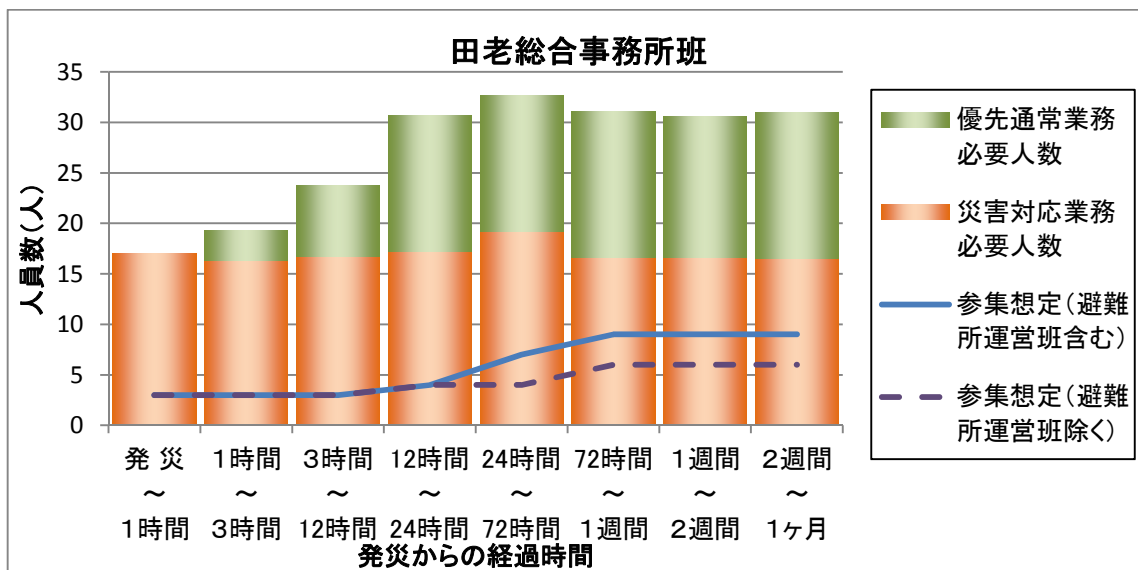


図5.2.39 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数  
（田老総合事務所班）

#### 【災害対応業務】

- ・田老総合事務所班は、沿岸部に最も近い総合事務所として、事務所管内の災害対策全般に関する各種業務を行う必要があり、避難所運営班人員も考慮すると災害対応業務のみで大幅な人員不足となっている。

#### 【優先通常業務】

- ・道路啓開や障害物除去に関連する所管する市道・河川の維持管理業務、各種窓口業務等を段階的に再開する。優先通常業務のみでも大幅な人員不足となっている。

#### 【人員の過不足の状況】

- ・災害対応業務と優先通常業務を合わせることで、深刻な人員不足の状況となっていることが分かる。田老総合事務所班に対する人員の増強もしくは、業務の他部班への移管を行わない限り、目標とする業務は実施できないことが想定され、そのような対策の立案が必要となっている。

課題と対策⇒第6章6.1(1)④

○新里総合事務所班(新里総合事務所)

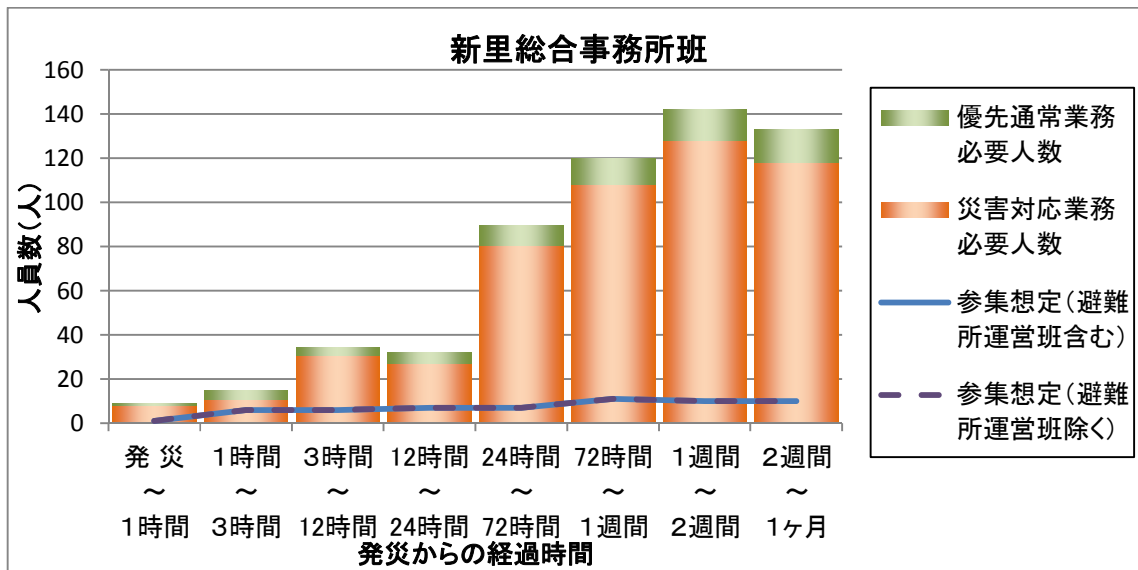


図5. 2. 40 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数  
(新里総合事務所班)

【災害対応業務】

- ・田老総合事務所班と同様に、事務所管内の災害対策全般に関する各種業務を行う一方で、新里トレーニングセンター等における支援物資受入れ・仕分け・配送業務、新里給食センターでの炊出しボランティア募集及び送迎等、被災した市民に対する支援の中心的拠点としての業務実施に多数の人員が必要となっており、災害対応業務のみで大幅な人員不足となっている。

【優先通常業務】

- ・各種所管施設・設備の維持管理業務、各種窓口業務等を段階的に再開する。

【人員の過不足の状況】

- ・支援物資受入れ・仕分け・配送業務、炊き出し等食糧支援に関する業務により、深刻な人員不足の状況となっていることが分かる。他市からの応援人員や、防災ボランティア人員を早期に確保し、優先的に配置する体制の構築が課題となる。

課題と対策⇒第6章6.1(2)③

○川井総合事務所班(川井総合事務所)

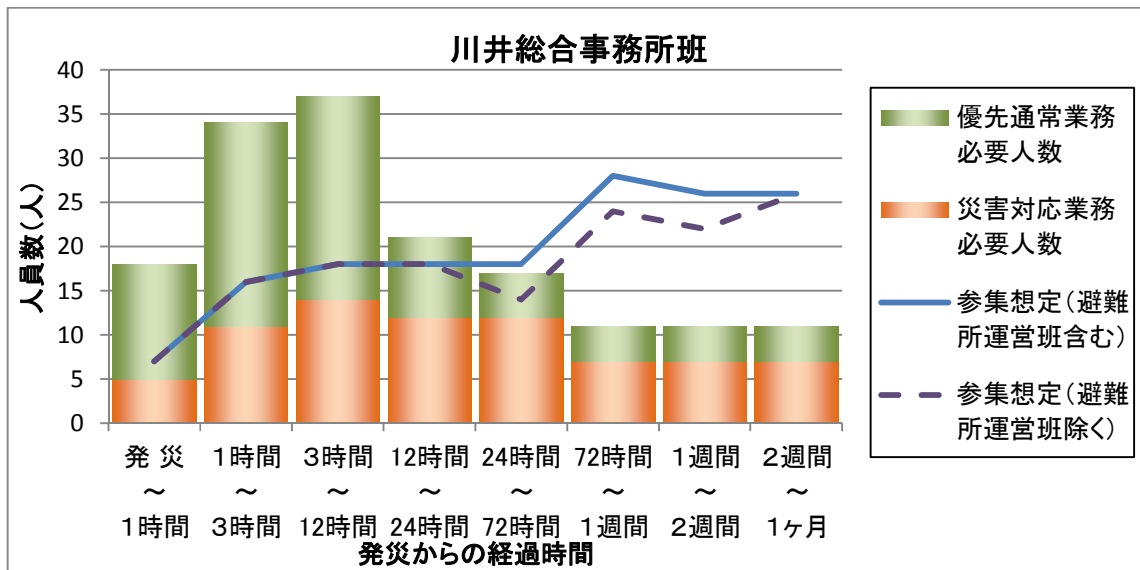


図5. 2. 41 発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数  
(川井総合事務所班)

【災害対応業務】

- ・他総合事務所班と同様に、事務所管内の災害対策全般に関する各種業務を行う。想定災害においては比較的被害の少ない地域と想定されるため、他総合事務所と比較すると必要人員は多くはない。

【優先通常業務】

- ・各種所管施設・設備の維持管理業務、各種窓口業務等を段階的に再開する。なお、これら継続的な業務に被害状況把握及び復旧対応を含めた人員を想定しているため、発災初期の優先通常業務の必要人員が多くなっている。

【人員の過不足の状況】

- ・発災直後から12時間においては、発災初期の被害情報収集・報告等のため人員不足の状況となっているが、発災3日以降は人員に余裕のある状況となっている。発災からある程度経過した以降に業務が集中する部班に対して、適切な支援を実施できる体制の構築が課題となる。

## 第6章 業務継続における課題と対策

### 6.1 人的資源に関する課題と対策

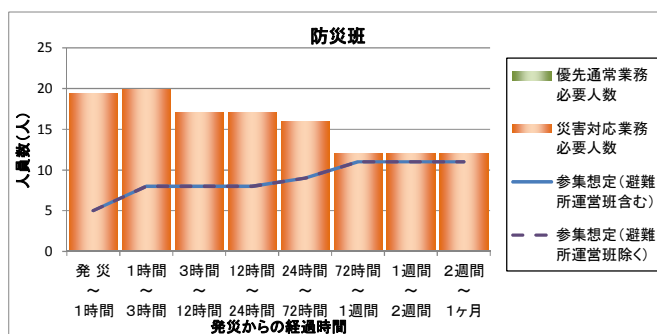
第5章において、非常時優先業務の整理及び必要人員数と参集予測人員の比較による各部班の人的資源の配置状況の分析を行った。本節ではその結果に基づき、市の業務継続における人的資源に関する課題と対策をとりまとめる。

#### (1) 市組織内での人員配置に関する課題と対策

##### ①防災班員の確保

###### 【現在の状況】

防災班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



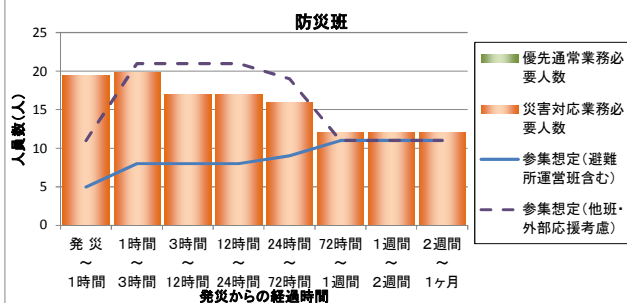
###### 【課題：発災初期の防災班員の不足】

- ・防災班は、初動期の情報収集・集約と災害対策本部体制確立にかかる遅延の許容されない重要業務を実施する必要があるが、発災初期から3日まで参集人員が大きく不足することが想定され、ており、市の災害対策の根幹となる業務を迅速に実施できない可能性がある。

###### 【対策：第3庶務班員、協力班員による防災班応援体制の整備】

(実施目標期間：短期 / 担当課：危機管理課、復興推進課等)

- ・防災班員の不足に対して、初期の人員に比較的余裕のある第3庶務班員、協力班員の初期参集者を防災班の指揮下に入れることで補うものとする。防災班業務は防災行政無線等の通信設備や県災害情報集計システムの活用が必要であり、これら応援配置人員が、防災班員と同等の活動ができるよう、『災害対策本部マニュアル』を用いた防災訓練により、業務実施手順、機器・システムの操作方法等を習得させるものとする。また、災害警戒本部の設置で対応できるような小規模災害の対応についても応援人員の配置を行い、大規模災害時にも必要な知識・技能を習得させる機会として活用する。

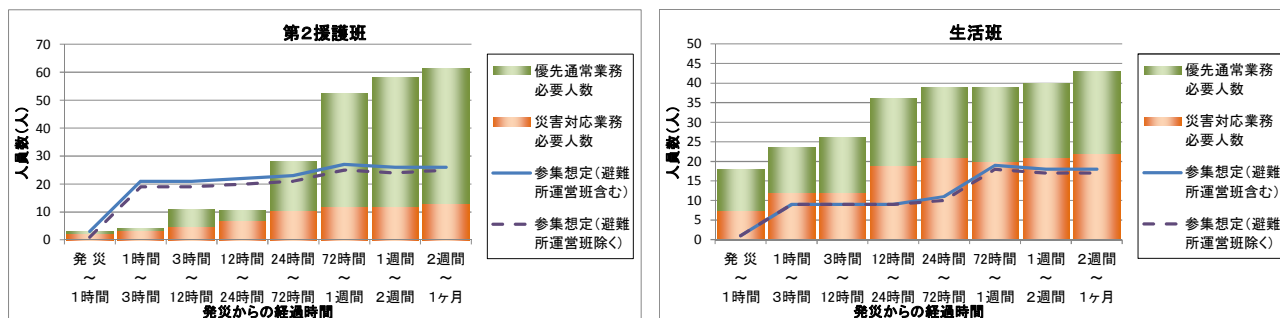


(参考) 発災直後から3日まで、第3庶務班と協力班の余剰人員を防災班に配置した場合の必要人員と

## ②被災市民の相談や、各種申請・証明等に係る窓口人員の確保

### 【現在の状況】

第2 援護班、市民班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



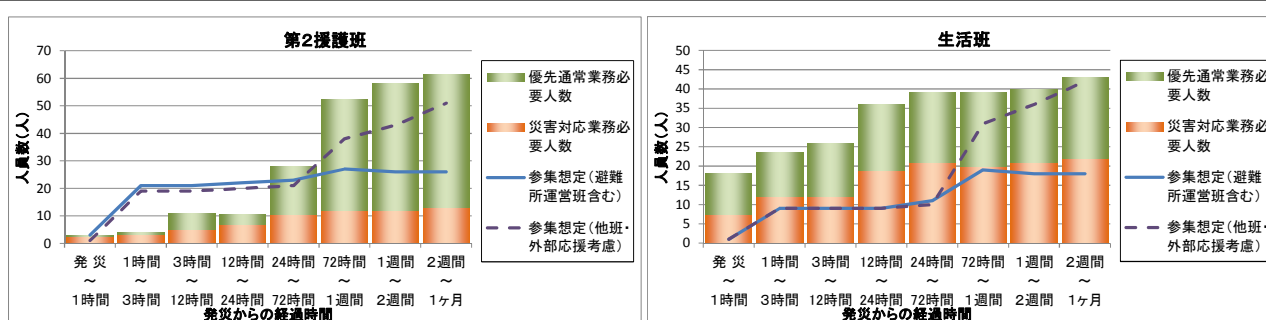
### 【課題：被災市民の相談や、各種申請・証明等に係る窓口人員の不足】

- 第2 援護班、生活班は、発災から3日以降の人員が特に不足しており、これらの班が所管する、被災市民の相談や、各種申請・証明等に係る窓口業務において、人員が不足する可能性が高い。『東日本大震災における災害対応行動の検証報告』でも、窓口業務にあたる職員数が確保できず、窓口が非常に混雑し、長い待ち時間から市民の不満が高まったことが指摘されており、次の災害においても、現状においては同様の事態が発生する危険性がある。

### 【対策：部班横断的な災害時窓口運営チーム（仮称）の設置による対応体制の構築】

（実施目標期間：短中期 ／ 担当課：関係各課）

- 災害時の窓口対応において想定される人員の不足に対して、部班横断的な災害時窓口運営チーム（仮称）の設置による対応体制の構築を検討する。同チームは、第2 援護班、生活班に加え、発災3日後以降に若干の人員の余裕が想定されている、第3庶務班、第1・第2調査班、第1・第2教育班の職員を当てることを想定する。また、災害時窓口運営マニュアル（仮称）を作成し、業務内容・手順、人員配置、市民の導線等を予め検討しておくことが望ましい。



（参考）発災3日後以降、協力班、第3庶務班、第1・第2調査班、第1・第2教育班の余剰人員を第2 援護班、市民班に配置した場合の必要人員と参集想定人数

### ③産業被害調査人員の運用

#### 【課題：産業被害調査における人員の不足、配置のアンバランス】

- ・産業振興部の各班は、各班が所管するそれぞれの産業分野に対して、被害調査を行うこととなっている。広大な市域を網羅的に調査するためには、各班の所属人員では不足する可能性がある。

#### 【対策：産業被害調査チーム（仮称）の設置による部全体での産業被害調査体制の構築】

（実施目標期間：短期 ／ 担当課：産業振興部各課）

- ・人的資源の配置状況の分析に基づくと、産業振興部を班別にみると人員が不足する時期があるが、産業振興部全体としてみた場合は、極端な人員不足とはなっていない。これは、その分野に応じて調査を必要とする時期に差があることが要因となっている。そのため、産業振興部において、班横断的な産業被害調査チーム（仮称）の設置による対応体制の構築を検討する。同チームは、産業振興部の各班員で構成するものとし、その緊急性に応じて優先順位を付けたうえで、産業分野全体を対象とした被害調査を行うものとする。調査対象は、その優先順位の順に概ね次の通りと想定する。

- 観光施設・観光客の被害調査・安否確認及び警報継続時の港湾部進入規制
- 高圧ガス等危険物施設に対する被害調査
- 漁協からの聞き取りによる港湾施設・水産関係の概略被害調査
- 商・工業施設の被害調査
- 農林畜産物、農地、森林、農林関係施設等の被害調査
- 港湾施設・水産関係の職員現地派遣による詳細被害調査

### ④田老総合事務所班の災害対応体制

#### 【課題：田老総合事務所班における人員の不足】

- ・田老総合事務所班は、発災からの経過時間によらず全期間を通じて深刻な人員不足の状況となることが想定される。

#### 【対策：田老総合事務所班の人員増強と業務の再配分】

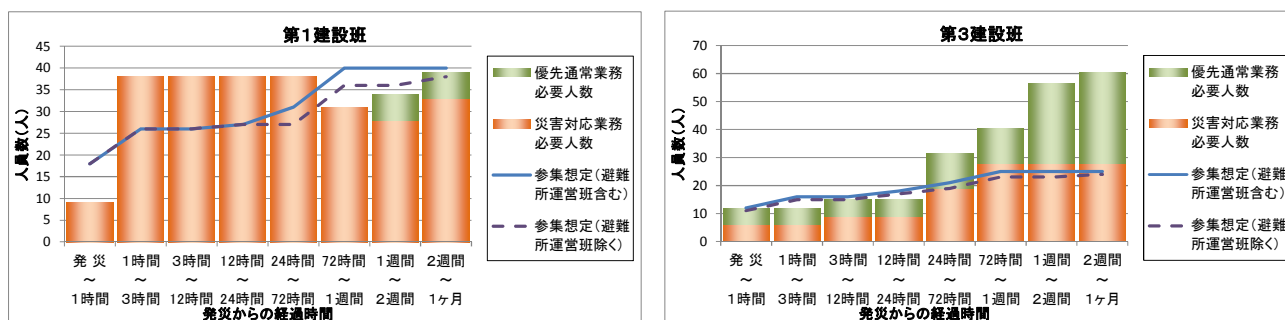
（実施目標期間：短中期 ／ 担当課：総合事務所及び関係各課）

- ・田老総合事務所班における深刻な人員不足に対しては、人員の増強もしくは、業務の他部班への移管を行わない限り、目標とする業務は実施できないことが想定される。人員の増強に関しては、沿岸部の津波被害を中心とする災害を前提とした場合、比較的被害の少ない川井総合事務所班の人員を応援派遣することを検討するが、必要人員を満たせるものではない。そのため、災害対応業務の中で田老総合事務所班以外でも実施可能な業務を洗い出し、それら業務について本庁各部班に再配分した上で、地域性や窓口など市民対応の観点から田老総合事務所班に残さざるを得ない業務のみを実施する体制となるよう、業務分担を再構成する必要がある。

## ⑤都市整備部の災害対応体制

### 【現在の状況】

第1建設班、第3建設班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



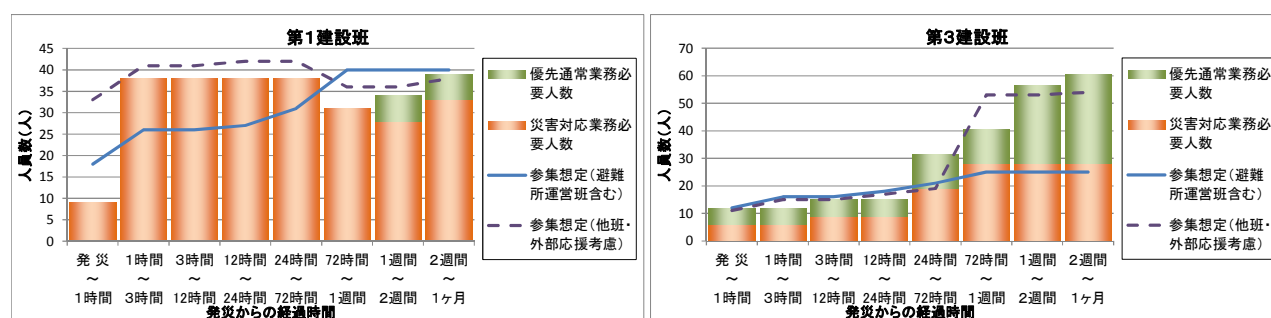
### 【課題：第1建設班、第3建設班における人員の不足】

- 第1建設班は、発災直後からの道路施設の被害調査・応急対策・通行規制等の業務実施において、第3建設班は、発災1日後程度からの応急修理補助申請に係る許可業務、応急仮設住宅の供与に関する各種業務の実施において、各班の所属人員では不足する可能性がある。

### 【対策：都市整備部全体としての災害対応体制の構築】

(実施目標期間：短期 ／ 担当課：都市整備部各課)

- 前記の通り、第1建設班、第3建設班は時期により人員不足と想定される一方で、第2建設班は災害対応業務が少なく、都市整備部全体としてみた場合は、極端な人員不足とはなっていない。そのため、第2建設班は発災初期では第1建設班の応援を、1～3日経過後は第3建設班の応援を行うものと予め定め、**都市整備部全体とした災害対応体制を構築**する。そのような災害対応体制を実効性のあるものとするため、第2建設班員が都市整備部他班業務を円滑に実施できるよう、必要なマニュアル等の整備、図上訓練等による業務実施手順・内容の確認・検討を予め行っておくものとする。



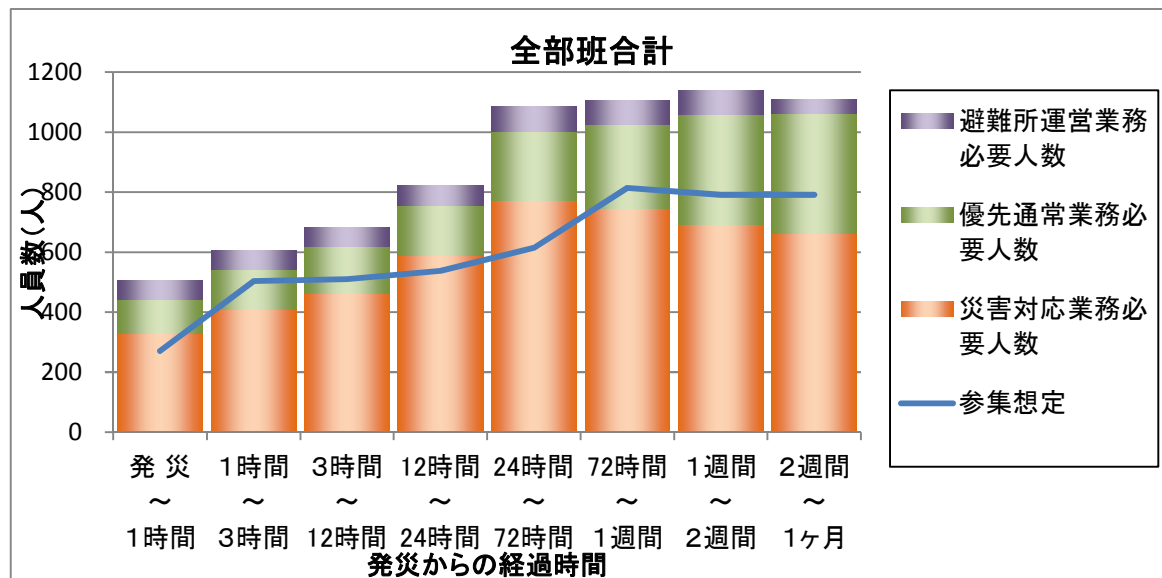
(参考) 第2建設班の余剰人員を、発災直後から3日までは第1建設班、3日以降は第3建設班に配置した場合の必要人員と参集想定人数

## （２）関係機関及び外部応援人員の確保・配置に関する課題と対策

### ①市全体での応援人員の確保・運用

#### 【現在の状況】

市全体での発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



#### 【課題：中長期にわたる人員不足の継続】

- ・職員の 人員不足は発災初期のみならず長期に渡って継続 することが想定され、人員不足の程度は、各部・班間でばらつきが大きい。長期的な職員の不足に対しては、防災関係機関、他自治体、ボランティア等を積極的に活用する必要がある。しかし、現状は、人的支援を求める相手、支援を受ける業務、その内容・実施方法が十分明確になっていない。

#### 【対策：受援計画の策定と運用】

（実施目標期間：短中期 ／ 担当課：危機管理課、各課）

- ・非常時優先業務のうち、他自治体職員等の人的・物的支援を求める業務を抽出し、支援の受入れ方法、支援職員の援助内容や活用方法を取りまとめた 「宮古市受援計画」の策定を検討 する。

#### 【対策：弾力的な人材運用に対応可能な優先通常業務実施手順の整備推進】

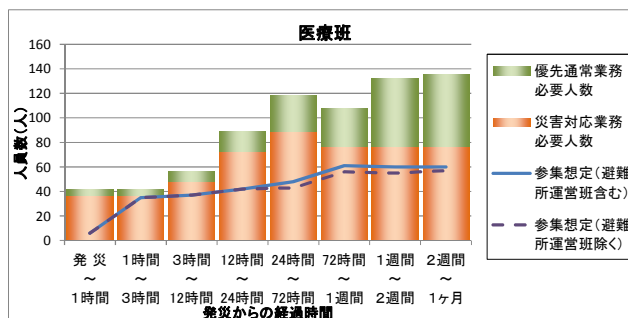
（実施目標期間：中長期 ／ 担当課：各課）

- ・他自治体等の応援職員が円滑に応援業務を実施できるよう、優先通常業務のうち、必要人員が多く、人員確保が困難と考えられる業務を中心に、必要な手順書の整備 を推進する。

## ②医療班の応援人員の確保

### 【現在の状況】

医療班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



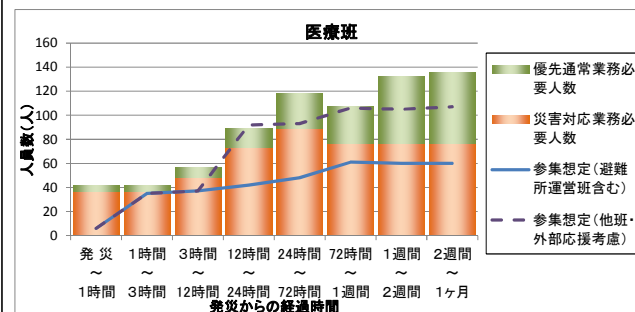
### 【課題：災害時の救急・医療体制の不足】

- 医療班においては発災12時間後から継続的に人員が不足することが想定されており、避難者の医療・救護に関する各種業務の実施に支障をきたす可能性がある。

### 【対策：専門技能を持つ応援人員の早期確保による災害時医療体制の確保】

（実施目標期間：短中期 ／ 担当課：健康課、保健センター）

- 医療班における人員不足に対応するため、前記受援計画に基づき、発災から3日後程度までの初期については、迅速な情報収集及び救援の体制の構築に係る医師会等県内・市内関係機関との協力体制による人員確保、3日以降は、広域的な受援体制の早期構築による人員確保体制を構築する。なお、必要人員としては、発災12時間後以降程度より、継続的に50名程度の確保を目指す。

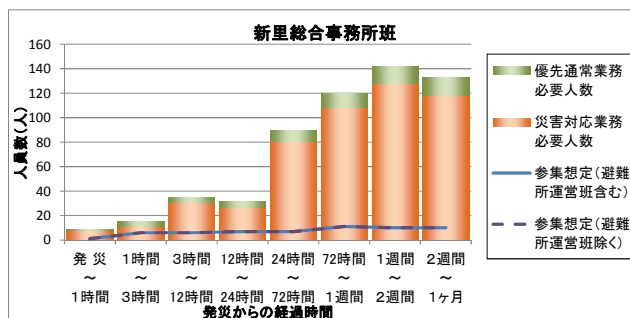


（参考）発災12時間以降の50名の応援を受け入れた場合の医療班の必要人員と参集想定人数

### ③支援物資の受入れ・配送等に係る応援人員の確保

#### 【現在の状況】

新里総合事務所班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



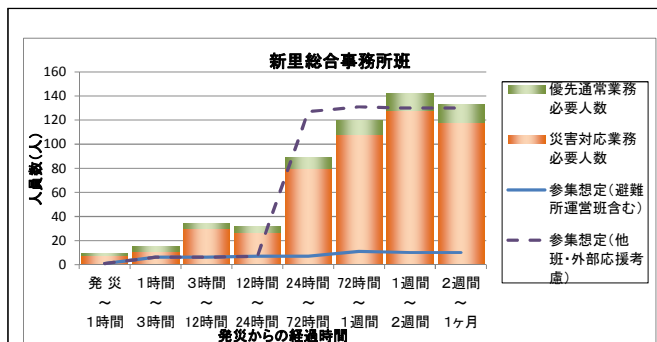
#### 【課題：支援物資の受入れ・配送等に係る人員の不足】

- ・新里総合事務所班及び生活班では、新里トレーニングセンター等における支援物資受入れ・仕分け・配送業務、新里給食センターでの炊出しボランティア募集及び送迎等、被災した市民に対する支援の中心的拠点としての業務実施に多数の人員が必要であり、現状の体制では人員が不足することが想定される。

#### 【対策：ボランティア等の優先配置、協定業者活用及び、これら応援を前提としたマニュアル整備による支援物資の受入れ・配送体制の確保】

(実施目標期間：短中期 ／ 担当課：生活課、新里総合事務所)

- ・支援物資の受入れ・配送業務における人員不足に対応するため、前記受援計画に基づき、ボランティア等の優先配置、協定業者活用及び、これら応援を前提としたマニュアル整備による支援物資の受入れ・配送体制の確保を行う。なお、応援人員としては、発災1日後以降程度より、継続的に120名程度の確保を目指す。

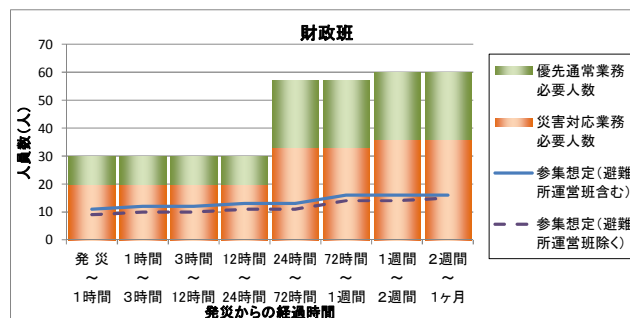


(参考) 発災1日以降の120人の応援を受け入れた場合の新里総合事務所班の必要人員と参集想定人数

#### ④車両燃料の確保及び財政措置に関する応援人員の確保

##### 【現在の状況】

財政班の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



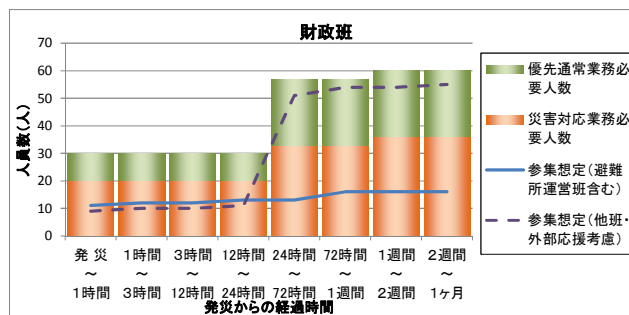
##### 【課題：車両燃料の確保及び財政措置等に係る人員の不足】

- 財政班では、緊急輸送車両の確保及び配車に関する業務及び車両燃料の確保に関する業務及び、各種災害時の財政面に関する業務を継続的に実施す必要があり、現状の体制では人員が不足することが想定される。

##### 【対策：協定業者、他自治体職員の応援を前提としたマニュアル整備等による車両燃料の確保及び財政措置等の実施体制確保】

(実施目標期間：短中期 / 担当課：財政課)

- 緊急輸送車両の確保及び配車に関する業務及び車両燃料の確保に関する業務における人員不足への対応に関しては、市内事業者、協定業者活用及び、これら応援を前提としたマニュアル整備による業務遂行体制の確保を行う。
- 各種災害時の財政面に関する業務に関しては、他自治体の同種業務を専門とする職員からの受援を前提とし、早期受援体制構築対策を推進する。
- 応援人員としては、発災1日後以降程度より、継続的に40名程度の確保を目指す。

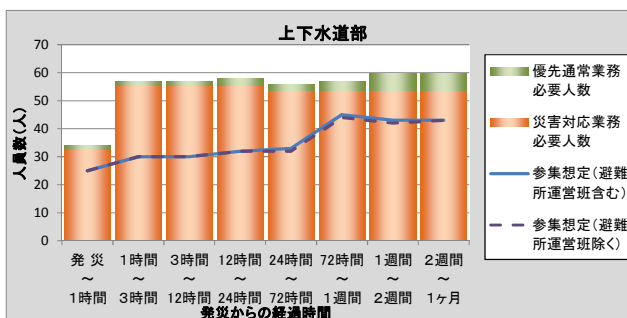
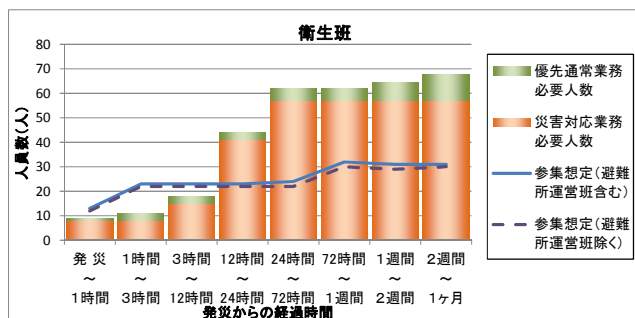


(参考) 発災1日以降の40人の応援を受け入れた場合の財政班の必要人員と参集想定人数

# ⑤専門知識・技能を要する業務に対する他自治体から応援人員の確保

## 【現在の状況】

衛生班及び上下水道部の発災からの経過時間ごとの必要人員数と想定参集者数



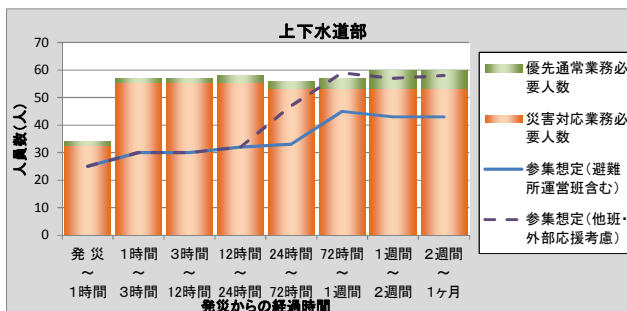
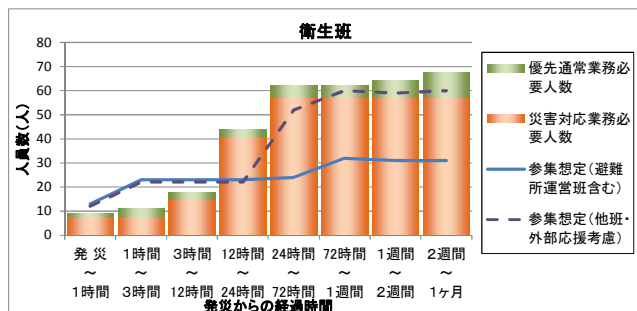
## 【課題：専門知識・技能を要する業務に係る人員の不足】

- 衛生班においては、清掃・防疫、し尿及び廃棄物処理業務、遺体の収容・埋葬に関する業務等により、現状の体制では人員が不足することが想定される。
- 上下水道部においては、上下水道施設の被害状況把握・応急対策業務、応急給水の実施に係る各種業務等により、現状の体制では人員が不足することが想定される。
- 上記の衛生班、上下水道部を代表例として、専門知識・技能を要する業務に対する人員不足が発生する危険性があり、これら業務を適切に実施するためには、協力事業者等との連携に加え、他自治体の関連部署の職員からの迅速な受援体制を構築する必要がある。

## 【対策：他自治体職員からの受援業務の人員・内容の明確化と早期受け入れ体制の構築】

（実施目標期間：短中期 ／ 担当課：各課）

- 他自治体との相互応援協定の締結を推進するとともに、前記受援計画に基づき、他自治体職員の応援を求める業務の内容・実施手順を明確化し、他自治体職員からの受援を前提としたマニュアル整備等、早期受援体制構築対策を推進する。
- 本欄において代表例として挙げた衛生班、上下水道部については、発災1日後以降程度より、継続的にそれぞれ30人程度（衛生班）、15人程度（上下水道部）の応援人員の確保を目指す。



（参考）発災1日後より、衛生班は30人、上下水道部は15人の応援人員を確保した場合の必要人員と参集想定人数

### （３）市民との共働体制の確立

#### ①避難者を中心とした避難所運営体制の確立

**【課題：震災以降の新たな避難所運営体制の定着が現状では不十分】**

- ・避難者を中心とした避難所運営体制の確立に向け、市では『避難所開設・運営マニュアル』を作成したところであるが、同マニュアルの方針、運営体制、運営方法等の市民への浸透は不十分であり、継続的に定着を図っていかなければ、避難所運営に市職員が本計画での想定以上に必要となる可能性がある。

**【対策：避難所開設・運営マニュアルに基づく、各種対策の推進】**

（実施目標期間：短中期　／　担当課：危機管理課）

- ・『避難所開設・運営マニュアル』の市民への浸透を目指し、同マニュアルに示された避難所開設・運営訓練の実施、避難所準備委員会の設置と活動等の各種事前対策を計画的かつ継続的に実施し、避難者を中心とした避難所運営体制を確立させる。
- ・また、避難所開設運営訓練での課題や、避難所準備委員会での協議に基づき、『避難所開設・運営マニュアル』を継続的に更新していく必要がある。

#### ②自主防災組織の育成強化

**【課題：自主防災組織の継続的育成】**

- ・発災直後の救急・救助活動や、避難誘導、避難所の運営等においては、自主防災組織等の市民を中心とする防災組織による共助の力が必要となる。公助の限界を踏まえ、市は、市民と協働して、自助・共助・公助のバランスの取れた、市全体での防災体制を構築する必要がある。

**【対策：自主防災組織の育成強化】**

（実施目標期間：中長期　／　担当課：危機管理課）

- ・市が作成した『自主防災組織活動マニュアル』等を活用し、自主防災組織が未結成の地域には結成への働きかけを行うとともに、組織化している地域については活動の活性化を図る。また、自主防災活動への、女性等様々な主体の参画を促進する。

#### (4) 市職員の災害対応力向上

##### ①市職員の災害対応力向上

**【課題：東日本大震災の災害対応経験の継承と災害対応力の継続的育成】**

- ・市が行政組織としての災害対応力を発揮するためには、前提として市の職員個人個人が、自身の役割に応じた災害対応力を持つことが必要となる。東日本大震災の災害対応経験・教訓を継承していくとともに、災害対応力を持つ職員を継続的に育成していかなければならない。

**【対策：継続的な訓練による災害対応の標準的方法・手順の市職員への浸透】**

(実施目標期間：中長期期 / 担当課：危機管理課)

- ・『災害対策本部活動マニュアル』等を活用した防災訓練実施により、マニュアルの検証・改善を継続的に行うとともに、マニュアルに基づく災害対応の標準的方法・手順の市職員への浸透を図る。

##### ②職員とその家族の日常からの防災

**【課題：職員自身及びその家族の被災による参集不能の発生】**

- ・勤務時間外発災を前提とする場合、災害発生時には、職員自身が被災、又は参集不能となることが予測される。市の行政機能を継続するためには、職員自身の被災を防止することが重要である。

**【対策：職員とその家族の日常からの防災対策促進と実施状況把握】**

(実施目標期間：中長期 / 担当課：危機管理課)

- ・職員が日頃から被災しないように、家具固定の確実な実施、日頃から家族の避難場所や連絡方法の取り決め、食料・生活必需品の備蓄等、市が市民に対して促進している防災対策を、市職員が率先市民としていち早く、確実に実施しておく必要がある。『宮古市総合防災ハザードマップ』や『みんなの防災手帳』等を活用し、職員自身の防災対策を促進するとともに、対策の実施状況を継続的に把握する。

##### ③職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制

**【課題：災害対応が長期化する際の職員の心身の健康確保】**

- ・大規模な災害を想定した場合、災害対応の長期化は避けられない状況であり、そのなかで、職員は長期間、心身ともに非常に困難な対応を強いられると考えられる。そのため、職員の健康管理体制、メンタルヘルスケア体制の構築が課題となる。

**【対策：職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の整備】**

(実施目標期間：中長期 / 担当課：健康課)

- ・被災市民のみならず職員に関しても健康管理・メンタルヘルスケア体制を構築する。

## 6.2 庁舎施設・設備に関する課題と対策

宮古市の業務を継続するためには、災害時に職員が参集し、業務を実施する庁舎施設の安全が確保されるとともに、必要な執務環境が整えられている必要がある。

そのため、ここでは職員が災害発生時および平常時に業務を行う施設（避難所を含む）を対象とし、施設・設備面における課題と対策について整理する。

「宮古市公共施設白書データベース」に記載されている施設のうち、常勤職員がいる施設、又は災害発生時に職員の非常参集先となっている施設は、指定避難所も含め、計 143 施設、建物としては 247 棟である。これらの施設について、重要度に応じた対策を計画・実施するため、以下の考え方・基準で重要度を評価した。

### ＜施設重要度の評価基準＞

#### 【施設重要度 A：災害対応の拠点となる施設 計 9 施設 12 棟】

- ・宮古市地域防災計画において、時間外発災の場合の非常配備体制時での参集場所として指定されている「宮古消防署、新里総合事務所、上下水道部庁舎、田老総合事務所、川井総合事務所」
- ・その他、平常時の常勤職員数が多い「市役所本庁舎・分庁舎・きれいなまち推進室・宮古保健センター」

#### 【施設重要度 B：市民の安全・安心を守るために重要な施設 計 115 施設 213 棟】

- ・避難所として指定されている施設(96 施設)
- ・診療所(5 施設)
- ・保健センター(宮古保健センターを除いた 3 施設)
- ・保育所(14 施設)

#### 【施設重要度 C：その他の施設 19 施設 22 棟】

- ・上記 A,B 以外の施設（出張所、公民館、給食センター等）

以上を基に、次節において宮古市における施設・設備に関する状況を整理した上で、課題と対策、そして対策の実施目標期間、担当課を取りまとめる。

なお、ここで、実施目標期間として 3 つに分類し、それぞれ以下の実施時期を設定している。

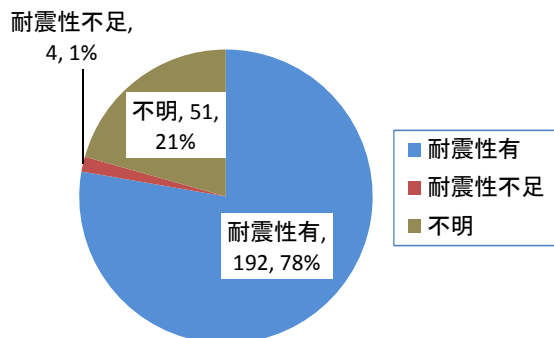
| 実施目標期間 |          |
|--------|----------|
| 短期     | 1～2年の対策  |
| 短中期    | 3～4 年の対策 |
| 中長期    | 4～6 年の対策 |

また、各項目に付記している「◇東日本大震災で発生した事象」については、財団法人 地方自治情報センター「東日本大震災における地方公共団体情報部門の被災時の取組みと今後の対応のあり方に関する調査研究」報告書等から抜粋して掲載している。

(1) 建物の耐震性に関する課題と対策 (※宮古市公共施設白書を基に作成)

【現在の状況】

耐震性の有無（全建物）



耐震性の有無（建物重要度別）

| 重要度 | 耐震性有 | 耐震性不足 | 不明 | 合計  |
|-----|------|-------|----|-----|
| A   | 1    | 3     | 8  | 12  |
| B   | 174  | 1     | 38 | 213 |
| C   | 17   | 0     | 5  | 22  |
| 合計  | 192  | 4     | 51 | 247 |

【課題：耐震性の不足と耐震診断の未実施】

- 耐震診断の結果、市役所本庁舎、本庁舎別館、田老総合庁舎、旧愛宕小学校校舎の4棟について耐震性が不足していると評価されている。また、重要度Aの市役所分庁舎、新里総合事務所、川井総合事務所など、計51棟については未診断のため、耐震性が不明となっている。

【対策：代替施設の指定】

（実施目標期間： 短中期 ／ 担当課： 各施設主管部署）

- 本計画において対象とする247棟については、地震災害時における市民・職員の安全確保と確実な業務継続のため、十分な耐震性を有することを目標とする。
- そのため、耐震性が不足している建物（表赤枠内の計4棟）については、短期的には代替施設の指定を行った上で、業務継続に必要な機器の設置を行う。また、中長期的には建て替えや耐震補強などを実施する。
- なお、対象となる施設のうち、市役所本庁舎、本庁舎別館については新庁舎の建設が予定されている。また、旧愛宕小学校は避難所に指定されているが、校舎は耐震性不足のため使用しないことになっており、屋内運動場のみ避難所として利用することになっているため、対策の対象外とする（屋内運動場は耐震補強済）。
- 田老庁舎については、現在田老公民館が代替施設に指定されているが、業務実施に必要な設備や機材が不足しているため、業務継続に必要な機器の設置を行う。

【対策：耐震診断の実施】

（実施目標期間： 短中期 ／ 担当課： 各施設主管部署）

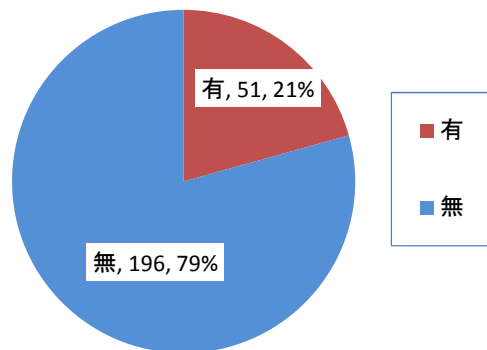
- 耐震性が不明な建物（表赤枠内の計51棟）については、重要度が高い施設から順次耐震診断を実施し、耐震性が不足していると評価された建物については、必要に応じて代替施設の指定、耐震補強などを実施する。

（重要度Aの対象建物：市役所分庁舎、新里総合事務所庁舎、川井総合事務所庁舎、宮古市宮古保健センター（仮設）、宮古市休日急患診療所、きれいなまち推進室、上下水道部庁舎、水質検査センター）

## （２）津波・河川浸水に関する課題と対策（※宮古市公共施設白書を基に作成）

### 【現在の状況】

津波・河川浸水の可能性（全建物）



津波・河川浸水の可能性（建物重要度別）

| 重要度 | 有  | 無   | 合計  |
|-----|----|-----|-----|
| A   | 9  | 3   | 12  |
| B   | 36 | 177 | 213 |
| C   | 6  | 16  | 22  |
| 合計  | 51 | 196 | 247 |

### 【課題：重要度 A, B の施設に津波・河川浸水の可能性】

- 重要度 A の全 12 棟のうち、9 棟において浸水の可能性が想定されており、災害対応拠点として業務継続できない可能性がある他、重要度 B においても 36 棟の建物に浸水の可能性が想定されており、市民の安心・安全への影響が懸念される。

### 【対策：重要度 A, B の施設における浸水対策の実施・代替施設の指定】

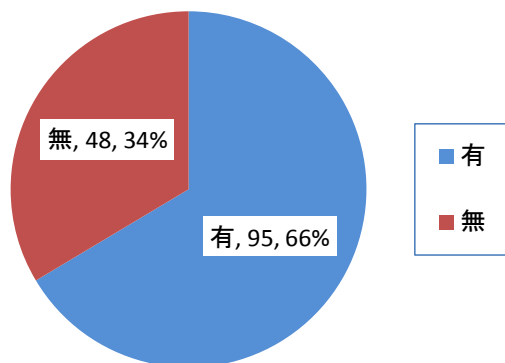
（実施目標期間： 中長期 ／ 担当課：各施設主管部署）

- 重要度 A, B の建物（表赤枠内の計 45 棟）については、十分な浸水対策を実施するか、または施設使用不能時の代替施設・建物を指定する。（重要度 A の対象建物：市役所本庁舎、市役所本庁舎別館、市役所分庁舎、宮古市役所田老庁舎、宮古市宮古保健センター（仮設）、宮古市休日急患診療所、宮古地区広域行政組合消防本部、宮古消防署、上下水道部庁舎、水質検査センター）

## （３）代替電源設備に関する課題と対策

### 【現在の状況】

代替電源設備の有無（全建物）



代替電源設備の有無（施設重要度別）

| 重要度 | 有  | 無  | 合計  |
|-----|----|----|-----|
| A   | 5  | 4  | 9   |
| B   | 84 | 31 | 115 |
| C   | 6  | 13 | 19  |
| 合計  | 95 | 48 | 143 |

### 【課題：災害対応拠点における代替電源設備の未整備】

- 代替電源設備（自家発電機を含む）は停電時の業務継続のために必要であるが、災害対応拠点となる重要度 A の施設のうち、4 施設において整備されていない。

### 【対策：重要度 A の施設における代替電源設備の整備】

（実施目標期間： 中長期 ／ 担当課： 危機管理課）

- ・災害対応拠点となる重要度 A の施設については、重要な災害対応業務において必要な規模の非常用電源装置を整備するものとする。
- ・そのため、現在代替電源設備が整備されていない表赤枠内の 4 施設（対象施設：市役所分庁舎、上下水道部庁舎、きれいなまち推進室、宮古保健センター）については、順次代替電源（自家発電機含む）を整備していくものとする。

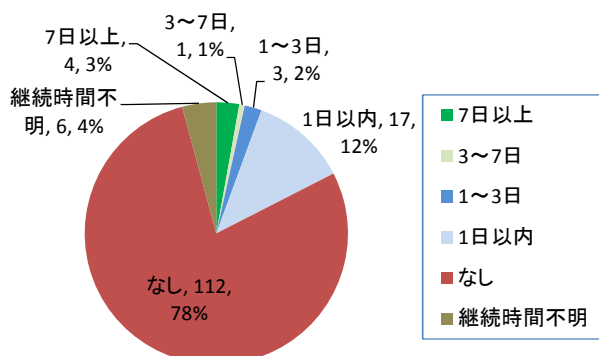
### ◇東日本大震災で発生した事象

- ・本庁舎には、大型の非常用発電装置が無く、大規模災害の発生により停電が続いた場合には、システムを稼働させることができなくなることは認識しており、その場合には、サーバを移設して稼働させることも、議論していた。

## （４）燃料備蓄に関する課題と対策

### 【現在の状況】

燃料備蓄による施設維持可能時間（全施設）



燃料備蓄による施設維持可能時間（重要度別）

| 重要度 | 7日以上 | 3～7日 | 1～3日 | 1日以内 | なし  | 継続時間不明 | 合計  |
|-----|------|------|------|------|-----|--------|-----|
| A   | 3    | 0    | 1    | 2    | 3   | 0      | 9   |
| B   | 0    | 1    | 2    | 13   | 95  | 4      | 115 |
| C   | 1    | 0    | 0    | 2    | 14  | 2      | 19  |
| 合計  | 4    | 1    | 3    | 17   | 112 | 6      | 143 |

### 【課題：燃料不足による災害対応への支障】

- ・燃料備蓄が十分に確保されていない施設が多いため、停電時にも災害対応活動を維持すべく、燃料の確保を進める必要がある。
- ・特に、災害対応拠点となる重要度 A の施設については、上下水道部庁舎、きれいなまち推進室、宮古保健センターに燃料の備蓄がない他、川井総合事務所の備蓄は 1 日分に満たない状況である。

### 【対策：重要度 A の施設における燃料備蓄の推進】

（実施目標期間： 短中期 ／ 担当課：各施設主管部署）

#### <重要度 A の施設における燃料備蓄の推進>

- ・災害対応拠点となる重要度 A の施設については、非常時優先業務を実施するため、最低 3 日間分の燃料備蓄を保持することを目標とする。
- ・そのため、現在、3 日間分の燃料が備蓄されていない表赤枠内の 6 施設（市役所田老庁舎、市役所新里庁舎、市役所川井庁舎、上下水道部庁舎、きれいなまち推進室、宮古保健センター）については、燃料の備蓄を推進する。

### 【対策：円滑な燃料調達体制の構築】

（実施目標期間： 短中期 ／ 担当課： 財政課）

- ・現在、宮古市と岩手県石油商業協同組合との間で「災害時燃料油等の供給協定」を締結済であるが、災害発生時の混乱時においても円滑な燃料調達を実現するため、燃料調達方法に関する具体手順を確認するものとする。

### ◇東日本大震災で発生した事象

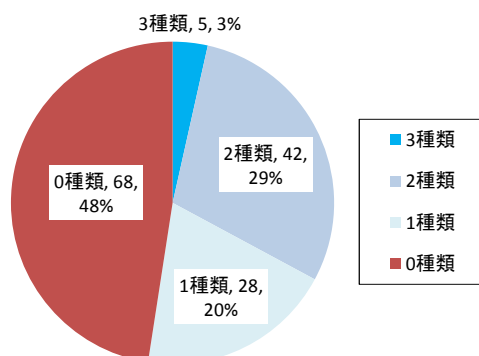
- ・東日本大震災においては、発災直後に停電が発生し、本庁舎の商用電源が回復したのは3月26日。
- ・田老総合事務所では、非常用発電装置が1日フル稼働すると、燃料タンクの残量が半分ほどに減っていた。燃料の調達については不安が続き、安定して燃料が確保できるようになるまでに、1週間かかった。

## （５）通信設備に関する課題と対策

### ①災害時通信手段の数

#### 【現在の状況】

災害時通信手段の種別数（全施設）



災害時通信手段の種別数（施設重要度別）

| 重要度 | 3種類 | 2種類 | 1種類 | 0種類 | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| A   | 5   | 2   | 2   | 0   | 9   |
| B   | 0   | 39  | 19  | 57  | 115 |
| C   | 0   | 1   | 7   | 11  | 19  |
| 合計  | 5   | 42  | 28  | 68  | 143 |

#### 【課題：災害対応拠点における通信手段の不足】

- ・災害時通信手段として、災害時優先電話、移動系防災行政無線、衛星携帯電話の3種類について、各施設に配備されている種別数を集計したところ、災害対応拠点となる重要度Aの施設のうち、2施設（市役所分庁舎、宮古保健センター（仮設））は1種類（移動系防災行政無線）のみとなっている。

#### 【対策：重要度Aの施設における複数の災害時通信手段の確保】

（実施目標期間： 短中期 ／ 担当課： 危機管理課）

- ・重要度Aの施設については、複数の災害時通信手段を確保することを目標とし、現状1種類のみ確保されている市役所分庁舎、宮古保健センター（仮設）については、今後の庁舎施設の移転等の機会を活用して複数の通信手段の配備を進めていく。

#### 【対策：重要度B、Cの施設における災害時通信手段の配備】

（実施目標期間： 中長期 ／ 担当課： 危機管理課）

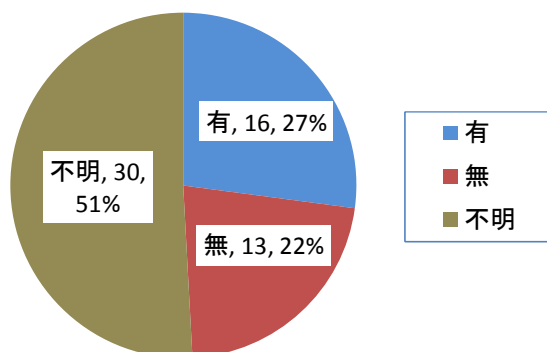
- ・また、重要度B、Cの施設のうち、災害時通信手段が確保されていない施設（表赤枠内の69施設）

については、可能な範囲で災害時通信手段を配備する他、近隣の災害対応拠点や消防団屯所に配備されている移動系防災行政無線等を活用し、災害時の通信手段の確保を図っていく。

## ②災害時優先電話の明示（※優先電話が整備されている 59 施設が対象）

### 【現在の状況】

災害時優先電話の明示の有無（全施設）



災害時優先電話の明示の有無（施設重要度別）

| 重要度 | 有  | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|
| A   | 2  | 4  | 0  | 6  |
| B   | 9  | 7  | 30 | 46 |
| C   | 5  | 2  | 0  | 7  |
| 合計  | 16 | 13 | 30 | 59 |

### 【課題：災害時優先電話の明示不備】

- ・災害時優先電話が整備されている施設のうち、4 分の 3 の施設（43 施設）はどの電話が災害時優先電話として指定されているか明確になっておらず、災害発生時の混乱時の速やかな活用の障害となる恐れがある。

### 【対策：災害時優先電話の利活用方法の確認・周知】

（実施目標期間： 短期 ／ 担当課：各施設主管部署）

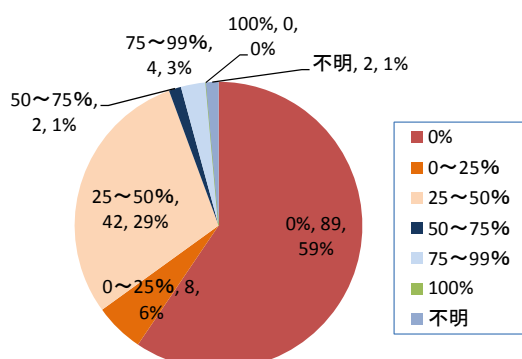
- ・災害時優先電話が明示されていない 43 施設については、災害発生時において速やかに利用できるよう、災害時優先電話にシールを貼る等によって明示し、利用可能な状態にしておくものとする。

## （6）什器転倒防止に関する課題と対策

（※什器…施設内にあるコピー機やロッカー等の器材）

### 【現在の状況】

什器の固定割合（全建物）



什器の固定割合（施設重要度別）

| 重要度 | 0% | 0~25% | 25~50% | 50~75% | 75~99% | 100% | 不明 | 合計  |
|-----|----|-------|--------|--------|--------|------|----|-----|
| A   | 5  | 3     | 1      | 0      | 0      | 0    | 0  | 9   |
| B   | 63 | 5     | 40     | 2      | 3      | 0    | 2  | 115 |
| C   | 17 | 0     | 1      | 0      | 1      | 0    | 0  | 19  |
| 合計  | 85 | 8     | 42     | 2      | 4      | 0    | 2  | 143 |

### 【課題：未固定に伴う什器の転倒・損傷のリスク】

- ・災害対応を実施する全建物のうち、約 6 割で什器がまったく固定されていない状況であり、地震発生時の什器転倒や損傷、屋内転倒物による死傷者の発生などのリスクがある。

### 【対策：防災拠点施設内什器転倒防止の推進】

（実施目標期間：短中期 ／ 担当課：各施設主管部署）

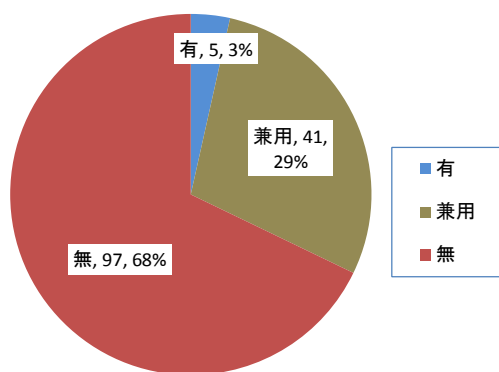
- ・地震発生時の什器転倒及び損傷を防ぎ、執務環境を早期に確保するため、書棚、ロッカー、PCラック等の什器類の転倒防止を推進する。
- ・施設重要度の高い施設から優先的に什器転倒防止を実施し、将来的には重要度 A,B のすべての施設（表赤枠内の 124 施設）の什器類に対して転倒防止対策を行うことを目標とする。また、その実施状況を定期的に課ごとに報告してもらい、達成状況を把握するものとする。

## （７）職員用防災備蓄に関する課題と対策

### 【現在の状況】

職員用備蓄（食料・飲料水）の有無（全施設）

職員用備蓄（食料・飲料水）の有無（施設重要度別）



| 重要度 | 有 | 兼用 | 無  | 合計  |
|-----|---|----|----|-----|
| A   | 1 | 0  | 8  | 9   |
| B   | 2 | 38 | 75 | 115 |
| C   | 2 | 3  | 14 | 19  |
| 合計  | 5 | 41 | 97 | 143 |

### 【課題：職員用備蓄の未整備】

- ・災害時には市民だけでなく、職員の健康と命、安全を守ることも大切となる。そのために各施設においては職員用の備蓄（飲料水・食料・災害時用トイレ・毛布等）の整備が求められる。
- ・しかし、現状で独立して職員用の備蓄を確保している施設はごくわずかに留まっている。

### 【対策：職員各個人の備蓄推進を含めた職員備蓄の確保】

（実施目標期間：中長期 ／ 担当課：各施設主管部署）

- ・飲料水、食料、非常用トイレ、毛布等の備蓄物資について、職員用として、施設に参集する予定の職員数の最低 3 日間分の備蓄を各施設で整備するものとする。
- ・ただし、そのために多額のコストが必要となることから、職員個人の備蓄の呼びかけ等の取り組み等を行う。職員備蓄の例としては、ペットボトルの水、乾パン・クラッカー・お菓子、毛布や保温シートなどである。

## 6.3 情報システムに関する課題と対策

宮古市の業務において使用するシステムに対し、重要度に応じた対策を計画・実施するため、以下の考え方・基準で重要度を評価した。

＜システム重要度の評価基準＞

【システム重要度 A：発災直後の災害対応実施上、中断が許容されないもの 計 11 システム】

- ・発災後 24 時間以内に、業務重要度 A(=遅延した場合、住民の生命や生活、社会経済活動等に対して甚大な影響が生じる業務)の非常時優先業務を実施する上で必要なシステム

【システム重要度 B：発災直後の中断は許容されても確実な再開が必要なもの 計 18 システム】

- ・発災後 1 ヶ月以内に非常時優先業務を実施する上で必要なシステム

【システム重要度 C：非常時優先業務実施上、相対的に重要でないもの 計 17 システム】

- ・発災後 1 ヶ月以内に非常時優先業務を実施する上で使用しないシステム

この考え方に基づく、各システムの重要度を表 6.3.1 に示す。

表 6.3.1 システムの重要度一覧

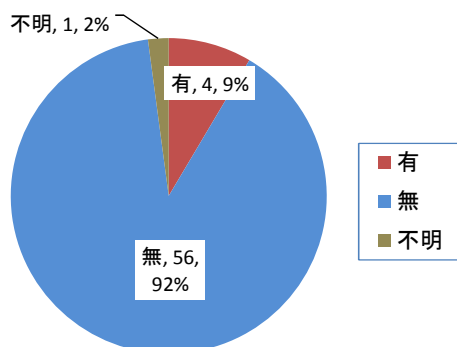
| システム名称            | システム重要度 | システム名称                                     | システム重要度 |
|-------------------|---------|--------------------------------------------|---------|
| 住民情報システム          | A       | いわぎんファームバンキングサービス (Panasonic Firm Banking) | B       |
| 福祉関連システム          | A       | CFM緊急割込装置                                  | B       |
| 戸籍システム            | A       | 飼犬管理システム                                   | B       |
| 介護保険システム          | A       | 被災者支援システム (通称: 西宮システム)                     | B       |
| 地域包括支援システム        | A       | 水道マッピング                                    | B       |
| 住民基本台帳ネットワークシステム  | A       | 医療情報システム(田老)                               | B       |
| 財務会計・人事給与システム     | A       | 医療情報システム(新里)                               | B       |
| 庁内LANシステム         | A       | 医療情報システム(川井)                               | B       |
| 川井地域情報通信基盤施設      | A       | 申告支援システム                                   | C       |
| 宮古市上下水道料金システム     | A       | 図書館管理システム                                  | C       |
| 防災行政無線設備          | A       | 障害支援区分判定ソフト2014                            | C       |
| 要援護台帳管理システム       | A       | 地籍情報管理システム                                 | C       |
| 滞納管理システム          | B       | 都市計画基本図システム                                | C       |
| 健康管理システム          | B       | 開票集計システム                                   | C       |
| 後期高齢者医療事務支援システム   | B       | 放送設備監視システム                                 | C       |
| 生活保護システム          | B       | 放送番組同録システム                                 | C       |
| 自主放送(映像)送出システム    | B       | コンビニ収納システム(全銀TCP/IP手順対応EDI通信ソフト)           | C       |
| 自主放送(データ放送)送出システム | B       | 家屋評価システム                                   | C       |
| 固定資産評価システム        | B       | 産業支援センターメールマガジンシステム                        | C       |
| 宮古市企業会計システム       | B       | 緊急情報ネットワークシステム(Em-Net)                     | C       |
| 情報共有ネットワーク(仮)     | B       | リアル防災情報ネットワークシステム                          | C       |
| 岩手県土木工事設計積算システム   | B       | 画像ファイリングシステム                               | C       |
| JACIC積算システム       | B       | 国保事業実績報告書作成システム                            | C       |
| 道路台帳システム          | B       | 大気自動測定器遠隔データ収集システム                         | C       |
| CAD               | B       | 日本赤十字社地区区分システム                             | C       |
| 広報編集用パソコン         | B       |                                            |         |
| 教育用パソコン           | B       |                                            |         |

以上を基に、宮古市における情報システムに関する状況を整理した上で、課題と対策、そして対策の実施目標期間、担当課を取りまとめる。

## (1) 浸水被害の可能性に関する課題と対策

### 【現在の状況】

浸水被害の可能性（全システム）



浸水被害の可能性（重要度別）

| 重要度 | 有 | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|---|----|----|----|
| A   | 0 | 11 | 0  | 11 |
| B   | 1 | 17 | 1  | 19 |
| C   | 3 | 14 | 0  | 17 |
| 合計  | 4 | 42 | 1  | 47 |

### 【課題：浸水によるシステム被害の恐れ】

- ・重要度 B の 1 システム(被災者支援システム)と、重要度 C の 3 システム (都市計画基本図システム、国保事業実績報告書作成システム、日本赤十字社地区分区システム)が 本庁舎又は第二庁舎の 1 階に設置されており、浸水被害の恐れがある。

### 【対策：システムの浸水対策または移設】

(実施目標期間：短中期 / 担当課：各システム管理部署)

- ・上記 4 システムに対して、十分な浸水対策を実施するか、浸水の恐れのない場所に移設する。

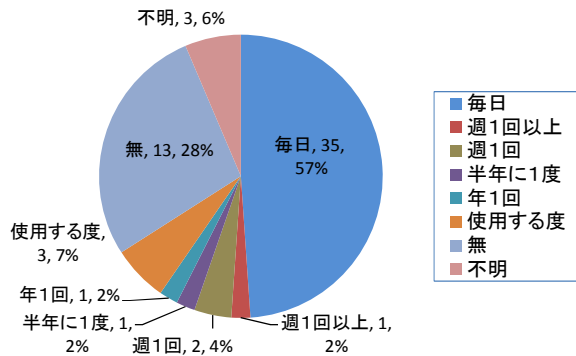
### ◇東日本大震災で発生した事象

- ・本庁舎は、その後津波に襲われ、総合窓口が置かれていた 1 階部分が、完全に水没した。サーバ室は、ぎりぎりで被災を免れ、床が海水でぬれた程度で済み、機器やデータは守られた。

## (2) データのバックアップに関する課題と対策

### 【現在の状況】

バックアップ頻度（全システム）



バックアップ頻度（システム重要度別）

| 重要度 | 毎日 | 週1回以上 | 週1回 | 半年に1度 | 年1回 | 使用する度 | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|----|-------|-----|-------|-----|-------|----|----|----|
| A   | 8  | 0     | 1   | 0     | 0   | 0     | 2  | 0  | 11 |
| B   | 10 | 0     | 1   | 0     | 0   | 0     | 5  | 3  | 19 |
| C   | 5  | 1     | 0   | 1     | 1   | 3     | 6  | 0  | 17 |
| 合計  | 23 | 1     | 2   | 1     | 1   | 3     | 13 | 3  | 47 |

### 【課題：バックアップの未確保】

- システム重要度Bの「生活保護システム」の他、市全体で 16のシステムのバックアップがなされていない、もしくはバックアップ状況が不明 となっている。

### 【対策：バックアップの確保】

（実施目標期間： 短期 ／ 担当課：情報化推進室）

- 現在バックアップが確保されていない16システム（表赤枠内）については、必要性、重要性に応じた適切な頻度でのバックアップを実施する。

### 【対策：バックアップ設置箇所状況の確認】

（実施目標期間： 短期 ／ 担当課：情報化推進室）

- 現在確保しているバックアップについては、施設の耐震性や、津波・河川浸水の可能性、保管場所における固定措置の状況について確認を行う。特に津波浸水想定域内にデータが存在する場合、広大な面積を有する宮古の特性を活かし、同時被災のリスクの小さい市内内陸部等の津波浸水想定域外にバックアップデータを設置するなどの対策を実施する。

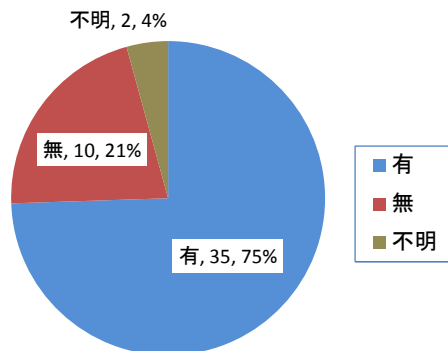
### ◇東日本大震災で発生した事象

- 津波到達前に1階の金庫室にあったバックアップテープを持ち出す機会があったものの、金庫室は元々収入役が使用していた頑丈なものであったことを考慮し、持ち出すよりも金庫室に収めておく方が安全であると判断して、そのままにした。本庁舎1階は天井まで浸水したが、金庫室内は床が濡れる程度で済み、金庫内のバックアップテープは無事だった。

### (3) システム保守契約に関する課題と対策

#### 【現在の状況】

保守契約の有無（全システム）



保守契約の有無（システム重要度別）

| 重要度 | 有  | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|
| A   | 11 | 0  | 0  | 11 |
| B   | 13 | 5  | 1  | 19 |
| C   | 11 | 5  | 1  | 17 |
| 合計  | 35 | 10 | 2  | 47 |

#### 【課題：緊急時の対応に関する体制の未整備】

- ・システムの重要性が高ければ高いほど、システムの中断・遮断が災害対応活動に大きな影響を与えるため、重要システムを中心に早期復旧を目指すための体制の整備を図る必要がある。
- ・現状では、宮古市では多くのシステムにおいて保守契約が結ばれている一方、災害時の対応（災害時の参集や復旧担当者の確保等）に関する条項が記載されているものはない。

#### 【対策：システム保守事業者との緊急時対応に関する確認】

（実施目標期間： 短中期 ／ 担当課： 情報化推進室）

- ・重要度 A のシステムについては、その重要度から発災直後の速やかなシステム復旧が求められる。そのため、これらのシステムについては、災害時の対応条項を確認し、可能な範囲で災害時の要員の参集・対応等の条項を追加する。
- ・また、保守事業者との普段から密な情報交換を行い、事業者の参集時間、緊急時の連絡先等の緊急時対応に関する確認を行い、情報化推進室が取りまとめを行う。

#### ◇東日本大震災で発生した事象

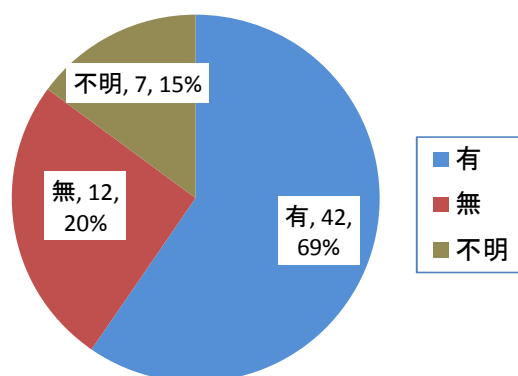
- ・発災直後、情報システム委託事業者へ携帯電話で連絡を取った。電話中に本庁舎周辺で停電が発生したため、電気が復旧したら対応することとし、直ちに来庁することは求めなかった。
- ・翌3月12日には、総合窓口課長から「住民情報システムを動かして欲しい」という要請があった。商用電源復旧の見通しは立たず、非常用発電装置では出力が弱くてサーバは起動せず、委託先事業者と連絡が取れない状況なので、断念した。
- ・3月13日に、偶然、情報システム委託事業者と連絡が取れ、システム再稼働に向けた相談をすることができた。大型の非常用発電装置を備えた新里総合事務所へ、最小限のサーバを移設して稼働させることを決めた。同日のうちに、情報システム委託事業者が来庁して移設作業を行い、23時ごろには新里総合事務所ですystemを稼働できる状態になった。

## (4) 停電に関する課題と対策

### ①UPS(無停電電源装置)の有無

#### 【現在の状況】

UPSの有無（全システム）



UPSの有無（システム重要度別）

| 重要度 | 有  | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|
| A   | 9  | 1  | 1  | 11 |
| B   | 11 | 4  | 4  | 19 |
| C   | 8  | 7  | 2  | 17 |
| 合計  | 28 | 12 | 7  | 47 |

#### 【課題：重要システムへのUPS未設置】

- ・停電発生時にシステムを安全に停止させるまでの間の電源を供給するUPS(無停電電源装置)について、システム重要度Aのうち、「川井地域情報通信基盤施設」と「宮古市上下水道料金システム」の2システムが「無」あるいは「不明」となっており、停電時の安全なシャットダウンおよび電源回復後の早急な復旧の障害となるおそれがある。

#### 【対策：重要度Aのシステムに対するUPSの設置】

(実施目標期間：短中期 ／ 担当課：上下水道部・川井総合事務所)

- ・重要度Aの上記2システムは、発災後24時間以内に、業務重要度A(=遅延した場合、住民の生命や生活、社会経済活動等に対して甚大な影響が生じる業務)の実施に使用されるため、停電時に安全にシステムを停止し、電源回復後に早急に復旧するためにUPSを設置するものとする。

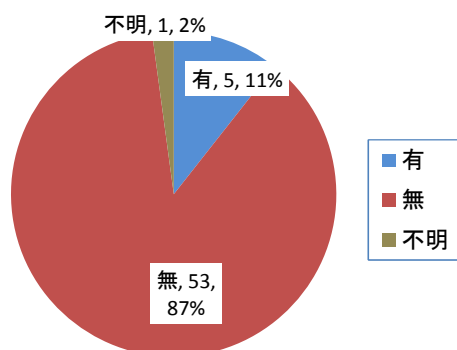
#### ◇東日本大震災で発生した事象

- ・(地震発生後)サーバはUPS装置からの給電で稼働していた。すぐに商用電源が復旧することはないと判断して、サーバの停止処理を行った。再度津波が来る可能性を考慮して、機器の電源ケーブルを抜き、端子を壁にテープで貼り付けた。

## ②自家発電時の給電有無

### 【現在の状況】

自家発電時の給電有無（全システム）



自家発電時の給電有無（システム重要度別）

| 重要度 | 有 | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|---|----|----|----|
| A   | 1 | 10 | 0  | 11 |
| B   | 1 | 17 | 1  | 19 |
| C   | 3 | 14 | 0  | 17 |
| 合計  | 5 | 41 | 1  | 47 |

### 【課題：自家発電時において多くのシステムが未給電】

- ・商用電源が停電し、自家発電に切り替わった際、庁内 LAN システム等の 4 つのシステムは給電されるようになっているが、多くのシステム・サーバーは給電される状況にはなっていない。

### 【対策：自家発電時に給電させるシステムの特定】

（実施目標期間： 中長期 ／ 担当課： 各施設主管部署）

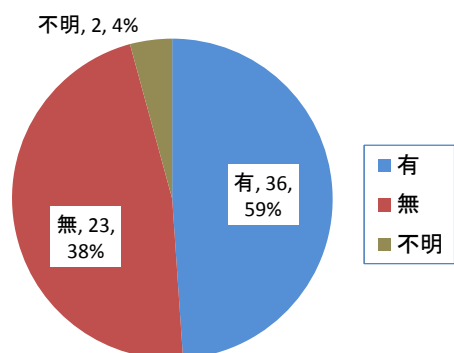
- ・非常用発電装置の出力を確認した上で、各施設で重要度の高いシステムに優先的に給電すべく、どのシステムを優先的に給電させるかの検討を行う。また、今後の非常用発電装置の拡充、出力の増強に併せ、給電させるシステムについて適宜見直しを行う。
- ・非常用発電装置の電力供給コンセントが明確になるよう、区分・明示を行う。

## （５）機器（ハードウェア）保護に関する課題と対策

### ①転倒防止対策の有無

### 【現在の状況】

転倒防止対策の有無（全システム）



転倒防止対策の有無（システム重要度別）

| 重要度 | 有  | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|----|----|----|----|
| A   | 10 | 1  | 0  | 11 |
| B   | 7  | 10 | 2  | 19 |
| C   | 6  | 11 | 0  | 17 |
| 合計  | 23 | 22 | 2  | 47 |

### 【課題：重要システム機器への転倒防止対策の未実施】

- ・全システムで扱う機器のうち、約 4 割で転倒防止対策がなされていない。特に、重要度Aの「宮古市上下水道料金システム」や、重要度Bの「生活保護システム」などの機器に対する転倒防止対策が求められる。

【対策：重要度 A,B のシステムに対する転倒防止対策の実施】

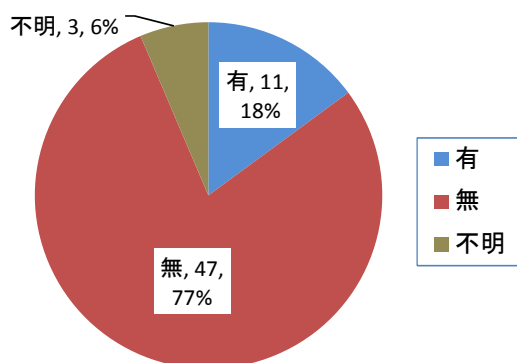
(実施目標期間： 短中期 / 担当課： 各システム管理部署)

- ・重要度 A,B のうち、転倒防止対策が実施されていない、または状況が不明となっている 13 のシステムに対し、転倒防止対策を実施する。
- ・具体的には、パソコンやプリンタ等の比較的小さな機器については、耐震マットや高強度のプラスチックベルト等による固定を行い、サーバ等の比較的大きな機器については、アンカー等によるラックの床への固定などを実施する。

②代替機の有無

【現在の状況】

代替機の有無（全システム）



代替機の有無（システム重要度別）

| 重要度 | 有 | 無  | 不明 | 合計 |
|-----|---|----|----|----|
| A   | 4 | 7  | 0  | 11 |
| B   | 1 | 16 | 2  | 19 |
| C   | 2 | 14 | 1  | 17 |
| 合計  | 7 | 37 | 3  | 47 |

【課題：代替機の未確保】

- ・市では、あらかじめ定めた仕様（セキュリティソフトや設定など含む）に合わせて、情報化推進室で調達したパソコンのみ、庁内 LAN に接続できていることになっている。
- ・このため、災害時のハードウェア損傷に備え、あらかじめ定めた仕様のパソコンを整備する必要があるが、現状では8割近くのシステムにおいて代替機が確保されていない。

【対策：重要度 A,B のシステムに対する代替機の確保】

(実施目標期間： 短中期 / 担当課： 情報化推進室)

- ・ハードウェアの損傷に備え、重要度 A,B のシステムに対する代替機の確保を推進する。特に、発災直後に重要業務に使用される重要度 A のシステムの代替機を優先的に確保する。

◇東日本大震災で発生した事象

- ・市では、あらかじめ定めた仕様（セキュリティソフトや設定など含む。）に合わせて、情報化推進室で調達したパソコンのみ、庁内 LAN に接続できていることになっている。ボランティア団体から寄付された端末は、そのままの状態では庁内 LAN に接続して使用することはできない。
- ・情報システム委託事業者から緊急対応のために提供されたパソコンは、以前使っていたものと同じ仕様に合わせてあったため、貸出期間が終わった後は、そのまま使用する形でリース契約を結んだ。

## (6) その他

---

その他、システム管理者が被災し、登庁できない状況下でも早期復旧を可能とさせるため、以下の2つの対策を実施する。

### 【対策：情報システムに関する人材育成・訓練・研修】

(実施目標期間： 短中期 / 担当課： 情報化推進室)

- ・震災時においては、システムを管理する職員が被災し必ずしも登庁できない可能性がある。そのため、各システムにおいては管理運用できる職員を必ず複数名置くこととし、そのために必要な人材育成・訓練・研修を行うこととする。

### 【対策：復旧・操作マニュアルの整備】

(実施目標期間： 短中期 / 担当課： 情報化推進室)

- ・代替機の使用やバックアップによる起動において、担当者が不在の場合でも早期復旧を可能とするための復旧・操作マニュアルの整備を計画的に推進する。

## 第7章 業務継続のための対策の取りまとめ

前章で示した人的資源及び物的資源の課題に対する業務継続のための対策計画について、以下にまとめる。

| 大分類  | 中分類                | 課題                           | 対策項目と実施目標期間                                                 |    | 担当課          |
|------|--------------------|------------------------------|-------------------------------------------------------------|----|--------------|
|      |                    |                              | 2年                                                          | 4年 |              |
| 人的資源 | 市組織内での人員配置         | 発災初期の防災班員の不足                 | 第3庶務班員、協力班員による防災班応援体制の整備                                    |    | 危機管理課、復興推進課等 |
|      |                    | 被災市民の相談や、各種申請・証明等に係る窓口人員の不足  | 部班横断的な災害時窓口運営チーム（仮称）の設置による対応体制の構築                           |    | 関係各課         |
|      |                    | 業被害調査における人員の不足、配置のアンバランス     | 産業被害調査チーム（仮称）の設置による部全体での産業被害調査体制の構築                         |    | 産業振興部各課      |
|      |                    | 田老総合事務所班における人員の不足            | 田老総合事務所班の人員増強と業務の再配分                                        |    | 総合事務所及び関係各課  |
|      |                    | 第1建設班、第3建設班における人員の不足         | 都市整備部全体としての災害対応体制の構築                                        |    | 都市整備部各課      |
|      | 関係機関及び外部応援人員の確保・配置 | 中長期にわたる人員不足の継続               | 受援計画の策定と運用                                                  |    | 危機管理課、各課     |
|      |                    |                              | 弾力的な人材運用に対応可能な優先通常業務実施手順の整備推進                               |    | 各課           |
|      |                    | 災害時の救急・医療体制の不足               | 専門技能を持つ応援人員の早期確保による災害時医療体制の確保                               |    | 健康課、保健センター   |
|      |                    | 支援物資の受入れ・配送等に係る人員の不足         | ボランティア等の優先配置、協定業者活用及び、これら応援を前提としたマニュアル整備による支援物資の受入れ・配送体制の確保 |    | 生活課、新里総合事務所  |
|      |                    | 専門知識・技能を要する業務に係る人員の不足        | 他自治体職員からの受援業務の人員・内容の明確化と早期受け入れ体制の構築                         |    | 各課           |
|      | 市民との共働体制の確立        | 震災以降の新たな避難所運営体制の定着が現状では不十分   | 避難所開設・運営マニュアルに基づく、各種対策の推進                                   |    | 危機管理課        |
|      |                    | 自主防災組織の継続的育成                 | 自主防災組織の育成強化                                                 |    | 危機管理課        |
|      | 市職員の災害対応力向上        | 東日本大震災の災害対応経験の継承と災害対応力の継続的育成 | 継続的な訓練による災害対応の標準的方法・手順の市職員への浸透                              |    | 危機管理課        |
|      |                    | 職員自身及びその家族の被災による参集不能の発生      | 職員とその家族の日常からの防災対策促進と実施状況把握                                  |    | 危機管理課        |
|      |                    | 災害対応が長期化する際の職員の心身の健康確保       | 職員の健康管理・メンタルヘルスケア体制の整備                                      |    | 健康課          |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 凡例 | 短期<br>1～2年で実施する対策          |
|    | 短中期<br>3～4年で実施する対策         |
|    | 中長期<br>4～6年あるいは、継続的に実施する対策 |

| 大分類     | 中分類          | 課題                    | 対策項目と実施目標期間                   |           | 担当課     |               |           |
|---------|--------------|-----------------------|-------------------------------|-----------|---------|---------------|-----------|
|         |              |                       | → 2年                          | → 4年 → 6年 |         |               |           |
| 庁舎施設・設備 | 建物の耐震性       | 耐震性の不足と耐震診断の未実施       | 代替施設の指定                       |           | 各施設主管部署 |               |           |
|         |              |                       | 耐震診断の実施                       |           | 各施設主管部署 |               |           |
|         | 津波・河川浸水      | 重要度Aの施設に浸水の可能性        | 重要度A, Bの施設における浸水対策の実施・代替施設の指定 |           | 各施設主管部署 |               |           |
|         | 代替電源設備       | 災害対応拠点における代替電源設備の未整備  | 重要度Aの施設における代替電源設備の整備          |           | 危機管理課   |               |           |
|         | 燃料備蓄         | 燃料不足による災害対応への支障       | 重要度Aの施設における燃料備蓄の推進            |           |         | 各施設主管部署       |           |
|         |              |                       | 円滑な燃料調達体制の構築                  |           |         | 財政課           |           |
|         | 通信設備         | 災害対応拠点における通信手段の不足     | 重要度Aの施設における複数の災害時通信手段の確保      |           |         | 危機管理課         |           |
|         |              |                       | 重要度B、Cの施設における災害時通信手段の配備       |           |         | 危機管理課         |           |
|         |              | 災害時優先電話の明示不備          | 災害時優先電話の利活用方法の確認・周知           |           |         | 各施設主管部署       |           |
|         | 什器転倒防止       | 未固定に伴う什器の転倒・損傷のリスク    | 防災拠点施設内什器転倒防止の推進              |           |         | 各施設主管部署       |           |
| 職員用防災備蓄 | 職員用備蓄の未整備    | 職員各個人の備蓄推進を含めた職員備蓄の確保 |                               |           | 各施設主管部署 |               |           |
| 情報システム  | 浸水被害の可能性     | 浸水によるシステム被害の恐れ        | システムの浸水対策または移設                |           |         | 各システム管理部署     |           |
|         | データのバックアップ   | バックアップの未確保            | バックアップの確保                     |           |         | 情報化推進室        |           |
|         |              |                       | バックアップ設置箇所状況の確認               |           |         | 情報化推進室        |           |
|         | システム保守契約     | 緊急時の対応に関する体制の未整備      | システム保守事業者との緊急時対応に関する確認        |           |         | 情報化推進室        |           |
|         | 停電           | 重要システムへのUPS未設置        | 重要度Aのシステムに対するUPSの設置           |           |         | 上下水道部・川井総合事務所 |           |
|         |              | 自家発電時において多くのシステムが未給電  | 自家発電時に給電させるシステムの特定            |           |         | 各施設主管部署       |           |
|         | 機器（ハードウェア）保護 | 重要システム機器への転倒防止対策の未実施  | 重要度A, Bのシステムに対する転倒防止対策の実施     |           |         |               | 各システム管理部署 |
|         |              | 代替機の未確保               | 重要度A, Bのシステムに対する代替機の確保        |           |         |               | 情報化推進室    |
|         | その他          | 情報システムに関する人材育成・訓練・研修  | 復旧・操作マニュアルの整備                 |           |         |               | 情報化推進室    |

|    |                            |
|----|----------------------------|
| 凡例 | 短期<br>1～2年で実施する対策          |
|    | 短中期<br>3～4年で実施する対策         |
|    | 中長期<br>4～6年あるいは、継続的に実施する対策 |

## 第8章 業務継続マネジメント体制の確立

### 8.1 職員の教育・訓練計画

#### (1) 職員への防災教育計画

今後職員の異動・交代が行われていく中であっても、東日本大震災における本市の経験を風化させずに後世へと伝えるとともに、職員及び組織の防災意識・防災対応力向上を図ることが重要である。そのための、日ごろから継続的かつ計画的に取り組むべき教育・訓練について、以下のように計画する。

表8.1.1 防災教育計画メニュー案

| 教育・研修名称          | 内容                                                        | 参加者         | 実施頻度  |
|------------------|-----------------------------------------------------------|-------------|-------|
| 業務継続セミナー         | 業務継続計画の目的、計画内容等を講演会・セミナー等により周知                            | 全職員         | 年1回程度 |
| 業務継続におけるリーダー養成研修 | 災害時における指揮命令者の心構え、業務継続のために優先的に実施するべきことの確認                  | 所属長         | 年1回程度 |
| 東日本大震災の教訓紹介      | 東日本大震災において対応の指揮を行った職員を講師として、その内容や生じた課題を紹介・共有              | 全職員         | 年1回程度 |
| 災害イマジネーション能力向上研修 | 発災直後から周囲で発生する状況、自身が実施する行動をイメージする研修として、少人数グループ単位の図上訓練形式で実施 | 所属長<br>常勤職員 | 年1回程度 |
| 防災e-ラーニング        | 基礎的な防災知識に関する教育を、イントラネットWEBシステム等を利用して周知                    | 全職員         | 随時    |

#### (2) 職員への防災訓練計画

本計画の実効性を高めるとともに、地域防災計画、災害対策本部マニュアル等の既往計画等の検証のため、また、職員及び組織の防災対応力を向上し、災害時に適切かつ迅速な行動を可能とするために、継続的・計画的に実施すべき防災訓練のメニューを表8.1.2に示す。

訓練実施においては、訓練の狙い・検証項目を明確にし、その目的に応じた規模・時間を設定する。また、訓練時に収集される情報や、各対応内容については、訓練時及び訓練が終了した後、チェックリストやアンケートなどを活用して、適切に記録を残すものとし、それら反省点・良かった点等の反映により、訓練内容の充実を図りながら、本計画、あるいは関連マニュアル等の実行性の向上に繋げる。

表8.1.2 防災訓練メニュー案

| 訓練名称          | 訓練内容                                              | 訓練検証項目                                       | 対象者               |
|---------------|---------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------|
| 参集訓練          | 自宅から参集場所まで、各参集手段により参集する訓練                         | 参集予測の妥当性、参集路の確認                              | 全職員               |
| 安否確認訓練        | 一斉メール送・受信対応と安否報告・情報集約・報告等の訓練                      | 安否確認方法の確認                                    | 全職員               |
| 災害対策本部設置・運営訓練 | 初期参集者による災害対策本部立ち上げ・引継ぎ・運営訓練                       | 災害対策本部立ち上げ・運営の確認と人員・時間の妥当性。災害対策本部マニュアルの修正・更新 | 初期参集可能職員          |
| 初動対応訓練        | ロールプレイング形式による初動対応訓練                               | 非常時優先業務・初動マニュアルの妥当性                          | ・災害初動班<br>・全職員    |
| 総合訓練          | 関係機関等との連絡・連携も含めた対応全般を実施する訓練                       | 災害対応全般の確認、各連絡の妥当性                            | 全職員               |
| 避難所準備委員会      | 避難所運営班の避難所開設手続き・開設担当との初動対応連携の確認                   | 避難所開設・運営マニュアル(地区版)の作成・更新                     | 避難所運営班、地域住民、施設管理者 |
| 避難所開設・運営訓練    | 避難所の開設手続き、避難者の受入れ、体制確立、状況報告等、避難所運営対応に関する訓練        | 避難所開設・運営マニュアル(地区版)の検証と、それに基づく修正              | 避難所運営班、地域住民、施設管理者 |
| 非常時資源確認訓練     | BCPで想定されるような停電・浸水等の状況下における設備・資機材の使用方法的確認と、情報連絡の訓練 | 通信機器の確認、災害対策本部マニュアルの妥当性検証                    | 全職員               |
| 応援協定実地訓練      | 応援協定を結ぶ行政との支援・受援の内容・方法の確認訓練                       | 応援・受援体制の妥当性、業務効率化の検証                         | 協定行政職員、関連業務に関わる職員 |
| 復旧計画立案訓練      | 庁内の想定被害状況に対する対策方針・復旧計画を立案する訓練                     | 非常時優先業務の検証と復旧内容の確認                           | 所属長               |

## 8.2 業務継続マネジメント体制

業務継続体制は、計画を作成した段階で達成されるわけではなく、計画を継続的に実施、検証した上で、適宜見直しを行っていくことで、達成へと近づくものである。この際、庁舎の耐震化、非常用発電力の充実、システムの堅牢化など、対策の実施状況によって前提条件が変化していくので、これを踏まえた改定・調整も必要になってくる。

このため、本計画の進捗状況の確認は毎年度行うものとし、確認・検証の結果、必要に応じて改定・見直しを行うものとする。

具体的には、以下に示す体制のもと、訓練等により抽出された問題点等を踏まえて、各課の防災

担当職員を中心に構成する「BCP作業部会」で検討し、庁内調整を経て、「宮古市防災会議」にて最終決定する体制とする。

なお、本マネジメント体制における事務局は危機管理課が担当する。

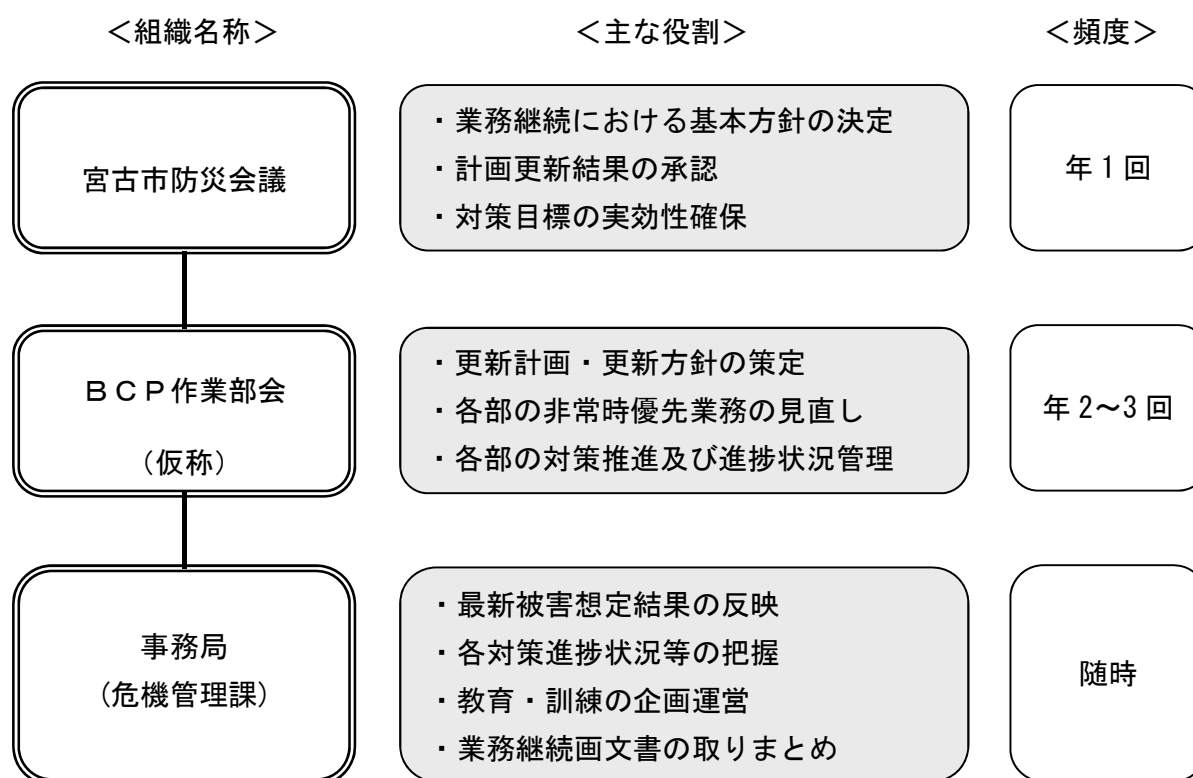


図8.2.1 業務継続マネジメント体制

### 8.3 業務継続計画の改善・更新

前項で示した業務継続マネジメント体制に基づき、防災対策の立案（計画(Plan)）、対策の実施（実行(Do)）、対策効果の評価（評価(Check)）、計画の見直し・改善（改善(Act)）により構成されるPDCAサイクルを構築し、それを着実に推進していくこととする。また、そのサイクルの中では、計画を実際に実行する職員が、自ら取り組むべき行動を理解したうえで、平常時から業務継続に対する意識の向上に努めることが重要となる。

このようなPDCAサイクルに基づき、本計画は、事務局が主体となって、毎年度更新を行うことを基本とする。また、地域防災計画や関連マニュアルとの整合性の観点から、地域防災計画改訂後、あるいは関連計画・マニュアルの更新時に、必ず整合性を確認し、必要な修正を行うものとする。

その他、直近では、以下に挙げる事項に併せて計画の修正・更新を行うものとする。

- ・ 岩手県による地震・津波被害想定の見直し
- ・ 新庁舎建設に伴う災害対応手順・体制の見直し
- ・ 組織構成の変更
- ・ 対策の進捗に伴う、対策計画の見直し

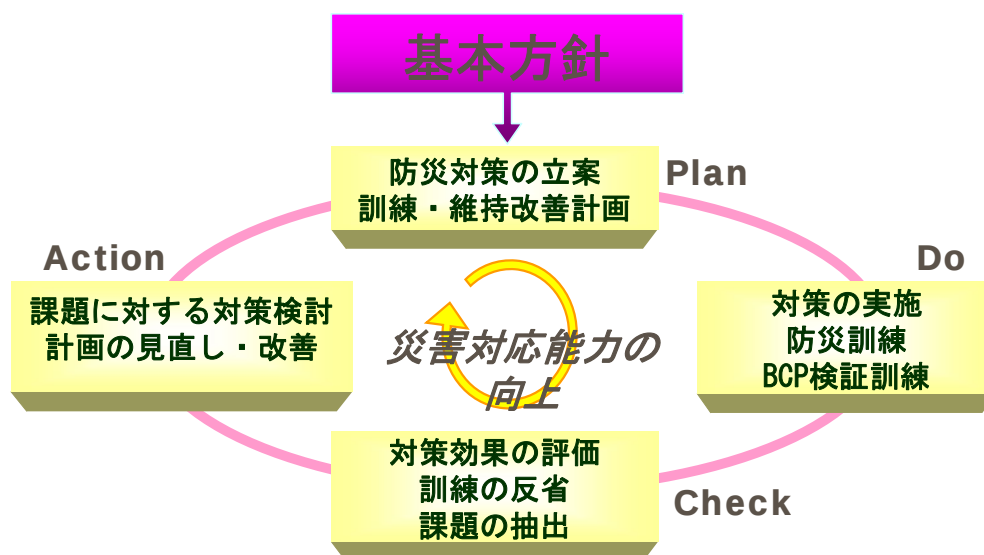


図8.3.1 PDCAサイクルによる計画の見直し

## 第9章 まとめ

「宮古市業務継続計画（BCP）【震災編】」は、東日本大震災時の地震・津波の再来を前提とする災害として、災害発生時に、宮古市が行政組織として、災害発生時に市民の生命及び財産の保護、都市機能の維持及び早期回復を図るために実施しなければならない業務（非常時優先業務）を定めるとともに、その実施体制、庁舎設備、情報システム等における課題を抽出し、合わせて、課題解決のための各種対策を取りまとめたものである。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、本市に甚大な被害を与えると同時に、津波浸水に伴う市役所の孤立、電気・燃料・通信の途絶をはじめとする、業務継続実施上の大きな障害をもたらした。

これを踏まえ、本計画においては、まず全庁及び各部局の業務継続目標を定めた上で、非常時優先業務については、発災後に新たに発生する業務である「災害対応業務」と、通常業務のうち早期に再開すべき業務である「優先通常業務」のそれぞれについて選定を行い、その結果、災害対策業務で383業務、優先通常業務で532業務が非常時優先業務として選定された。

そして、これらの業務について、目標とする実施時期と必要人数を整理し、想定される職員の動員状況と比較した結果、現状では災害発生直後のみならず、中長期的に職員が不足する状況が継続することが想定された。このことから、各部における人員体制上の課題を明らかにし、解決に向けた対策を取りまとめている。

また、非常時優先業務を行うために必要な庁舎施設・設備、情報システムについても、現状を整理・分析し、業務継続上の課題と改善策を示した。

本市は、本計画に示した業務継続マネジメント体制に従い、この計画を適宜、適切に更新し続けることで、市全体の業務継続能力を向上させるPDCAサイクルを構築していく。そして、東日本大震災の教訓・反省を忘れずに、事前予防対策と事後災害対応の両面において、災害に強いまちづくりを実現すべく、継続的な取り組みを進めていく。